

第2回日野町議会定例会会議録

令和3年3月15日(第4日)

開会 9時15分

散会 17時58分

1. 出席議員(13名)

1番	野 矢 貴 之	9番	谷 成 隆
2番	山 本 秀 喜	10番	中 西 佳 子
3番	高 橋 源三郎	11番	齋 藤 光 弘
4番	加 藤 和 幸	12番	西 澤 正 治
6番	後 藤 勇 樹	13番	池 元 法 子
7番	奥 平 英 雄	14番	杉 浦 和 人
8番	山 田 人 志		

2. 欠席、遅刻、途中退席および早退議員

な し

3. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(19名)

町 長	堀 江 和 博	副 町 長	津 田 誠 司
教 育 長	今 宿 綾 子	総務政策主監	安 田 尚 司
教 育 次 長	望 主 昭 久	総 務 課 長	藤 澤 隆
企画振興課長	正 木 博 之	住 民 課 長	澤 村 栄 治
福祉保健課長	池 内 潔	子ども支援課長	宇 田 達 夫
長寿福祉課長	吉 澤 利 夫	農 林 課 長	寺 嶋 孝 平
商工観光課長	福 本 修 一	建 設 計 画 課 長	高 井 晴 一 郎
上下水道課長	柴 田 和 英	生 涯 学 習 課 長	吉 澤 増 穂
会 計 管 理 者	山 田 敏 之	住 民 課 参 事	奥 野 彰 久
福祉保健課参事	福 田 文 彦		

4. 事務のため出席した者の職氏名(3名)

議会事務局長	山 添 昭 男	議会事務局主任	菊 地 智 子
総務課主任	角 浩 之		

5. 議事日程

日程第 1 一般質問

9番	谷	成隆君
2番	山本	秀喜君
11番	齋藤	光弘君
10番	中西	佳子君
4番	加藤	和幸君
13番	池元	法子君
6番	後藤	勇樹君
1番	野矢	貴之君

会議の概要

－開会 9時15分－

議長（杉浦和人君） 皆さん、おはようございます。全員ご起立をお願いします。
一同礼。

－起立・礼－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

ただいまの出席議員は、全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元へ印刷配付のとおりであります。

日程第1 一般質問を行います。

12日に引き続き、一般質問通告表に基づき、順次発言を許可いたします。

9番、谷 成隆君。

9番（谷 成隆君） 皆さん、おはようございます。通告に従いまして、一括で質問させていただきたいと思っております。

地域コミュニティと施設の補助制度および地域避難施設の考え方についてお伺いいたします。

現在、日野町内83集落において所有されている集会所（いわゆる行政区と言われる単位）については、その建築時期や老朽状況は様々で、職員の皆様もその内容はそれなりに把握されていると思っております。今日までの時点で、町内において既に改修や新築案件について、バリアフリー化や耐震補強などに取り組み実施された自治会件数を認知しておられれば教えていただくとともに、単位自治の機能について、改めて幾つかの観点を申し上げたいと思っております。

集会所とは地域コミュニティの運営維持の場所であるという点、また地域福祉の集まりの拠点と言っても過言ではありません。そう考えると、住民にとって最も身近な公益性のある建物として考えられます。県内の他市町の新築時などの建築補助額の状況はインターネットで検索でき、広く公開され、その補助要綱は様々ですがほぼ近似しており、補助率などは建築費用の2分の1から3分の1といったところが見受けられます。そこで3点ほどお伺いします。

日野町において補助の内容は、他市町が設定しているような想定や時代に即した考え方が織り込まれたものでしょうか。他市町の想定される新築時の補助率の2分の1から3分の1の数値設定は、何らかの指針や指導によるものなのか、もしくはその市町が単独費用にて対処されているものなのかをお伺いします。

2つ目に、日野町内には新耐震基準が発布された昭和56年以前に建てられた集会所も多数点在をしています。日常時の使用はもちろん、災害時には避難されることも想定され、防災上の観点では不安のある建築物であります。耐震診断の補助制度

も出されておられますが、根本的な解決手段とは言えません。その建物が安全かどうかということは複雑な要素が絡み合い、一概にどうとは言えませんが、町の考え方や今後の方針をお伺いします。

3つ目に、地域コミュニティ制度という施策は自治会活動の一助として、そして情報公開の観点からも、ホームページなどのネット環境において明るく制度の公表をすべきではないでしょうか。滋賀県では、「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」という条例が発布されております。これらは新バリアフリー（旧ハートビル法）やユニバーサルデザインの採用を主眼としたものです。国内の他の都市では始まっており、そういった基準に基づいて、特定の建築物に対して、補助内容の要綱とともに防災の観点を兼ね備えた条例の整備を目指していく考えが必要です。災害時には避難所として開設したときには、体の不自由な人がスムーズに出入りができるスロープや手すりが整備され、機能が整ってこそ本当の避難所となり、その状態を目指すことが大切です。今後の方針などがあるのかをお伺いします。

議長（杉浦和人君） 9番、谷 成隆君の質問に対する当局の答弁を求めます。町長。

町長（堀江和博君） おはようございます。それでは、答弁をさせていただきます。

まず1点目、集会所の補助制度についてご質問をいただきました。

1点目の新築やリフォームの補助制度につきましては、補助率は3分の1となっており、その半額が町の財源となっております。県の制度活用となりますので、滋賀県の補助要件等に基づき補助金を交付することとなります。

次に、耐震改修やバリアフリー化の実績ですが、耐震改修は平成31年度から事業実施したこともあり、実績はゼロ件です。また、バリアフリー化等の改造、改修や建築の実績につきましては、これまでに35自治会に取り組んでいただいています。

次に、2点目の自治会等が管理する集会所等において、耐震基準を満たしていない施設についてですが、耐震診断または耐震上安全な状態にするための耐震改修を実施する場合、予算の範囲内において補助金を交付することとしております。この補助制度の対象施設については、耐震改修後、地域の避難所として継続して使用されることが見込まれる地域の集会所、また会議所としております。今後についても地域の避難所として使用される集会所等の地域防災力の向上を図るため、この補助制度を活用いただきたいと考えております。

次に、3点目の集会所に対する今後の補助制度等についてですが、集会所に対する補助制度につきましては毎年10月に次年度の予算要望を、全地区の区長、町代の皆さんに照会をしております。その際に補助制度をまとめた冊子を送付しておりますが、議員ご指摘のとおりホームページへの記載ができておりませんでしたので、早速掲載をさせていただいたところです。災害時にも近くで避難できる場所として、誰もが利用しやすい集会所であるべきだというご指摘につきましては、集会所が防

災面やユニバーサルデザインに沿った機能が整えられていることが望ましいと考えております。集会所整備の補助制度の在り方や防災面を兼ね備えた機能につきましては、様々な先進事例を研究してまいりたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 谷 成隆君。

9番（谷 成隆君） ちょっと再質問したいと思います。

地域コミュニティ内の状態は様々で、他財源を持つ自治会や、住民の協議費に頼る困窮自治会も実質存在しています。また、町の財源も豊かではないことも承知して申し上げます。人口減少の局面に入り、何を残し、何を捨てるかという選択があると思います。今申し上げた整備に関するハード面の整備内容でなく、地域の子どもからお年寄りまでがつながりのある生き生きとしたコミュニティづくりの存続が、今後のこの町の生き残りの明暗を分けるように思います。きっかけや仕組みの投下というソフトの面での対策も、従来以上にバージョンアップをさせて取り組んでいく必要があろうかと思いますが、町の考えをお伺いします。

もう1点、町の防災としての減災事業で、有利な起債を活用してわたむきホールの天井を耐震改修されるが、自治会の集会所整備事業の借入金について、利子補給制度の新設などの対策をする考えがあるのかをお伺いします。

以上2点です。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（正木博之君） おはようございます。ありがとうございます。ハード面ではなくソフト面で、これからの地域のつながりとかコミュニティも大切やというご質問を頂戴いたしましたと思います。

そのことにつきましては、新年度は先日来ご質問いただいていますスマイルアクションの事業が、まさに地域のコミュニティの新しい事業かな、そこでつながりを取り戻すということを1つのきっかけにさせていただけたらということで、コロナ対策も含め、スマイルアクション事業の推進も含め事業を展開していただくように、また啓発してまいりたいと思います。あと、例年からございます自治の力で輝くまちづくり事業のほうにもチャレンジ活動支援事業というのがございまして、毎年各集落とか団体でイベントとかに出展いただいたときに、少額ではございますが補助金を出させていただいたりとか、地域づくりの活動支援ということで、一部だけですが10万円の補助もございますので、そういう事業も積極的にPRして、その地域のつながりということに活用いただけるように努めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（藤澤 隆君） ただいま集会所の耐震化についての提案を頂いたところでございます。これまで耐震化をしたいなというお声を聞いた集落さんが1集落ござ

いまして、町の補助制度等ご紹介をさせていただいたところなのですが、現実的には耐震化をする費用よりも新築のほうが結構安上がりになるというような結果で、なかなか実現できないというような集落さんが多くございました。今ご提案いただいた起債の借入れの関係での、また利子補給というようなご提案いただいたんですが、少し、起債制度の中でそれが対応できるものなのかというのと、それと利子補給なんかはちょっと、あまり今まで聞いたことがございませんでしたので、いろんなところをまた一度調べさせていただいて、対応できるものかどうかということも含めまして検討したいと思います。ありがとうございます。

議長（杉浦和人君） 谷 成隆君。

9番（谷 成隆君） またいろんな面から考えていていただきたいと思います。

また再々質問ということで、ちょっと別の視点から質問したいと思います。

日野町地域防災計画によれば、様々な事象に対し、想定や定義をされております。各公共施設においても、災害、防災、避難と定義されておりますが、実情に見合った想定や実施がされるかです。近年発生した台風などでも、必佐小学校や公民館前の道路が冠水した例があります。日野町内の避難施設に指定される地域の施設においても、河川の近接にあるものが現状幾つかあります。今年度に導入される防災戸別受信機の使用に関しても、想定されていない状況での間違っただ誘導という可能性もなきにしもあらずです。緊急時には100パーセントの適正な対処を望まれますが、そうもいかないことが実情です。防災においては生命や財産の話が出ますが、いつの時点においても、生命については100パーセント行政が守るという気概で取り組んでいただきたいと思います。

そこで、新町長として防災全般について、新しい感覚での取組姿勢についてのお考えがあればお伺いしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） ただいま谷議員のほうから、これからの防災についてご質問いただいたところでございます。

この間、先日も東日本大震災から10年の節目ということで、改めてその教訓を忘れず日本全国各自治体で防災力を強化していくということは非常に大事である、そのように思っております。そういった中で、当町におきましてもかねてから防災の様々な設備であるとか制度、また今回は戸別受信機であるとか、防災のそれぞれのアプリも含めて整備をしてきたところでございます。防災におきましては様々な段階がございます、まず町として進めさせていただいているのは、住民のそれぞれの皆様にまず防災情報をしっかりとお届けする体制をつくっていくと。そういった兼ね合いから戸別受信機であったり防災アプリであったり、また通常のメールであったりとか、様々なメディアをミックスさせて、まずそれを皆様にしっかりとお届け

する体制を整備してきたところであるというふうに私は理解をしております。ですが、今ご指摘いただいたとおりに、次の段階としてどういった情報をしっかりとお伝えしていくかということが非常に重要になっております。お話しいただきましたとおりに、その誘導の情報がまた間違っただけであつたら当然いけないわけですが、その辺りはしっかりと様々な事例研究をしながら、ハードの部分は一応情報として整備された中で、ソフトの部分、どのようにじゃあ実際に避難が発生したときに、住民の皆様が移動していただくか。それは地域の会議所がいいのか、実質的にもっと安全な場所のほうがいいのかという精査を、住民の皆さんとしっかりと話をしながら決めていく、次の段階に移っていくのかなと、そのように思っているところでございます。

議長（杉浦和人君） 谷 成隆君。

9番（谷 成隆君） いいお言葉を頂きまして、要望ということで最後に、幸い私たちの滋賀県や日野町においては、たまたま実際の避難が必要な大きな災害に遭遇していないだけです。安心・安全なまちづくりは日頃の積み重ねです。私たち議員も一致協力をしなければなりません。今回の質問で申し上げたコミュニティ支援などの条例化の考慮や精査にかなりの審議も必要かと思われまますので、また次年度に質問事項に上げていきたいと思っております。今後ともたゆまぬ取組をどうぞよろしくお願いいたします。

議長（杉浦和人君） 次に2番、山本秀喜君。

2番（山本秀喜君） おはようございます。それでは私のほうから、分割で4点の質問をさせていただきます。

まず冒頭に、この新型コロナウイルス感染症の問題は、日々いろんな情報が入ってきているので、医療、介護、福祉、保育に係る従事者の方々をはじめ、担当役場の職員の方々においても、非常にご苦勞が多いかと思っております。また、昨今の緊急事態宣言中の1都3県では陽性者数の下げ止まりも言われており、さらには変異ウイルスの増大も言われ、副作用の問題も表面化してきているのも事実であろうと思っております。錯綜する情報の中で、気が抜けることがないかもしれませんが、何とかこのコロナ禍をみんなで乗り越えたいと思っております。今回もコロナ対策をはじめ、多くの質問をさせていただきます。どうかよろしくお願いします。

まず1点目です。新型コロナウイルス感染症対策、高齢者へのワクチン接種、福祉施設での抗原検査体制、困っておられる方々への支援についての質問をさせていただきます。

本当に長引いている新型コロナウイルス感染症は、都市部における緊急事態宣言により感染者数は減少傾向にあるものの、医療提供体制は依然逼迫している状態であると聞きます。社会的な免疫をつくる、収束の要となるワクチン接種は、医療従

事者から先行接種で始まっており、期待が高まってはいますが、接種後の副反応などの不安な要素もあり、適時適切な情報開示が望まれるところです。現在、町においては高齢者の方々へのワクチン接種の準備に取りかかりつつありますが、国でのワクチン接種の確保が定まらず、地方にどの程度配分されてくるのか、困惑している状況にあると思います。このような状況において、ワクチン接種のスケジュールや接種形態などの現状と、今年から実施されている高齢者福祉施設、障がい者福祉施設などでの抗原検査の実施状況についてお伺いします。

また、私は昨年12月定例会、2月臨時会においても、長引くコロナ禍によって生活困窮者などの方や、料飲仕出し業界の方々への支援が必要だと求めており、さらに追い打ちをかけて今年の日野祭も居祭りになる旨、新聞報道がされており、より深刻化するものと思っています。これら新型コロナウイルス感染症対策について、以下の項目についてお伺いをしていきます。

まず1点目、2点目の、高齢者対象の接種開始およびワクチンの配布量については、12日、西澤さんの質問と同じ内容ですので、私のほうからはこの1点、2点目については、ちょっとおさらいという意味で言わせていただきます。

日野町での高齢者の接種開始は、4月12日の週に配分を受ける予定だということをお伺いしています。ワクチンの配布量については現時点で、4月12日の週に350回分、人数にして175人分が配布予定だと聞かせていただきました。誤っているならば、ご指摘をお願いしたいと思います。

続いて3点目、ワクチンの配布量により接種方法、集団接種や個別接種などの再検討をしなければならないと考えるが、町は町民会館わたむきホールの集団接種からの変更は考えていないか。

4点目、高齢者福祉施設、障がい者福祉施設などの新規入所者で始められた抗原検査の実施状況は。

5点目、前項の職員に対する抗原検査の実施状況は。

6点目、この抗原検査は、新年度も継続していく必要があると考えるかどうか。

7点目、新年度予算に計上されたコロナ対策、地域経済緊急支援事業は、この議会議決後、いつの時点で執行していこうとしているのか。

8点目、コロナ対策で新たな生活困窮者などへの支援が組み込まれていませんが、どのような考えからか。

以上、質問します。

議長（杉浦和人君） 2番、山本秀喜君の質問に対する当局の答弁を求めます。町長。

町長（堀江和博君） ただいまは、ワクチンの接種ならびに検査等についてご質問をいただきました。

まず1点目の開始時期についてですが、お話しいただきましたとおり4月12日の

週に配分を受ける予定のワクチンから接種を開始したいと考えております。

次に、2点目のワクチンの配布量についてですが、日野町への配分量は現時点では4月12日の週に70バイアル・350回分、人数としましては175人分が配分される予定となっております。なお、4月26日の週からについては、配分量は未定となっております。

次に、3点目の接種方法等についてですが、今回ワクチンの配分量や配布開始時期から、会場運営や接種スケジュール等の練り直しを行いました。配布時期が遅れることやワクチンの配分量が少量であること、また接種会場として林業センターや勤労福祉会館を長期占有することにより、様々な事業や活動等に影響が生じてくると考え、わたむきホール虹での集団接種後は、今回当初予算の補正でご審議をお願いしております。またこの間、他市のデモンストレーションを見学させていただき、1日当たりの接種ニーズについても再検討をいたしました。問診や接種に要する時間や経過観察時間を考慮し、1日最大200人として、スケジュールの見直しを行ったところでございます。

次に、4点目の令和3年1月より実施をしております新型コロナウイルスの検査事業についてですが、3月5日現在、新規入所者では35人の検査を実施いたしました。

次に、5点目の職員の方への検査ですが、現時点での検査数はゼロとなっております。

次に、6点目の検査事業の継続についてですが、新型コロナウイルス感染症対策を行っていく上で、ワクチン接種と検査については両輪で実施をしていきたいと考えており、引き続き検査事業を実施させていただきたく、当初予算の補正でご審議をお願いさせていただくものでございます。

次に、7点目の令和3年度地域経済緊急支援事業についてですが、小規模事業者等が借り入れされたセーフティネット資金に係る利子補給補助金300万円を見込んでおり、執行は令和4年2月頃になります。町内の料理飲食業、宿泊業およびその取引事業者への減収緩和支援金1,600万円については現在要件、添付書類等を検討しており、補助要綱を作成し、速やかに交付させていただけるように準備していきたいと考えています。

最後に8点目の、生活に困窮されている方への支援についてですが、現下の状況においては多くの方がその影響を受けているところでございます。感染症を抑制しつつ経済活動を戻していくことが難しい状況であることから、企業や家庭において減収となったことに対する様々な施策が講じられているところです。緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付けを行う緊急小口資金、

また生活再建までの間に必要な生活費用の貸付けを行う総合支援資金については、町社協が窓口となり、日常的に対応をしていただいております。また、ひとり親世帯につきましても、2度にわたり臨時特別給付金が支給されたところでございます。町におきましては、東近江健康福祉事務所と連携し、生活困窮の相談を受けているところです。今後につきましても、お困りの方に対して継続的な支援が届けていけるよう取り組んでいきたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

2番（山本秀喜君） 再質問として、4点させていただきます。

まず1つ目は、ワクチン接種に関してです。4月12日の週に配分されるワクチンの接種量350回分、175人分と言われましたけども、接種対象者はどのような方を対象にしていこうとお考えなのか、お聞かせ下さい。

2つ目、高齢者福祉施設、障がい者福祉施設などで進められている抗原検査についてです。町が独自で安心・安全を高めていこうと、よい取組であり、ありがたく思っております。ただ、今ご回答をいただいた中で、新規に入所される方は有効に使われているというふうに思いましたけども、いまだ職員の方の申込みはゼロなのはなぜか。職員の方の不安を取り除き、安心してお仕事できる環境をつくっていこうとお始めになられたのに、何か運用面で問題があるのではと考えた次第です。

そこで確認です。職員の方が抗原検査を受けるのは希望者で、何か不安があって申し出た人が受けていくことになっており、費用は、1職員1回9,000円を上限に町が負担することで進められています。ここで問題点は2つ、自主的に申出をしなければならない点と、もう1点は、施設側もしくはお勤めの職員さん自らが費用負担をしなければならない点です。

まず前者、自主的に、私がこのような不安があるから受けたいですと、実際職員の方が気兼ねなく申出することができるのでしょうか。外出されるときも人一倍気を遣っていただいている職務があるがゆえに、申し出たことによって何か心配を逆に与えてしまわないかと思ってしまって、ためらいをしてしまうことがあるのではと思うのです。費用負担も、申し出た人が負担するのか、施設側が負担するのか。これも決めていただかねばなりません。これではせっかく不安の解消に取り組まれた制度が生かされていないと思うのですが、このままこの制度が使われていかないとすれば、それでもよかったとお考えでしょうか。使われていかない問題点を把握されていこうと考えておられるのか、その点お聞かせ下さい。

3つ目は、町内の料理飲食業、宿泊業とその取引業者まで拡大して支援していこうと。この取組はうれしく、ありがたく思います。本当に切実な声を聞いておりますので、速やかな対応をお願いしたいと思います。

そこで、申請できる要件、今時点のお考えで結構ですので、教えていただきたい

思います。それと、できる限り手間のかからない手続方法を望みたいということも言われておりますので、どのような手続をお考えなのか、またこれらの制度をどのような方法で周知していこうとお考えなのか、お聞かせ下さい。

4つ目は、生活に困窮されている方への支援は国、県、そして町からも実施していただいているのは承知の上で、あまりにも長引くコロナ禍があるがゆえに、さらに支援が必要だと求めているのです。町は困っておられる方の支援は、今までの貸付け程度や給付金などで行き届いているとお考えなのか、その点をお聞かせ下さい。

議長（杉浦和人君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（池内 潔君） それでは再質問にお答えさせていただきたいと思いません。

まず、ワクチンの高齢者向けの接種について、少量であるけれどもどうだということですが、確かに175人分となると、全対象者6,500人に対応するためのものには乏し過ぎるということがありますので、今現在調整しておりますのは、高齢者の入所施設の方々に対する先行接種をしてみたらいかなというふうにご検討しております。そうすることによって、次の配分についての時間的な余裕はありますけれども、今のところ4月12日週に接種することと、それから4月26日の週についても接種することについての、段階的な接種について今、検討を進めているところでございます。

続きまして、検査についてです。今おっしゃいましたとおり、入所者の方については1日1件程度のお申込みがあるところでございますけれども、職員さんについては、何が問題となっているのかというところの詳しい調査は必要かなと思っております。今までゼロ件やったということが、やはり問題がなかったかどうかという検証はしていきたいなと思っております。おっしゃったように、心理的な作用があるのか、金額的な作用があるのか、そこら辺は施設の職員さんを統括されている方々にヒアリングさせていただいて、制度の見直しが必要やということがあったら、これは積極的に制度の見直しをしていきたいなというふうには考えています。

続きまして、生活困窮の方々の行き届いた支援、今までやってきたことで充足しているかどうか。決して充足しているという認識は、私たちは持っていないところです。充足していくために何が必要かということになるんですけども、短期的な支給、例えば貸付けも含めた現金支給、これも確かに有効な手段の1つやなというふうには思いますけれども、相談を受けている窓口の現場としての感覚ですけれども、短期的な現金給付であったり貸付けよりも、根本的に課題を解決していくための長いスパンの相談支援というのが最も必要だなというふうには、現場感覚としては思います。したがって、継続的に相談をして、どこの機関に適切につないでい

って、その方の生活を立て直していくのかということのを慎重にやり続けていくということが、私たちに求められているのではないかというふうには感じております。

議長（杉浦和人君） 商工観光課長。

商工観光課長（福本修一君） ただいま地域経済緊急支援事業につきまして再質問を頂戴しました。

支援事業につきましては速やかな対応ということですので、年度、要綱を定めて、周知期間等、一定必要かと思いますが、その辺りにつきましてできるだけ早く、制度は運用といいますか、実施に向けて取り組んでまいりたいなというふうに考えております。

この要件につきましては、2つございます。実際に料理飲食業を営まれている事業者さん、そして宿泊業を営まれている事業者さん、直接に、第一義的に、20パーセント以上の減収につきまして、上限につきましては特に設けるものではございません。方々に対しまして、一律20万円ということと考えております。取引事業者さんにつきましては、飲食料品を納品されているとか、そして日野町では少ないかなと思いますが、割り箸であったりおしぼりであったりとか、そういうようなものを提供といいますか、納品されている事業者さん。その継続的に取引をされているということにつきましての要件をどうしていくのかにつきましては、一定精査を今しているところという状況でございます。

いずれにしましても、事業者さんにつきましてはこれまでの制度の中で、国の持続化給付金でありましたり町の減収緩和支援金であったりということで、制度もご利用いただいている事業者さんも多いかなというふうに思っておりますので、そういった方々につきましては、一定事業の交付決定通知であったりとか、そういったものがございますので、そういったもので簡略化できないかというふうに考えております。ただ、20パーセント以上の減収がありましても、手続をされておられない事業者さんもおられる可能性がございます。そういった部分につきましては、前年度、令和元年度と令和2年度の比較なり、令和3年の1月から3月の比較なりというところで確認をさせていただく必要が出てくるかなというふうに考えております。

周知方法につきましては、これはどこまでしていけばというところでもありますけれども、町の可能な限りの、「日野め〜る」だったりとか、ホームページはもちろんですけれども、あと商工会にもご協力いただきながら周知に努めていくということが大切なことやなというふうに思っております。いろんな形で制度を周知していくことは非常に重要やなというふうに思っておりますので、少しでも事業者さんの経営が安定といいますか、一助となるように、制度の速やかな運用に取り組んでいきたいというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

2番（山本秀喜君） それでは再々質問は、職員の方の抗原検査と生活困窮者への支援について、再々質問をしていきます。

まず、抗原検査について。この実施目的を一度考えてみますと、これはやっぱり施設としての無症状感染を早期に発見することで、施設内のクラスターを予防していくことが大きな目的の1つではないかなと思っています。ワクチン接種が見通せない中においては検査を進めなければならず、今は検査方法も、プール検査という方法もあると言われていています。私は、定期的に職員の方全員に検査していただく、費用はできる限り全額町負担がということをおもうわけなんです、費用の面もありますので、そういうことも踏まえて制度の見直しを求めたいと思っております。先ほども課長言われましたように、一度施設の方のご意見を集約して制度の見直しを進めることと思いますが、先ほど私が言いました全員の方の検査とか、費用負担のこととか、その点、町の考えはどの範囲、今の予算で得られている範囲でやろうとお考えなのか、その点も踏まえてお考えをお聞かせ下さい。

次に、生活困窮者への支援については、言われましたように、お金を借りるのも先行きが不透明で、返すことができるのかと。ここにためらいがあることも聞いております。私は、町が支援することに対して、大それたことまでは望んでおりません。それは国や県が、今も国会でも十分審議されておりますので、そこで要望も上がっておりますので、決めることだと思っています。町ができることを、精いっぱいやればよいなと思っています。

それで、私が思うのには、町が商工会と連携して実施したがんばろう商品券、あの商品券の取組は一定の効果が得られたというふうに聞いています。今度は本当に困っておられる世帯に再度がんばろう商品券を配布して、お困りの方も支援できて、また事業者の方にも手助けになると、このような運用が望ましいのではと考えさせていただきました。町の考えはいかがでしょうか。この2点、再質問させていただきます。

議長（杉浦和人君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（池内 潔君） お2つほど頂きました職員の検査の、まず方法と改善策で、全員の方に定期的にできないかというご提案でございます。こちらについては、予算のことも当然あるんですけども、そのことが確かに有効であって、適切に運用できるということであれば、それはまた1つの方法かなと思いますけれども、これまた施設の職員さん、皆様のご意向もあると思いますし、そこはちゃんとヒアリングしながら、何が一番適切かというのを考えさせてもらいたいなと思います。

それと、生活困窮の方の、本当に困っておられる方への支援でございますけれども、これも繰り返しになりますけれども、相談をつけている担当の現場といたしま

しては、引き続いて継続的に何が必要かということ、継続的な相談支援を充実していくということが一番最善であるかなというふうには今のところ思っておりません。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

2番（山本秀喜君） 施設の方は本当に、安心・安全を望まれております。今、報道を見ていますと、滋賀県は人口に対して陽性率が高いということも、施設の方も心配されておられました。早いうちに、施設の方のお考えもお聞きになった上で有効に使えるようになればよいなと思っておりますので、せっかくの制度、宝の持ち腐れにならないように、よろしくお願ひしたいと思ひます。

生活困窮者への支援は、先ほど言わせていただきました1つ、がんばろう商品券の再配布も1つの例でございます。事業者への支援も相重なって、いいのかなと思ひた次第で提案させていただきました。これらも含めて、早々に検討していただきますようお願ひしてこの1問目を終わりにします。

続いて2件目は、新町政におけるコンプライアンスについて再確認していく必要が出てきましたので、その質問をしていきます。

昨年9月定例会において新しく就任された堀江町政の重要な垣根の部分として、行政のコンプライアンスについて質問をしていきました。堀江町長はそのときに、「特定の人間の指図で政治を行うことはありません。むしろ、さらにクリーンな町政を進める」と話されました。また、行政の透明性を向上させ、公正な職務執行を行うことは、住民の皆さんに信頼していただける町政を確立していくことになるとも言われました。住民の皆さんの信頼が基盤になる町政運営において、12月の定例会の答弁から2月臨時会の間、ふさわしくないと思われる言動がありました。これらはコンプライアンスと信頼を損ねる重要な部分であり、再度堀江町政の首長としての考え方を確認しておきたく、以下の項目についてお聞きしていきます。

1点目、地方自治法163条で、副町長の任期は4年と定められているが、情報公開制度により入手した滋賀県職員の派遣についての依頼文書では、派遣を受けたい期間は2年6か月間と記載されている。任期が4年なら、派遣期間も4年で依頼することが本来の在り方であり、法を遵守できていないと考えるが、いかがなものか。

2点目、公文書の管理について、情報公開制度により入手した副町長の選任に伴う滋賀県職員の派遣申請ならびに派遣にあたっての覚書の締結についての回議書は、町長決裁区分により町長印が押印・決裁されていることが分かりました。2月に開催された議員全員協議会において、町長は「12月議会閉会後に調査したところ、事務方同士で覚書を交わしていることが分かった。私は知りませんでした」と答えています。また、2月臨時会では「失念し、誤った答弁をした」と答えています。公文書管理の上において、副町長人事の重要な案件でもあり、押印・決裁している

にもかかわらず事務方同士で覚書を交わしている、知らなかった、失念していたでは行政の意思決定は成り立たなく、通用する問題ではないと考えますが、町長の見解はいかがでしょう。

3点目、町政の信頼に関して、クリーンな町政を進めると言っていた堀江町政にとって、今回県との取り交わしは一切ないと言われていましたが、実はありましたと答弁されました。また、今回情報公開請求により次々と不誠実な答弁も明らかになってきました。さらには事務方同士がやっていたと、職員も巻き込んだ役場全体の信頼を損ねる事態にまで発展していったのではと思っています。このことに対して、町長のお考えをお聞きします。

4点目、日本国憲法第15条の2項、「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」とあります。私たち議員も同じですが、公務員全ての人が住民の皆さんのために働かなくてはならない。誰か一部の人に働く者ではありません。これが公務員の本質だと思いますが、町長の考えはいかがなものですか。また、この考えを職員の皆さんにどう指導、教育されているのか、お聞かせ下さい。

5点目、私の昨年9月の定例会の一般質問で、堀江町政はクリーンな町政を進めるために、職員等に対し当該職員の職務に関する要望、請求、要請などを記録し、情報公開制度により進めていくと答えられました。この取組に関して、現在の進捗状況をお聞かせ下さい。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） ただいまは新町政におけるコンプライアンスについてご質問をいただきました。

まず、1点目の副町長の派遣期間については、県との協議の中で示されたものでございます。副町長の任期は4年であり、津田副町長の任期についても4年という認識に変わりはありません。

次に、2点目と3点目の考えについてでございますが、覚書の締結に関する回議書については、町長である私まで決裁がなされており、町の意思決定においては問題はありません。その決裁に関して、私が失念したことによる誤った答弁につきましては責任を重く受け止め、反省をしているところでございます。住民の皆様より信託を受けた者として、信頼を回復できるよう誠心誠意努めてまいります。

次に、4点目の日本国憲法にある全体の奉仕者の考えについてですが、私も当然、公務員は一部の人のためではなく、住民の皆さんのために働くことが本質であると考えております。職員についても採用時のサービスの宣誓において、全体の奉仕者として職務を執行することを誓っていただいております、それを理解した上で職務に精励をいただいておりますが、今後も必要に応じて指導を徹底してまいります。

5点目に、クリーンな町政を進めるための取組でございますが、9月定例会で答

弁いたしましたとおり、公正公平かつ透明性のある日野町役場であるために、職員等に対し当該職員の職務に関する要望、請求、要請などを記録し、公文書として保存、管理することで情報公開制度に対応することを、就任時の主監課長会で管理職に指示をしたところでございます。これを受け、各所属で取り組んでおられるものと認識をしております。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

2番（山本秀喜君） コンプライアンスの法遵守は基本的なこと、加えて透明性の向上や、公正な業務執行が信頼につながる町政につながることになるので、コンプライアンスの強化に努めたいと堀江町政は言われていました。しかしながら、今頂いた返答の中には、コンプライアンスに対する重みがあまり強く感じられません。ちょっと残念でなりません。

そうしたことを踏まえて、再質問として1点目の地方自治法163条の認識と、2点目、3点目の返答から見えてきた堀江町政での意思決定のプロセスでの透明性について、そして5点目の役場で取り組む情報公開制度について、それぞれお聞きします。

まず1点目の地方自治法163条では、副町長の任期は4年と定められていますが、県との協議の中で、2年6か月であると決められたことが分かりました。どちら側の方が2年6か月と言い出したのか、素直に気にはなるところですが、ここでは町幹部の方がこの地方自治法第163条に関してどれだけ認識しておられたのか、確認をしておきたいと思います。

総務課長、総務政策主監にそれぞれお聞きします。情報公開により入手した回議書を見ますと、滋賀県職員の派遣依頼書に副町長の職名で、派遣を受けたい期間として2年6か月と記載されており、県との覚書にも、派遣期間が2年6か月の期日が入っております。回議書の承認ルートの承認者の方はこれが回ってきたときに、これでは法遵守できていない、ちょっとこれ、おかしいのではなからうかと、この時点でまず気づいていたのか。それは気づいていて、誰かに報告や共有をしたのか。その点、教えて下さい。

次に、加えて町長が、12月の議会で県との取り交わしは一切ないと強調して答弁された後、実は事務方同士が県との取り交わしをされていることとと言われていたから、主監や総務課長はこの派遣依頼書や覚書があることを知っていて、町長に答弁が間違っているよと、そういう指摘をしていくのが私は普通だと思いましたが、実のところ、12月議会の時点で派遣依頼書や覚書のあることを知っていましたか。それぞれ、教えて下さい。この質問は、役場内の意思決定がきっちり成り立っているか、役場内の透明性の向上がコンプライアンスの強化につながるためと確認するものなので、併せて教えていただきたいと思います。

2点目は、町長にお聞きします。先ほどの地方自治法163条で決められた副町長の任期は4年ということは、失念していたのでしょうか。事実をきっちり確認しなかったことにより、不誠実な言葉が繰り返されたことによって信頼を損ねていたとは思いませんか。町長の素直なお気持ちをお聞かせ下さい。

3点目の、役場内の情報公開制度は主監会議で管理職に指示され、既に各所属部署で取り組んでいるとのこと、お聞かせ願いました。総務課長にお聞きします。職員の職務に関する要望、請求、要請に当たる記録は、公文書としてどのような方法で情報の共有をされているのでしょうか。重要な案件に関しては、町長まで回覧される仕組みになっているのか、お聞きしたいです。また、町長を含む管理職の方への要望などがあった場合は、主監課長会で共有されている仕組みになっているのか、そういう点もお聞かせ下さい。

議長（杉浦和人君） 総務主監。

総務政策主監（安田尚司君） 山本議員のほうからご質問いただきました。1つ目が、いわゆる派遣に関わる部分での法的な部分がどうなのかという部分と、もう1点は、議会の中でやり取りがあった中で、そのときにはどうだったのかと、この2点だったと思います。

1点目の部分につきましては、法的には任期は4年ということは、私も当然知っておりました。ただ、その中で、この町が初めてするのであれば、いろんな形でこれがどうなんだというふうにもいろいろ整理はさせていただくところがあるんですが、非常に申し訳ないんですが、県のところでは当然、前から通例で、ほかの市町に当然派遣されている中で、副町長なり副市長という形をされておられるということでもございましたので、私としましては、県にお願いしていると言うと語弊がありますが、こういう形でお願いできないかという経過の中で、県ではこうさせてもらっていると、こういうことでもございますというお話もございまして、それであれば、それで特に問題ないのかなというところで、実を言うとそのまま事務を進めさせていただいたというのが本音でございます。

それから、議論の最中の部分でどうかということでもございます。私どもとしては、実を言うと「うん？」と思ったところはあったんです。ただ、任期のやり取りをだんだんとやられまして、任期は4年と、私はそれしかありませんと、文章的にも一切、4年というものしかございませんということでもございましたので、任期の話としての県のやり取りというのは実際には何もなかったもので、4年というのは決まっていますので、ただ、そこがどうかなというのは、確かに申し訳なかったなど。ちょっと議論で、任期という話でちょっと私も思ってしまったもので、それを後からちょっと確認させてもらったら、やっぱりちょっとおかしいなということがございましたので、私のほうがもう少しその時点で強く、この辺はどうだということ

言わせていただければよかったなど、少し反省をさせていただいたところでございます。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（藤澤 隆君） 山本議員より何点かご質問いただきました。

まず2年6か月という年数が、どちらからというようなお話があったかと思いますが、これについては県のほうからご指示をいただいたというものでございます。それに基づいて事務を進めたというところでございます。それについて、法令が守られていないという認識ということでございますけれども、今主監が申しましたように、あくまで県から派遣をお願いするという立場でございましたので、事務手続上という認識で手続をさせていただいたというところでございます。その点につきましては、県とも任期は4年ということで、全て議案も報道発表もさせていただくということをご了解いただいているというところでございます。

もう1点、答弁についての誤りについてのことでございます。これにつきましては、確かに気づきはさせていただいたところでございます。ただ、私のほうから申し出させていただいたのが議会の閉会后であったということで、大変その点については反省をさせていただいているところでございます。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） ご質問いただきまして、先ほども答弁もさせていただいたところでございますが、やはりこの間、決裁がなされるものに対して、私がこういった形で誤った答弁につながってしまいましたし、議員の皆様方にもそれでご不安な点、またご迷惑を大変おかけしましたし、それよりも、何よりも議会においてそういう誤った答弁をしているということは本当にやってはいけないというふうに深く反省をしているところでございます。私としましては、このようなことが今後なきように細心の注意を払わせていただきますし、信頼を少しでも回復させていただけるように、誠心誠意努力をしまいたいと、そのように思っております。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（藤澤 隆君） 1点答弁漏れでございました。

情報公開の関係といたしますか、いろんな要望、それから請求や要請などを受けた場合の対応についてお聞き頂きました。まずカウンター越しで、口頭なんかで要望なんかを受ける場合、それから文書で頂く場合、いろいろな場合がございます。いずれにいたしましても、そういった要望に対しては担当課で収まる内容もございませし、関係課に絡む場合もでございます。いずれにいたしましても、それについては復命、また要望を受けた文書なりを供覧するという形で共有するというのが課内で共有、また関係課と共有、場合によっては、重要な事案ですと町長、副町長なりの説明というような対応でして、それは従来からそういった対応をさせていただいて

いるというところでございます。基本的にはそういった文書なりメモで残った場合はファイリングをいたしまして、その文書全てが情報公開の対象になるということでございます。よろしく申し上げます。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

2番（山本秀喜君） 私のほうから再々質問で、今返答いただきました安田総務主監も藤澤課長のほうも、法的には知っているよということだけでも、県とのやり取りの中で、県の指導によって2年6か月にしたということで、これは先ほども言われましたように、通例でそのような形を取られているのが今ということなので、そのことに対して法律そのものがという話はさておいて、あると思うんですけども、ちょっとでもそういう法に合っていないよということ、通例でそのようになってあるねんけども、逆に法改正までということを提案すべきでなかったのかなど、要は強い信念といいましょうか、法遵守、コンプライアンスを守る日野町だと言っているにもかかわらず、そこをなあなあにしておくということに対してのお考えといいましょうか、そういうことをただしていくというか、そういうことも必要だと思いますので、その点のお気持ちを聞かせていただきたいなと思います。

それで、やっぱり気になるのが、県との取り交わしはない、一切ないという答弁で、藤澤課長も12月閉会后に気づいたと。気づいてあったけども、そのときに言ったかもわかりませんが、それもやっぱり甘さと言いましょうか、コンプライアンス遵守の甘さが見られているというふうに感じましたので、その、これからの姿勢をお聞かせ願いたいと思います。

町長に2点目、お聞きします。先ほど私が再質問した、町長が163条で任期4年のことは知っていたのか、知らなんだのか、失念していたのか、その点だけ再確認をさせて下さい。

議長（杉浦和人君） 総務主監。

総務政策主監（安田尚司君） 今、ご質問ございましたコンプライアンスの部分のことでございます。

おっしゃるとおり、慣例というものの、しかし実際には任期は4年ということが決まっておる中で、これが果たしてどうなのかということをしかりと、やはり疑念を持って、慣例であるけれどもと言われても、この辺が法的にどうなのかということはしかりただすべきだったなというふうには思っております。今後もその辺の気持ちにつきましては変わりなく、しかりとコンプライアンスにつきましては確認をし、確実に執行をするものは執行する、おかしいものはおかしいという形でさせてもらわんなんというふうを考えております。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（藤澤 隆君） 覚書での4年ということと、今後の対応ということござ

います。

当然、議員おっしゃるとおり、法令に基づいた手続という意味で、そこは相手方がどういった方であろうと正しいことをまずは示していくという姿勢で、今後とも臨みたいと思います。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） 答弁漏れておりまして、失礼をいたしました。

任期につきましては、4年ということは存じておりました。ですが、最初のほうに皆様に誤解を与えるような発言があったことは私の認識不足であるというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（藤澤 隆君） もう1点、議会の中での答弁の誤りについての件でございます。

先ほども説明いたしましたように、気づきはさせていただいていた中で、結局は閉会後になったということでございます。今後につきましてはその点、十分注意いたしまして、会期中での答弁訂正なりが正しくされるということは前提でございますので、そういった部分について、今後とも注意してまいりたいと思っております。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

2番（山本秀喜君） 副町長の任期は4年で、派遣依頼書や覚書で派遣期間が2年6か月にしたことについて、県のやり取りの中でただせなかったのは問題があると思います。そもそも任期4年ということ考えた場合に、行政運営や事業、政策の継続性などに着目すれば、最低限必要な年数ではなかろうかと思うのです。町幹部の方々が、この4年という期間のことを重く受け止めていなかったのではないのでしょうか。私は今回、法令等に基づいて行政執行していく自治体の長として、管理責任も含め問題だと認識をしました。町行政においてはきっちりと説明責任を果たしていただいて、信頼回復に最大限努めていただくよう、今後も注視していきたいと思っております。これでこの件の質問は終わりにします。

3件目は、学童保育所の現状と今後についての質問です。

昨年11月に西大路学童保育所「わたムッキー」が西大路小学校校舎一角に開設され、整備が整った施設で子どもたちの放課後の学びの場として生かされていることを大変うれしく思います。喜んでいるのはつかの間で、桜谷学童保育所「さくらんぼ」において定員オーバーになっていることを聞き、令和3年度の入所見込み児童数からさらに増大することが分かりました。既に学校関係者や子ども支援課などにおいて調整されていることを確認しましたが、以降令和4年度、5年度と、さらに各地区で学童保育所の定員オーバーしていくことが分かりました。

令和元年10月より実施された保育無償化により、保育園の入園を希望する人が増

え、そのことが学童保育所まで波及していくのではと注視していましたが、既にその傾向が表れてきているものだと思っています。子どもの出生率の減少や、小学校の児童数の推移も見極め、学童児童数の推移の傾向をつかんでいく必要があります。近々の課題としてどのように取り組んでいくのか、町の考えを以下のとおり伺います。

1点目、桜谷学童保育所「さくらんぼ」の現時点の対応状況は。

2点目、必佐学童保育所「太陽の子」定員120名は、令和4年度には106パーセント、令和5年度には112パーセントに増大していくことの見込みです。どのようにして対応していこうとお考えなのか。

日野学童保育所「ヒノキオ」定員200名は、令和4年度117パーセント、令和5年度には125パーセントに増大していく見込みである。同じく、どのように対応していこうとお考えなのか。

4点目、南比都佐学童保育所「ぴっこ」定員35名は、令和4年度120パーセント、令和5年度も120パーセントと増大していく見込みです。同じく、どのように対応していこうと考えているのか。

5点目、日野学童保育の各地区の支援員確保の状況に問題はないのか。

以上、質問します。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） ただいまは、学童保育所の現状と今後について5点ご質問をいただきました。

ご指摘のとおり、家庭環境等の変化により学童保育所への需要は年々増えている状況でございます。そのような中、町では平成27年度に必佐小学校区に「第2太陽の子」を建設し、平成30年度に日野小学校区に「ヒノキオC・D」を建設し、令和元年度に南比都佐小学校区「ぴっこ」の誉の松への移転、令和2年度には西大路小学校区「わたムッキー」の校舎内コンピューター教室への移転と、順次進めてまいったところでございます。

まず1点目の、桜谷小学校区「さくらんぼ」につきましては、令和3年度には定員を超える申込みがされ、学童保育所で実施された今後のニーズ調査の結果からも、厳しい状況でございます。このことについて、桜谷小学校と以前から協議を進めてきたところですが、小学校より4月から校舎管理棟の2階和室横の部屋を占用させていただくことができ、また、隣の和室につきましても放課後お借りすることとなりました。

次に2点目、3点目の、日野小学校区「ヒノキオ」と必佐小学校区「太陽の子」につきましては、令和4年度以降に定員を超える申込みがあることが想定されています。今後学童保育所とも協議を進める中で、各地域の子どもの出生数等を考慮し

ながら、既存施設の有効利用等を慎重に進めていきたいと考えております。

次に4点目の、南比都佐小学校区「ぴっこ」は、令和元年度より特別養護老人ホーム誉の松さんのご厚意で、2階の会議室を占用させていただいております。現在学童保育所で専用区画面積として計上いただいているのは占用している会議室の面積ですが、実際には近くにある和室につきましても使用をさせていただいているところがございます。

最後に、5点目の学童保育所の支援員の確保につきましては、現在は各学童保育所に正規職員を配置するとともに、障害児加配など適正な配置を行っていただいているところです。ただし、桜谷小学校区の「さくらんぼ」で新たな場所をお借りすると、状況により新たに支援員が必要となります。小学校の長期休業中の支援員の確保と併せまして、町としまして支援員の確保に向け、学童保育所と歩調を合わせ協力していきたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

2番（山本秀喜君） 桜谷地区の「さくらんぼ」と南比都佐地区の「ぴっこ」は、一安心しました。心配なのは日野地区の「ヒノキオ」と必佐地区の「太陽の子」になります。双方とも令和3年度中に解決していかなければならない問題であると思います。既存施設の有効利用等を慎重に進めていきたいと言われていましたが、あまり猶予はないように思います。まず、既存施設の有効利用等とは、「さくらんぼ」や「わたムッキー」のように小学校の一部教室を借用して、改築していくことを指しているのか。それとも、今の学童施設の改善や拡張のことを指しているのか、その点を教えて下さい。

小学校は、政府の指針により令和3年度から段階的に35人学級を取り入れることになりました。教育委員会のほうに、この点は確認だけさせて下さい。35人学級になることで、教室を増やさなアカンとか、そういうことが現時点で考えられているのか、この点だけ、大丈夫なのかお聞かせ下さい。また、双方に関して、施設の改築工事や拡張工事が必要だというふうに考えられますが、令和3年度中に組み入れられる予定なのか、どうお考えなのかお聞かせ下さい。

支援員の確保については、最大限努力していただくようお願いしたいと思います。再質問としては、「ヒノキオ」と「太陽の子」の増員による施設改善をどのようにしていくのかという点と、教育委員会の35人学級になることによって、そこらに支障が出ないのかというところを確認させて下さい。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（宇田達夫君） 山本議員より再質問いただきました。「ヒノキオ」と「太陽の子」につきましては、学童保育所が調査されました今後のニーズ調査を見ても、大変厳しい状況が生まれております。ただしその後、学童保育所のほうで、

現在いる子どもたちに対して、今後2年生、3年生、4年生と学年が上がるごとにどういう希望を持っているかという調査をされておりまして、その中では「ヒノキオ」で最大20人、「太陽の子」で10人程度、学童保育所をやめる可能性があるということもまた新たに出てきているところでございます。

既存施設の有効利用ということでお答えをさせていただいているところでございますが、これにつきましては学校に限らず、就学前教育施設も同じ敷地内に、幼稚園があるわけですが、その施設につきましても考えていかなあかんというふうに思っております。また、町内の社会教育施設であるとか民間の施設も含めて、あらゆる可能性を探っていかなあかんというふうに思っているところでございます。そのことにつきましては、今後子どもの数が、日野学区、必佐学区につきましても急激に、現在生まれている子どもさんの数が減少しておりますので、なかなか新たな大きな投資というのは難しいのかなという思いもしているところでございます。

先ほど議員ご提案ございました施設の拡張ということについては、1つ可能性としては残しておかなあかんのかなというふうにも思っているところでございます。

議長（杉浦和人君） 教育委員会教育次長。

教育次長（望主昭久君） 山本議員より、小学校の学区編成によって施設がどう変わるのかというご質問でございます。

現在、滋賀県下におきましては35人学級のほうで運営をしておりますので、事実上は今の現状と変わりませんので、今後国が変わりましても、滋賀県が同じようにしていたしましたので、直接的な大きな影響はないかというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

2番（山本秀喜君） それでは再々質問として、今ご返答いただきました、あらゆる施設を考えないかんということなので、冒頭、あまり猶予がないように思うんです。この夏ぐらいまでには方向性を出していかないと、後でまたばたばたになるというだけは避けたいと思います。そういうことも考えた場合に、大体そういう概略案をいつまでに考えて、いつ改装工事なり拡張工事をせなあかんとなった場合、最低限の期日はいつ頃と見込んでおられるのか、その点だけを確認させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（宇田達夫君） 学童保育所の、今後の猶予がないということでございます。現在、こちらで持っている資料で見えておりますと、令和4年度につきましては、令和3年、4年につきましては少し厳しい状況もありますが、学童としては行けるのかなという思いをしております。これにつきましては、日野町の放課後児童健全育成の条例の中で定めております中で、1.65という面積と、おおむね1.65と

いう中で、令和3年、4年については行けるのかなという思いをしております。結論につきましては本年度より議論を始め、来年度中をめどに結果を出していきたいなという思いをしているところでございます。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

2番（山本秀喜君） 再質問ができないのでまた詳細は何うとして、来年度、令和4年度に厳しいということですから、その対応は令和3年度、来年度中にしなければいけないというふうに考えて、先ほどいつまでに方向性を出さなあかんのかという質問を私はさせてもらったのであって、学童数の人員のことで4年、5年が厳しいということの話とは若干異なりますので、その点だけ、また後で確認させていただきたいと思います。

要するに、保育園から学童まで、保育のニーズは高まってきているのは事実だと思います。保護者の方々が安心して預け入れができるように、学童保育所の関係者と十分に情報提供なりして、また連携もして進めていただくようお願いしてこの質問を終わりにします。

4件目は、ふるさと納税制度の現状と課題についての質問です。

総務省は、令和2年8月5日にふるさと納税に関する現況調査結果を発表されており、ここ数年の受入額は大幅に増加している傾向であり、令和元年度の全国ベースで約4,875億円、約2,334万件と報道されていました。日野町に対しての同年度の寄附総額は約951万円、131件です。堀江町政は昨年11月24日より「近江日野三方よし！ ふるさと応援寄附」を、仲介サイト「ふるさとチョイス」を利用することでスタートされました。現時点での結果と課題を検証していきたいと、以下の項目について質問します。

1点目、令和2年度の現時点でのふるさと納税での寄附総額、件数は。また、企業版ふるさと納税での総額、件数は。

2点目、令和2年度ふるさと納税で、町内在住者からの寄附総額、件数は。

3点目、堀江町政で始められた仲介サイト「ふるさとチョイス」を使用している現時点での寄附総額、件数は。

4点目、仲介サイト「ふるさとチョイス」での運用、返礼品などで、クレームなど苦情は発生していないか。滞りなく進んでいるのか。

5点目、選べる用途について、現在「ふるさとチョイス」で4つの項目が選択できる形になってはいますが、それぞれの選択された項目の内容に従って、どのように使用され、運用されていくことになるのか。

6点目、「ふるさとチョイス」を見てみると、返礼品で品切れ中が見受けられるが、問題ないのか。

7点目、今後ほかの仲介サイトを使用していく考えはあるのか。

8点目、ふるさと納税は生まれ育った地域やお世話になった地域に、寄附として恩返しをしたい気持ちであり、ありがたく思います。この取組に関して、上手に継続させていくには、リピーターが重要なキーポイントになると考えます。関係人口を増やし、町に思いを寄せ、移住までつながれば最もよいのではと思います。現在、町としてふるさと納税として寄附された方にどのような配慮をしているのか。

9点目、前項を逆に考えると、日野町から流出するふるさと納税が心配されます。流出していくことはやむを得ないと捉えているのか、町長の見解をお伺いしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） ただいまふるさと応援寄附、ふるさと納税制度の現状と課題についてご質問をいただきました。

1点目の、令和2年度にご寄附いただいた寄附額は、2月末時点で211件、930万6,500円、企業版ふるさと納税による寄附額は、町内企業2社様より1,080万円ご寄附をいただきました。ご寄附いただきました皆様、企業様に、この場をお借りして深く感謝を申し上げますとともに、ありがたくまちづくりに活用させていただきたいと思っております。

次に、2点目のふるさと納税による寄附のうち、町内在住者からの寄附につきましては4件、123万3,000円でした。

次に、3点目の「ふるさとチョイス」を通した寄附額は総額の約6割、517万7,000円、件数は全体の約8割、177件でした。

次に、4点目の「ふるさとチョイス」での運用、返礼品に係る苦情等の発生状況ですが、返礼品の製造過程における汚れがあり、再送付させていただいたことが一度ございました。また、寄附受領証明書の再発行の依頼が3件ございました。現在のところ、「ふるさとチョイス」での運用は円滑に進んでおり、協力事業者各位のご協力に感謝を申し上げたいと思います。

次に、5点目のご寄附いただく際に選択いただく用途の項目に従い、どのように使用、運用するのかでございしますが、ふるさと納税による寄附金は、ご指定いただいた項目で基金に積み立てた後、翌年度以降にその目的に該当する事業の財源として繰り入れ、活用させていただきます。なお、新型コロナウイルス感染症対策に役立ててほしいなど、用途を限定してご寄附いただいた場合は、現年の事業に活用させていただきますこともございます。

次に、6点目の「ふるさとチョイス」を見てみると、返礼品で品切れ中が見受けられるが、問題はないのかとのご質問ですが、返礼品の中には日野菜漬け、トマト、近江米、日野椀など、数量限定としているものがあります。季節的、また製作に時間がかかる等の理由から数量限定としており、サイト掲載当初からその旨を記載し

て、情報提供させていただいております。品切れになったことでの苦情等はございませんが、1点でも多く返礼品を提供いただけるようにしていきたいと考えております。

7点目に、ほかの仲介サイトの利用の考えについてのご質問ですが、当町においては昨年秋から新たな形でふるさと応援寄附を始めたところであり、また今後、現行のポータルサイトにて特産品等の登録を拡大したいと考えており、協力事業者との関係づくりのためにも、しばらくの間は現行の「ふるさとチョイス」の利用を継続したいと考えているところです。なお、寄附金の募集に要する費用の合計額は寄附総額の5割以下と定められておまして、経費的に可能であれば他社のサイトの利用も考えていきたいと思っております。

次に、8点目のふるさと応援寄附をいただいた方へどのような配慮をしているかのご質問ですが、ご寄附いただいた方への返礼品やお礼状の速やかな発送は当然のこととして、町の広報紙を送ってほしい等のご要望に速やかに対応しているところです。返礼品の発送に手書きのお礼状を添えられる協力事業者もあり、好評を得ております。今後、特産品等の登録拡大を進める中で、ご寄附いただいた方々に直接返礼品の拡大や観光の情報をメールマガジンでお届けする等、リピーターの確保、関係人口の拡大に向けて、協力事業者等と連携しながら取り組んでいきたいと考えております。

最後に、9点目の日野町から流出するふるさと納税に対する見解でございますが、ふるさと納税制度は、今はふるさとではないところに住んでいても、自分を育ててくれたふるさとへ税制を通して貢献しようとするものであり、日野町の方がふるさと納税制度を活用されることに関しては、それぞれのご意思を尊重すべきものと考えております。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

2番（山本秀喜君） ふるさと納税全般に関して、町長に再質問をします。

今お答えいただいたことから、新町政で始められた「ふるさとチョイス」は苦情が1件あったものの、丁寧に対応されたとおおむね滑り出しは順調であるとの認識でよろしいですか。それと、ふるさと納税に対する認識について再確認させていただきます。

もともと寄附に関しては、国のふるさと納税制度の創設以前から、町のことを思っていたら寄附があり、NPO法人や社会福祉法人などに寄附されている方、また、日野駅再生プロジェクトにも多くの寄附をされた方がおられると聞いています。そういった方の思いと返礼品目的での寄附行為とは、そもそも寄附に対する考え方や日野町に対する思い入れが違うようにも思います。そういう意味からも、ふるさと納税については地域の特産振興という側面が大きく、町の財政確保の目的で

はなく、寄附してくださった人の目的に沿った使い方をしていくという認識を私は持っています。町長の認識はいかがでしょうか。その点だけを確認させて下さい。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） ふるさと納税について、再質問をいただきました。

まず1点目の、滑り出しは順調であるという認識でよいですかということ、先ほども答弁させていただきました、昨年11月24日にスタートをさせていただいて、今のところ順調にさせていただいているのではないかなど、ご協力もいただいて、というふうに感じております。

2点目の、もともと町に対してご寄附いただいた方や、日野駅の再生プロジェクトもこの間ございましたし、それと、ある意味カタログショッピング的な返礼品の競争による寄附とのバランスといいますか、そういったご指摘も頂いて、特にその目的もやはり特産振興で一定行くべきじゃないかという、大変建設的なご意見を頂いたところでございます。議員おっしゃるとおり、この寄附の制度には様々な、当然議論がございます。ただ一方で、先ほどもおっしゃっていただいた特産品の振興や、様々な日野町の魅力を持っていられる事業者さん等、やはりこの機会を通して、町役場としてもコミュニケーションを新たにさせていただくことにもなりました、もちろん強制的に、町のほうからこれやってくれ、あれやってくれと、一種金もうけ的にやるというのは、やはりご法度であるなということをお自身も思っているところでございます。財源確保という面もよく、このふるさと納税も課題も取り上げられますし、私も当初からそういう目的の部分も当然、お伝えをしていたところでございます。町としてこのコロナウイルスも含めて、今後の財源をどうやって確保していくかというのは大きなテーマでございます。そういった意味での財源確保、恒常的な財源としては当然なり得ないものであると思っておりますけれども、貴重な財源であるということは、その思いは持っております。ですが、その貴重な財源の確保ゆえに、某自治体であったような過度な返礼品競争とか、ご寄附いただく、かねてからの皆さんの思いを踏みにじるような、そういったことは絶対控えていくべきだと思っておりますので、節度を持ってその辺りは運用していくべきだと思いでさせていただこうと思っております。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

2番（山本秀喜君） 以上で質問を終わります。

議長（杉浦和人君） ここで、暫時休憩いたします。

再開は11時5分から再開いたします。

—休憩 10時51分—

—再開 11時04分—

議長（杉浦和人君） それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を許可いたします。

次に、11番、齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） それでは、通告書に基づきまして、3項目について質問いたします。

はじめに、副町長の任期問題について、一問一答で質問いたします。

国政の場においては、森友・加計学園問題に始まり、桜を見る会、最近では総務省や農林水産省の官僚の接待など、政治の信頼が大きく揺らいでいます。あるのにないと隠し、バレると「知らなかった」、「秘書がやった」などと言い逃れをすることが続いています。日野町においても「クリーンな町政」、「情報の公開」、「コンプライアンス（法令遵守）」を強調していた堀江町長が、副町長の任期問題の質問に12月議会で虚偽答弁し、1月の議員全員協議会で虚偽の釈明をするなどウソを重ねていることは、町政の信頼に関わる問題であります。町政はクリーンでなければ、町民の信頼は得られません。

堀江町長は、これまで虚偽答弁や虚偽の釈明を続けてきたが、今日の答弁が、また虚偽答弁になってはなりません。真実を明らかにし、謝罪し、責任を取ることを求め、質問をいたします。

そこで、堀江町長にお尋ねをいたします。

12月議会の一般質問で、副町長の任期について、「県との取決めがあれば明らかにすべき」との質問に、堀江町長は「ない」と答弁しました。1月28日の議員全員協議会で釈明、2月10日の臨時議会の挨拶で「覚書があった」と訂正し、謝罪されました。しかし、情報公開請求によって、堀江町長が三日月知事宛てに派遣を依頼した文書に、「派遣を受けたい期間、2年6か月」と明記され、それに基づき覚書が締結されていることが判明しました。つまり、9月時点で副町長の派遣について、県と取決めがされていたこととなります。12月議会における副町長の任期についての答弁で、「県との取決めはない」と何度も答弁しており、それを前提に新日野新聞やフェイスブック記載に対する答弁がされており、今となってはこれらの答弁も虚偽答弁であったことは明らかであり、「覚書があったのになかったと、誤った答弁をした」だけでは済まされません。これについても訂正、釈明、謝罪し、責任を取るべきと考えますが、いかがですか。

議長（杉浦和人君） 11番、齋藤光弘君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

町長（堀江和博君） ただいまは副町長の任期についてご質問をいただきました。

副町長の選任にあたって、県との取決めがあったのかというご質問に対しまして、「取決めはない」という事実と違う発言になったことは、私の失念による誤った答弁でございまして、責任を重く受け止め、大変反省をしているところでございます。住民の皆様より信託を受けた者として、信頼を回復できるよう誠心誠意努めてまい

りたい、そのような考えでございます。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） まず、今の答弁では、私の質問しているところの答弁になっていません。この質問は、12月議会での虚偽答弁は、覚書の存在についての答弁だけでなく、県との取決めがないことを前提とした新日野新聞、私への説明、そしてフェイスブックについての答弁も虚偽答弁であり、これらの部分についての訂正、謝罪すべきではないかということでございます。事前通告をしているのですから、明解な答弁を求めます。

議長（杉浦和人君） 総務主監。まず、事務的な説明して、それから町長答弁を。

総務政策主監（安田尚司君） 先ほども申しましたとおりでございますが、2年6か月というお話がございましたのが、県のほうからこれだけの派遣期間ということで、例に従いという、前例に従いというお話でございましたので、町としましてもそのような中で一定派遣期間ということであるんだなということをご理解させていただいて、県と町とでやり取りをさせていただいたのが、2年6か月という数字が出ておるところでございます。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） しっかりとお答えできず、申し訳ございませんでした。

今おっしゃってご指摘いただきました部分、フェイスブック等で、そこでも間違った、私が掲載をしております、その辺りも、12月議会におきましても齋藤議員からもご指摘を頂いたところでございます。その点につきましても大変間違った記載でありましたことをおわびを申し上げます。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 信頼を回復するには、やはり誠実に答弁をしていただきたいと思います。答弁のどの部分をどう訂正するかということ具体的を示すべきではないかというふうに思います。例えばフェイスブックの記載で、2年半の根拠という部分について、町長のこれまでの他市町の傾向、人事の時期を配慮したという答弁であったかと思いますが、間違いで、県との取決めが根拠であったということと訂正すべきではないですか。また新聞の記載につきましても、2年半の根拠ということについては、町長のほうからは新聞社が想定されたのではないかというふうには答弁されているんですけど、それについても事前に2年半という県との取決めがあったという根拠からということで、訂正すべきではないかというふうに思うわけですが、どうですか。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（藤澤 隆君） 齋藤議員のご質問でございます。

2年半という指示、取決めの経過でございます。その経過につきましては、県と

派遣についてのやり取りの中で向こうから示されたものでございまして、覚書についても、書式も向こうから定められて、手続をさせていただいたというものでございます。それがちょうど年度の、2年という慣例で県はお持ちでございますけれども、ちょうど年度の切りということで、3月末がいいということで2年半ということになったというものでございます。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） フェイスブック等であったと思います。その根拠の説明として、慣例等の表現がございましたが、正式にこのように覚書を交わしておるわけでございますので、そういう正式な形での根拠は、この取決めの中で決まっていたものに訂正をさせていただきます。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） もう少しきちっと、丁寧に釈明していただきたいと思っております。取決めがないと認めながら、虚偽答弁を前提とした答弁については、具体的に訂正しようということとはされていない。これは虚偽答弁を本当に反省されていないのではないかというふうに思われますが、どうですか。お答え下さい。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） 表現等にご理解いただけない部分がありましたら、大変申し訳なく思いますが、今回におきましては本当に議会の神聖な場で、結果的に間違った答弁をしていたことは大変あつてはならないことだと思っております。その旨につきましては、大変反省をしているところでございます。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） そういった形では、反省を形としても示していただきたいというふうに思います。

それでは、先の答弁についての再質問をいたしますが、取決めはないと、事実と違う発言は、私の失念による誤った答弁と、今、答弁をされましたが、失念とは、広辞苑によりますと「うっかり忘れること」とあります。1月28日の全協では、12月議会閉会後に調査したところ、事務方同士で覚書を交わしていたことが分かったと。つまり12月議会閉会後まで、調査をするまで知らなかったと釈明されましたが、この釈明はうそではなかったのではないですか。

議長（杉浦和人君） 齋藤議員、先ほど経過のときに話されておった総務課長の話、もう1回、再度聞いてから町長の答弁。

総務課長。

総務課長（藤澤 隆君） もう一度、こちらから県とやり取りさせていただいたこと等を含めまして、経過等を説明させていただきたいと思っております。

まず、当然副町長というポストの人材を派遣いただきたいということで、お願い

を町のほうからさせていただいているのは当然でございます。それに応じて、それは私ではなくて、当然トップの町長が依頼をされているというところでございます。その県とのやり取りの中で、私、事務方として手続を、当然県のほうも人事課がでございますので、人事課のほうと進めてほしいという指示を頂いたというものでございます。その中で、通例県として派遣にあたっての取決めをしているんよということで、今回の覚書が登場してきたというものでございます。そこでの期間については、先ほど言いました、一定県としては通例2年という定めと申しますか、慣例があるけれども、年度の切りとして2年半と、令和5年の3月末という、2年半ということで覚書をお願いしたいということ、指示を頂いたというところで、その手続をさせていただいたというものでございます。

ですから、それにあたっては、当然覚書を取り交わすにあたりましては伺を作成いたしまして決裁を取り、手続をしたというものでございます。その後の経過については、12月議会の答弁という内容と、それと1月の全協での説明ということでご理解いただきたいと思っております。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） ただいま総務課長も一連の流れを少し説明させていただきました。私の失念の部分につきましては事務方同士という、もちろん私の、議員全員協議会に話があったところではございますけれども、やはり決裁として私の、もちろん印鑑が押されているわけで当然でございますので、その部分につきましては重大な部分が、私がまさに失念をして、その答弁に誤りがあったものでございます。大変、本当であってはならないことで、反省をしているところでございます。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 町長からのほうの依頼があつてということでさせていただきましたが、やはり12月議会閉会後に調査したところ、事務方で覚書を交わしたことが分かったということももっともらしい話ということで、悪質な故意の虚偽答弁ではないかというふうに思いますが、またこの話の内容も町長は知らなかったが、職員が覚書を交わしたという、職員に責任を転嫁するものであり、許されるものではないというふうに思いますが、どうですか。

議長（杉浦和人君） 総務主監。

総務政策主監（安田尚司君） 議会後に、先ほども言いましたが、議会のときに「うん？」というのが確かにあったのでございます。その後になったのは、いわゆる答弁の整理をするすり合わせ等でございますけれども、その答弁のときの整理の中で、あの質問は覚書の部分も入るのではないかというところから、実を言うと発して、その中で県のほうの情報の公開の話もございましたし、当然その部分があるということは、そのことがやはり答弁としてどうだという議論になりました。そこで、当然

議会が終わってあるので、訂正なども利かんということでございましたので、当然議員さんのほうにお願いをさせていただいて、その経過を説明させていただくべきではないかということでさせていただいたという経過でございました。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） 今、総務主監より申し上げましたとおりでございます。職員に転嫁するつもりはございません。職員は適正な手続、県とのやり取りの中で手続をしておりました。ですが、私自身がその決裁について、本当に失念をしておりました。それゆえに12月議会で、全くそんなものはないという、本当に発言をしておったわけでございます。大変、それはそもそもあってはならないことでございますので、大変反省をしているところでございます。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 改めて、堀江町長は県の副町長の派遣期間を2年6か月と依頼しましたが、なぜですか。明らかにして下さい。

町長（堀江和博君） 副町長の派遣期間についてご質問いただきました。

県との協議において、県のほうから示された部分でございまして、私のほうから期限を決めたものではございません。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 2年6か月の派遣期間は県との協議で示されたもので、私が決めたものでないという答弁は驚きであります。日野町長から知事宛てに公印を押した依頼文を发出しながら、私から期間を決めたものではないと、今度は県に責任を転嫁するのですか。町長印を押した公文書も、町長の意思ではないという無責任な言い逃れはできません。行政における日野町の信頼を損ねるものであり、撤回すべきではないですか。また、県と覚書を交わすのだから、事前に県と協議をすることは当然のことでありまして、県との協議は町長が行ったのか。それとも、町長の意向を受けた職員が行ったのか。先ほど町長からの依頼からというお言葉がありました。いずれにしても、協議によって合意したのですから、双方が合意した内容について理解し、責任を持つのは当たり前であります。そのことについては行政のイロハではないかというふうに思いますが、またこのような重要な事前協議を行っていながら、失念したという答弁は到底成り立ちません。これまでの答弁も、発言をまた覆すこととなります。両者が合意したのですから、説明する責任はあります。

改めてお尋ねをいたしますが、なぜ2年6か月にしたのか、明らかにして下さい。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（藤澤 隆君） それでは再度になりますけれども、もう少し経過をお話させていただきたいと思えます。

副町長の選任ということでございますので、まず町長のお考えで県のほうの職員

さんを派遣いただきたいということで、知事に直接お頼みされたというのが第1番目でございます。知事、副知事と協議されて、県では人選をされたということで津田副町長が選ばれたわけでございますけれども、町長が知事と話をする中で、向こうの、県のほうからこれまでの慣例ということで、2年という年数が出てきたというのが第1番目でございます。ただ、年度の切りと、先ほど言いました年度の切りということで、令和5年3月末ですと2年6か月になるねというようなお話があったというところでございます。それじゃあ、後はそれぞれの担当のほうで事務を進めてほしいということで、副知事は人事課に、それから私は町長から指示を受けて、直接県の人事課とお話をさせていただいたというところでございます。ただ、覚書をそこで交わすんだというような話があったというところでございますので、中身的には県さんとしては2年半ということで、これまでからあるからお願いしたいと。他市町さんの例も出していただいて説明も受けたところでございます。実際は、条例提案は4年となりますよという話も、そのときにもさせていただいておりますし、公表も、任期は4年ですので、4年ということで問題ないということも確認もさせていただいたというところでございます。

そういうことで、正式な文書としては覚書を交わしたという、公文書については2年半ということと、それと副町長で派遣いただきたいということが記載されているというのは正式な文書でございますけれども、話の流れとしましては、2年半というのは相手方のほうから出されてきた数字ということでご理解いただきたいと思っております。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 今の答弁聞いていますと、2年半は県から示されたというふうに言われているのかというふうに思いますが、1月28日の全協で町長も副町長も、県の慣例は2年と発言されております。慣例が2年なら、なぜ2年半なのかということは、今、年度の切りということで2年半ということを言われているわけですけど、これは堀江町長が2年半としたのではないかなというふうに思うわけですけど、今度は県に2年半とされたということで、県に責任を転嫁するのですか。任期4年と考えているのなら、3月末の人事異動の時期とは意味はないということと、副町長は特別職であり、3月末の人事異動とは何ら関係がないというふうにも思われます。3月末人事異動の時期にこだわるのであれば、まさに津田氏をその時期に帰すためであり、4年ではないのではないかとというふうに思いますが、どうなのかお答え下さい。

議長（杉浦和人君） 総務主監。

総務政策主監（安田尚司君） 県との中で、恐らく2年というのが先ほどありましたように、通例なんだろうなど。恐らく県としては、優秀な職員なので、当然帰って

きていただくという前提での話があって、そのときの人事異動をしやすいのは、当然年度末だよねと、恐らくそういうようなお話の中かなというふうに思います。ただ、先ほどからずっと議会でも、前回の12月議会でもございましたように、4年という任期を全うしたいというお話を津田副町長、話をされておられますので、私はそのときの12月議会のときに、2年半というのが確かに、そういう派遣期間であるけども、任期は4年なので、これはもう4年という形で、町長と副町長で固くそういうようなお話をされているんだなというのを理解をさせていただいた経過をちょっとお話しさせてもらいました。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 聞かせていただきますけど、9月に堀江町長が県から派遣される副町長の任期は2年6か月、現在の町議会議員の任期満了の頃ですということ、私にも発言されていることが信憑性があるというふうに思われます。

次に移りますが、堀江町長がなぜ2年6か月の派遣を県に依頼したのか、納得のいく答弁が得られていません。議会の中で、任期は4年でも、任期途中で町長が副町長に辞めてもらうことや、副町長本人が辞めることもあり得ることという発言をされていますが、それは任期途中で交代を想起させるものであります。また、副町長も12月議会において、基本的には4年だが、帰れと言われれば4年までの期間の間であるかと思うので、先々のことは、確定的なことは申し上げられないという、任期4年までに帰る可能性を示唆した発言をされています。任期は4年と言い換えたが、真意は2年半、2年6か月で津田副町長は県に帰し、新たに副町長を選任するつもりではないのか。真実を明らかにして下さい。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） ご質問ありがとうございます。

副町長の任期は、地方自治法により4年と定められております。津田副町長にも、4年の任期により職務を全うしていただく予定でございます。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 昨年7月に副町長人事について、ローカル紙で県職員またはOBの起用、町議会議員からの起用はあり得るし、一部では名前の挙がっている議員もいると報道がされております。議会の中でも、特定の町議会議員の名前も挙がっております。任期2年6か月の説明もすっきりいたしません。堀江町長が9月時点で任期は2年6か月、町議会議員の任期満了の頃と言ったとおり、津田副町長を県に帰し、任期が終了する現在の議員の中から新たに副町長を選任するということが堀江町長の真意ではないかとも考えられます。一方で、昨年の町長選挙に関わって2つのローカル紙が、昨年1月頃であります、現職の対抗馬として意欲のあるのは2名、堀江氏のほかに町議会議員で出馬に向けた動きがあるという報道や、堀江氏

との候補者の一本化がされたようだという趣旨の報道はされております。特定の名前も挙がっております。実際、こうした話は議会の中でも何度も聞いています。仮に、副町長の新たな選任が町長選挙の立候補の一本化とリンクすることになると、公職選挙法に抵触するおそれが出てくるのではないかと。223条には、立候補の辞退を目的に利益供与、公私の職務の供与などについて罰則の規定があります。町長はこうした懸念についてどう思われますか。お聞きいたします。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） ありがとうございます。幾つかおうわさがあるということは私も伺っておりますが、先ほども答弁させていただきました、津田副町長にこの4年の任期をしっかりと全ういただきたいと、そのような思いでございます。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 今の答弁に言っていないということは、懸念も深まるというふうに思います。私は、このようなことはあってはならないというふうに思います。あったとしたら大変な問題になるということで、心配をしております。

最後に、まとめとして言わせていただきますが、町政はクリーンでなければ信頼は得られませんし、信頼は回復できません。堀江町長は、これまで虚偽答弁や虚偽の釈明を繰り返してきました。全ての経過を明らかにし、謝罪し、責任を取るべきであります。そして、今日の答弁がまた虚偽答弁になってはならないということで、お願いしたいというふうに思います。

これで、副町長の任期問題については、質問は終わります。

次の項目に移ります。中山間地域等直接支払交付金事業の実施について、一問一答で質問をいたします。

令和3年度から新規事業として、中山間地域等直接支払交付金事業を実施させることになりました。対象地域の農業者にとって、農作業に励みとなる、期待されている待望の事業であり、事業化にご努力いただいたことに対してはお礼を申し上げます。

この事業の対象地域の急傾斜地が14地区であったところ、8地区が申請されましたが、6地区が取組申請されておられません。こうしたことから、農業の生産状況が悪い、不利な地域における農業生産活動の継続は難しく、農業従事者の高齢化と後継者不足により、耕作放棄地が拡大をしております。この事業を活用し、行政支援の下で耕作放棄防止、農業や集落の維持保全を図ることが早急に求められています。

昨年の9月議会一般質問では、緩傾斜地の100分の1以上、20分の1未満を対象とする場合に該当する地域を調査し、町の財政負担を考慮して令和4年度から実施する方向で検討すると、町当局の見解を示されています。農業関係者からは、緩傾

斜地の対象エリアの事業拡大を強く要望されております。そこで、この事業の緩傾斜地の対象エリアの事業拡大に向けて検討していただく準備を進めていただくことを願い、質問いたします。

そこで農林課にお伺いをいたしますが、6地域が申請されていないのですが、その理由はなぜか、教えていただきたいと思えます。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（寺嶋孝平君） 対象集落が申請されていない理由について、ご質問をいただきました。

主な理由といたしましては、対象の農用地が集落内の農用地の一部に限られるというようなことで、農地所有者間で不公平感があり、集落全体で事業に取り組むための合意形成が困難なためということをお聞きしております。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 大きな理由の1つは、答弁にもありましたように、急傾斜地の対象農用地が集落内の一部に限られた農地であるため、農地所有者間での不公平感があり、集落全体で事業に取り組むための合意形成が得られないということかというふうに思えます。中山間地域で農業の生産活動が困難なところに支援をしようとするこの制度であります。支援を受けられない状況にあるということは、農業従事者の不足で休耕田となって耕作放棄地が拡大し、農業生産区域が減少しているということが言えるというふうに思えます。町当局はこうした6地区が申請されなかった実態をどのように捉えておられるのか、お伺いをいたします。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（寺嶋孝平君） 6地区が申請されなかったというようにございます。

この中山間地域等直接支払交付金でございますが、急傾斜地の勾配が20分の1以上、そして1ヘクタールというような条件がございます中でというのが1つあります。そして、その地域に20分の1以上の地区に係ります用水路であったり排水路、そして農道という部分も耕作をする上においては重要な施設であるというようなことも踏まえて、その地区、地域、固まり、1ヘクタール以上の固まりだけでなく、それに関わる施設も対象というようなことで事業の対応にはなっておるわけですが、どうしても丸ごと、世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策の部分と比較しますと、どうしても対象のところの狭いところになっているというようなことで、集落として取り扱うにはこのような条件があるというようなことで、合意形成をしていく上で非常に難しい判断を、それぞれ集落でしていただいたのではないかと考えております。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） この事業の取組をされなかった地区に対して、取組を進める助

言、それとかいろいろ相談等の働きかけを、農林課としてされたのかどうか、お尋ねをいたします。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（寺嶋孝平君） この事業の取組をされなかった地区に対して、6地区でございますが、寄り添った働きかけ、相談などはしたかというようなご質問でございます。

対象が14集落あったということで、その集落に対しての事業の取組の説明等をさせていただく中で、説明会があつて、個別に相談も受けていくという状況の中で、先ほど申し上げましたそれぞれの集落の中で取組の是非についての部分についての苦しい判断をされたというようなお話でございまして、個別に取り組まはらへんで、どうされますかというようなところまでは、集落のほうへは関わりは取っておりません。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） やはり、なかなか集落としての合意形成ということで、難しいとは思いますが、そういったできなかったところにも寄り添って、やはり働きかけなり歩み寄りといったことでの対策を、相談もしていただきたかったなというふうに思います。私のほうとしては、対象となる地区においては何とか集落の合意形成を進めていただいて、事業に取り組んでもらいたかったなというふうに思っております。しかしながら、平子や熊野のように耕作をされていないというところを除いて、できなかったことは非常に残念に思っております。昨年8月17日の対象区域への事業説明会のときには、多くの地区が対象となる、農地が限られているので、集落全体の理解を得られないので難しいという発言はされてきましたことから、これだけされたということは、頑張っ取組もうということで努力されたというふうには思っております。

次に、各地区から急傾斜地の20分の1では一部に限られることから、緩傾斜地の対象エリアの事業拡大を要望されており、緩傾斜地の地域調査をするとのことでありました。そこで、緩傾斜地勾配の100分の1対象エリアを調査された結果を教えてください。また、緩傾斜地勾配50分の1の対象エリアの調査をされた結果を教えてください。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（寺嶋孝平君） 50分の1以上、100分の1以上の対象エリアということでございます。

緩傾斜地、100分の1と50分の1でございますが、急傾斜地を含みます100分の1以上の農用地が1ヘクタール以上ある集落につきましては、机上によりますところの調査、確認でございますが29集落となっております。対象の面積は約740万平

方メートルでございます。急傾斜地を含みます50分の1以上の農用地、そしてこれも1ヘクタール以上ある集落でございますが、これも机上によりますところでの確認でございます。27集落でございますが、対象の面積は約390万平方メートルというような確認ができてございます。あくまでも机上での確認でございますので、今後区域の精査、現地測量等によりまして、その数値というものは変わるというようなことを申し添えさせていただきたいと思っております。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 今後、変動があるということではありますが、この100分の1、50分の1の傾斜地の場合、町の財政負担等はどうなるかということで、教えていただきたいと思っております。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（寺嶋孝平君） 財政負担はどうかというようなことでございます。

50分の1以上での勾配の場合、急傾斜地を含みます、急傾斜プラス緩傾斜50分の1以上というようなことでございます。概算で申し上げますと、約1,200万円の町の財政負担が伴うものになってございます。急傾斜、緩傾斜を含めます100分の1以上の勾配の場合でございますと、約2,200万円の財政負担が毎年必要になってくるというようなことでございます。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） ちょっと確認しますが、その補助率、国のほうは2分の1で、県、町は4分の1ということで、急傾斜地についてはそういうふうに聞いているんですけど、緩傾斜地についても補助率というのは変わらないということか、確認したいと思っておりますが、今、50分の1で1,200万ほどかかると。それは急傾斜地も含めて、緩傾斜の場合ということですね。それから100分の1の場合、2,200万円というお答えを頂いたわけですが、この事業に対する町としての財政負担の上限とか、この金額がどうかということの判断とか、町としての出せる負担とか、その辺はどういうふうに見ておられるのかお聞きしたいと思っております。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（寺嶋孝平君） 補助率の加減でございますが、先ほどの答弁の中でちょっと説明不足で、申し訳ございませんでした。

緩傾斜、急傾斜を含めまして、町の負担が4分の1でございます。それに伴います額が、先ほど概算で申し上げた金額になるということでございます。財政負担の町の上限はどうやねんというようなことでございますが、実際のところいくらまでやったらいけるなというようなところの判断はまだできておりません。今後の財政計画等々を見ていく中で最終の決定が必要になるというような思いでございますが、今現在のところでは上限額の設定はと言われますと、まだ確定していないという状

況でございます。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 判断されていないということで、今後、その上限なりは町の財政状況の中で判断もされることになるのかなというふうに思います。

次に、そうしますと令和4年度からの事業の取組はどうなるのか、教えて下さい。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（寺嶋孝平君） 令和4年度からの事業ということで、取組はどうだということでございます。

先ほどは、仮に50分の1、100分の1というようなことでの面積等を申し上げました。対象となりますところの緩傾斜の勾配につきましては、21分の1から100分の1の範囲内でございます。該当する区域の面積をもちまして町の財政負担が決まってくるというようなことでございます。限られた財源の中で見極める必要がありますことと併せまして、緩傾斜地を取り組む場合におきましては、令和4年度予算については県への予算要望が今年、令和3年の9月頃となっております。集落の説明、取り組む勾配をいかほどにするかということが確定、決まってからではございますが、集落説明におきまして集落の意向の確認をし、そして集落ごとの緩傾斜地の取組面積、急傾斜地も含めますが、面積を確定していく必要があるというような中、集落協議、そして区域の確認、現地測量等々を踏まえる中で不測の日数を要すると、必要であるというようなことから、令和4年度実施に向けては、実際のところ難しいというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 不測の日数がかかるということで、令和4年からの実施が難しいというご答弁でございますが、令和4年に実施するとなれば、県への予算要望が令和3年の9月頃というのは、当初から分かっているということでもあります。そこから遡って日程調整し、スケジュールを組めば可能ではないかというふうに思いますが、どうですか。また、机上での調査確認ができていれば、現地調査というのはやる気があればできるというふうに考えますが、どうでしょうか。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（寺嶋孝平君） 今後の取組も含めます、スケジュールのことでございます。

先ほどの面積につきましても、あくまでも概算の数値でございます。それを踏まえます中で緩傾斜、緩い勾配の土地につきましても、いかほどの勾配で取り組むかというのは、先ほど申し上げた財政、今後の何年か先も見据える中での財政計画を踏まえる中で決定をしていくというようなことでないと、集落に入っていけないという部分はございますので、まずは財政の部分での決定、確認をしていく中で、勾配をさらに絞り込む、先ほどは50分の1、100分の1がございましたが、40

分の1になるのか、60になるのか、いろんな勾配での取組で変わってきますので、そういう中でいきますと、またさらに面積等を絞り込む必要が出てまいりますので、そういうことから考えますと、どうしても4年度から取り組むという部分では無理が生じてくるというふうに判断をしております。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 今、現地調査なりいろんな面でまだまだ難しいということであったんですが、9月議会では調査・検討してしますという、4年度には実施するというような、したいというような答弁であったというふうに思うんですが、そのときに、本当に4年度から実施するという気があったのかどうかということが今の答弁では疑われるんですけど、どうなんですか。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（寺嶋孝平君） 調査・検討ということでございますが、調査については50分の1、100分の1で、机上であります。調査のほうをしております。そればかりではなくて、やはり財政というものがいくら負担をしていくか、何年にもわたってという部分になってきますので、やはりそこら辺の見極めが非常に重要になってくるというようなことでございますので、どうしてもそのことを踏まえる中での対応というふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） その辺の対応を今後もしていただきたいと思うんですが、その辺の最終の判断として、財政の問題が大きく関わってくるというふうに思います。そこで、最終的にその判断をするのは町長の判断、決断となるように思いますが、そこで、堀江町長にお尋ねをいたします。

令和4年度からの緩傾斜地、100分の1以上20分の1未満の取組を検討するというふうにされておりました。町長の見解をお伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） ただいまは中山間直払制度についてご質問いただきました。

当町におきましても少子高齢化、後継者の問題等、農業情勢は厳しい状況であるということは重々認識をしておりますし、それぞれの農村集落の皆様、町民の皆様との思いは同じでございます。これからの地域の農業を守っていくためには、現在も支援をさせていただいておりますが、その限られた財源の中で様々な行政需要に対応が求められている一方でもございます。中山間地の農業だけでなく、集落を維持していただくため、どこまでの支援が可能か調査・研究、引継ぎさせていただいて、ご要望に少しでもお応えできればというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 昨年8月25日、下迫区での要望書を提出させていただいて、

また9月23日、南比都佐地区区長会、そして農業組合長の嘆願書を町長に提出をさせていただきます。町長の取組の姿勢の旨を承っており、令和4年度から緩傾斜地の取組ができるものと、農業関係者は期待をされております。今年9月の県の予算要望ができるように早急に決断されないと、前に進まないということであり、町長の公約にも掲げられている事業でありますし、若い行動力のある町長ですので、ここでリーダーシップを取っていただくようお願いをしたいというふうに思いますが、どうでしょうか。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） ありがとうございます。去年は齋藤議員さんと皆さんでおいいただいたことも重々、そのご要望も承っているところでございます。先ほど、この間財政状況、当然必要でございますし、先ほど議員からご指摘いただきました、急傾斜地の制度を受けていただくところと受けていただかないところも現状、存在をしております、やはり今年度は、先ほど課長が申し上げました事務的な手続の流れ、また当然職員のマンパワーが別途必要になってきます。そういった部分と、あと、今年度初めて直払いの急傾斜のほうをスタートさせていただきます。そこで現場の皆さんからフィードバックも頂きながら、今後の拡大をする部分、財政的なものも含めて判断をしていかなければいけない、そのように思っております。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 農業者にとっては本当に待ったなしの状況であるということと捉えていただきたいというふうに思います。

最後に要望として終わりたいと思いますが、この中山間地域直接支払制度は、農業従事者の減少や高齢化、担い手不足といった農業中山間地域等の抱える課題に対応し、農業生産活動の継続に向けたより前向きな取組とする事業であります。国・県の補助が75パーセント補助の有利な事業であります。日野町の農用地の環境は、農業生産条件の不利な中山間地域等の極めて多い地形であります。急傾斜地だけでなく、緩傾斜地を含めた対象エリアの拡充をする、その取組の準備を進めていただきますようお願いいたします。はじめには50分の1勾配の緩傾斜からでも進めていただくようお願いいたします。

これで中山間地域等直接支払交付金事業の実施については質問を終わり、次の項目に移ります。

老人クラブ活動の重要性について、一問一答で質問いたします。

日野町老人クラブ連合会から脱退される地区老人クラブが増えてきていると聞きます。令和2年度に西大路地区が脱退され、令和3年度からは日野地区、西桜谷地区が脱退されるということです。これまでも懸念されていたことではありますが、日野町老人クラブ連合会を脱退されることになると、単位老人クラブの会員さん

をはじめ、連合会の活動や町の事業等にも多大な影響が生じてまいります。シルバ一大学の事業に毎年参加しているが、日野町老人クラブ連合会に入会していないと事業に参加できなくなるという心配の声をお聞きしています。

今のこのコロナ禍の中で、老人クラブ活動は大きく制約され、活動は難しく、縮小されていますが、老人クラブの活動を理解し、その重要性をいま一度再確認し、健康、友愛、奉仕の3本柱を中心に活動を進められることを期待しています。老人クラブの活動を維持、継続され、活性化されますことを願い、質問をいたします。

そこで、長寿福祉課にお尋ねをいたします。

令和3年度から日野地区、西桜谷地区が脱退されることになると、日野町老人クラブ連合会の活動への影響は大きいと思いますが、どうなりますか。脱退された場合、地区老人クラブの活動や、各単位クラブの活動の影響はどうなりますか、お尋ねをいたします。

議長（杉浦和人君） 長寿福祉課長。

長寿福祉課長（吉澤利夫君） 老人クラブ活動の重要性にご質問いただきました。

日野町老人クラブ連合会は、今年度6地区の老人クラブにより組織され、傘下の単位老人クラブが48団体、会員数は2,511人で、県下におきましては5番目の規模となっております。しかし、令和3年度からは日野地区と西桜谷地区の地区老人クラブが脱退され、東桜谷、鎌掛、南比都佐、必佐の4地区の地区老人クラブによる運営になると聞いております。このことは、これまで地区や集落を超えた町全体での活動や交流がされ、全町的な活動がされてきたところですが、これらの機会が少なくなってしまうことが予想され、また町も大変気にしているところでございます。

なお、脱退される日野地区と西桜谷地区では、地区組織としてはなくなりますが、単位老人クラブにおいて活動の範囲は狭まりますが、今後は自治会の範囲で活動を継続されると伺っておりますので、そういった活動については期待もしているところです。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 日野町老人クラブ連合会の活動は、クラブ数の減少でかなり厳しい運営になるというふうに思われますが、継続して活動されますことを願っております。地区老人クラブはなくなったとしても、単位老人クラブの活動は維持継続していただきたいというふうに思います。日野町老人クラブ連合会のいろいろなイベント等で多くの人との交流が重要とされ、参加を求められている中で、脱退すると保険金の関係で参加できないとのことではありますが、どうなるのですか。シルバ一大学等について、できないのでしょうか。お尋ねをいたします。

議長（杉浦和人君） 長寿福祉課長。

長寿福祉課長（吉澤利夫君） 老人クラブ連合会におかれましては、字単位のクラブ

でありますとか地区のクラブでの行事ができないような行事を、会員相互の交流を図るといふ面から活動されております。例えばシルバー大学がございますし、またゲートボール大会、またグラウンドゴルフ大会、健康づくり講座、また広報紙の発行と、多様にわたって活動をしていただいているところでございます。

こういった行事につきましては、老人クラブ連合会という1つの組織でございますので、今後その組織の中で対応を考えていかれることになろうかなど、このように思っているところです。ただ、組織が、会員数が減っているという状況もございますので、そういったいろんな課題もございますので、そういった部分については町も共有しながら寄り添っていきいたいなど、このように考えております。特にシルバー大学においては、町も関わっているところでございます。今おっしゃったように、参加者からは楽しみにしていると、こういったアンケートの結果も聞いているところでございます。町としましても引き続きよい方向になるように、この部分については老人クラブ連合会とも話し合っ、また考えていきいたいなど、このように考えております。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 連合会さんとの話合いということにもなろうかと思っておりますけど、そういったシルバー大学の参加等についての、参加できる方法というのを、やはり町でも寄り添って探っていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。これ以上地区老人クラブの解散、脱退につながらないために、脱退される事態になった要因はどう分析されているのですか。教えて下さい。

議長（杉浦和人君） 長寿福祉課長。

長寿福祉課長（吉澤利夫君） 日野町老人クラブ連合会からの脱退についてですけども、いろんな原因、要因について、あると言われております。その1つとして、いわゆる高齢者の価値観やライフスタイルそのものが多様化してきているのも1つではないかと、このように思っております。特に、老人クラブ活動に対する高齢者の意識というのの変化が見られますので、こういったことが一因でということで、町のほうは考えております。もちろんそのほかにもいろんな要因はあると思っておりますけども、いろんな要因が重なり合っ、現在のようない状況になっているのかなど、このように考えております。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 要因としては、いろいろとあると思っております。社会背景の中でこういうふうな景色が変わってきているということも大きいかというふうに思っております。役員の成り手がなく、連合会の活動の負担が大きい、町からの補助金よりも、老ク連への会費の支出の負担が大きいという理由をお聞きしています。町はその辺どのように捉えておられるのか、再度お聞かせいただきたいと思っております。

議長（杉浦和人君） 長寿福祉課長。

長寿福祉課長（吉澤利夫君） 老人クラブ連合会から脱退が増えているということの原因につきまして、役員の成り手がありませんとか、また会費の負担が大きくなってきたというのも1つかなと思っております。町としましてはそこら辺の、対応できるといいますか、相談に乗れる部分については相談に応じていければなと思っておりますが、取りあえずは老人クラブ連合会がこうやって減少し、また組織として人数が減っていくのについては、町としては大変危惧をしているという、心配をしているところでございます。実は、町はもとより老人クラブ連合会のほうでは、この点につきましてはかなり心配をされ、危機感を持っておられるということで、令和元年度につきましては、その老人クラブの中で日野町老人クラブ連合会活性化臨時特別委員会を設置されまして、いろんな課題のほうを検討されたらと、このように聞いております。

このように、町以上に老人クラブ連合会、特に役員の方々は今、大変懸念をされているということで、熱意を持って会の存続をどのようにとということ考えて取り組んでおられるということで、町のほうにも相談に来られて、こちらのほうも共に考えているところでございます。町としましては、こういった役員さんの苦労も十分承知しておりますので、大変なご苦労もいただいているところです。こういったところに寄り添っていきながら一緒に考えていければなと、このように考えております。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 連合会さんのほうも危惧して対策を、協議会というのを立ち上げて考えられているということも聞いておりますが、やはりこれという対策がなかなか講じられていないということであるかなというふうに思いますが、そこはやはり町としても、今もおっしゃっていただいたように寄り添って対応していただきますようお願いしたいなというふうに思います。

地区老人クラブを解散し、日野町老ク連を脱退されるような事態になる前に、何らかの改善対策ができなかったかなというふうに思いますが、新年度において町からの活動経費に対する支援策の拡充を予定されているところですが、町当局として脱退防止の改善対策をどのようにされるのか、お尋ねをいたします。

議長（杉浦和人君） 長寿福祉課長。

長寿福祉課長（吉澤利夫君） 老人クラブ連合会の件ですけれども、老人クラブそのものにつきましては自主的な組織でありますので、脱退につきましても会員の中で一定議論されて、その中で判断をされたものかなと、このように受けております。ただ、町としましては、高齢者の社会参加や交流の場として、老人クラブ連合会の活動を非常に重要視をしております。議員おっしゃいますように、老人クラブ連合会

がこれからも活動を続けていかれるように、新年度において町からの活動経費に対する支援策の拡充ということで、こちらのほうを考えさせていただいているところでございます。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 支援策の拡充ということで考えていただいているということで、新年度の予算の中で、老人クラブ活動事業の拡充として、老人クラブ連合会および単位老人クラブに対する支援の充実に116万2,000円が計上されております。その拡充内容の内訳を、なかなか今のところ公開できないのかなというふうには思いますが、公開できる範囲でよろしいので、教えて下さい。

議長（杉浦和人君） 長寿福祉課長。

長寿福祉課長（吉澤利夫君） 拡充の内容ということでご質問をいただきました。

令和3年度の当初予算において、老人クラブ連合会の補助金の拡充を提案させていただいているところです。内容につきましては、まず1点目が老人クラブ連合会そのものへの補助金の増額でございます。もう1点、老人クラブ連合会の活動を活性化していただくように、老人クラブ連合会のほうに加入されております単位老人クラブに対しての人数割等の加算のほうを現在考えております。そして3点目でございますが、今まで未加入の単位老人クラブのほうには補助金というのは交付はしておりませんでしたけども、こちらのほうにつきましても一定考えていこうということで、現在整理をしているところでございます。

なお、制度の詳細のほうなんですけども、現在もう少し詰めているところでございます。一定方向整理ができましたら、老人クラブ会員さんとも話しながら、最終的に皆さんにお示しすることになるのかなと、このように考えております。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 今年度、補助を拡充していただくということで、ありがたいというふうに思います。その中で、会員数に合わせた加算ということでありますが、これまで30人以上の単位クラブの補助金3万7,200円で、会員数が多いクラブも同額であったということでありましたことから、会員数の多いクラブが支出する負担金のほうが大きく、メリットが少ないということで、脱退の一因であったかなというふうにも思います。もっと早く拡充をできていれば、脱退を食い止めることができたのではないかなというふうに思いますが、どうでしょうか。

議長（杉浦和人君） 長寿福祉課長。

長寿福祉課長（吉澤利夫君） 確かに会費の負担のほうが大きくなって脱退に至ったという話につきましては、私のほうも聞き及んでいるところでございます。そういう面から言えば、もっと早く拡充のほうを図ればというのも確かに一理あるのかなと、このように思っているところでございます。そういったことも踏まえまして、

今回老クの補助金を何とか拡充していこうということでさせていただきながら、組織の活性化を図っていただければと思います。これにつきましては、これまで老人クラブ連合会を中心に活動をしてきたという経緯がございますので、まずは単位老人クラブに荷重をした制度設計をさせていただいております。できればこれがさらなる単位クラブの加入の促進、また増強につながればと、このように期待もしているところですので、まずは今回のご提案させていただきました補助金の拡充のほうで老人クラブ連合会のほうに提案させていただいて、取り組んでいきたいなど、このように考えております。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） これまで老ク連に参加されていない単位クラブには補助金はなかったということですが、新年度から、聞いているところでは半額を単位クラブの老人会にも補助されるということのように聞いています。半額ということにつきましても、これまでのように同額ではなく、会員数に合わせた応分の補助金に拡充されるほうが望ましいというふうに思いますが、その辺はどうなりますか。教えてください。

議長（杉浦和人君） 長寿福祉課長。

長寿福祉課長（吉澤利夫君） ご提案ありがとうございます。そのような方法も1つかなと、このように思います。ただ、町のほうでは、まず老人クラブ連合会の活動の活性化というのを願っているところがございますので、そういうことから、まずは老人クラブ連合会の組織の単位老人クラブのほうに活動支援のほうを考えておまして、先に議員の質問の中でございました、会員数が大きいクラブについては支出する負担金が大きくて、メリットがあまりないよと、こういうふうなお話もいただいたところです。現にそういう声も聞いているところから、まずはそういった部分の解消を図るというのが今回の制度の1つの趣旨でもございます。未加入の単位クラブに関しての支援につきましては、社会参加の場、生きがいくりの場、そういった部分から補助金の支出も考えさせていただいたところがございます。この部分につきましては、人数加算ということもございますけども、まずは一律でというのが今考えている制度でございます。

なお、なかなかお金の部分での要望に全て応えるというのは難しいところはございますけども、それ以外でいろんな相談がございましたら、町としましてもそういった要望には、相談には応じていく中で、老人クラブの活動のほうには支援をしてまいりたいなど、このように考えております。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 老ク連との関連で、なかなか難しいところはあるかというふうに思いますが、やはり単位クラブの活動等も重要でありますので、そこは今後も検

討を重ねていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

老後の社会福祉、健康管理、介護予防、生涯学習等の観点から、老人クラブは地域を基盤とする高齢者の自主組織として、必要不可欠な組織団体であります。老人クラブの役割、重要性を町当局はどのように認識されているのか、お尋ねをいたします。

議長（杉浦和人君） 長寿福祉課長。

長寿福祉課長（吉澤利夫君） 単位老人クラブにおかれましては、身近な居場所への参加、また老人クラブ連合会におきましては、多様な事業への参加により得られる交流、こういった部分がございます。その活動につきましては、いずれも地域の重要な社会資源として町は考えております。生きがいや健康づくりの観点からも大切な役割、そういった場所であるということの認識をしているところでございます。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 答弁にありましたように、日野町の行政活動において大切な役割を担っていただいております。それゆえに、脱退されることの流れは日野町にとって大きな損失、打撃と言えるのではないかというふうに思います。2月5日付のローカル紙に、老人会について思うと投稿されている方がおりまして、その一部を紹介したいと思います。

「西桜谷老人クラブ連合会が日野町老ク連から脱退されたことに関して、会長の引き継ぎ手がないということから、解散という好ましくない事態になります。残念としか言いようがありません。果たして今後このような状況で、地域の活性化はなるのでしょうか。むしろ衰退につながりかねないと思います」ということで、一石を投じられています。日野町老ク連はシルバー大学と長寿福祉課の事業、また生涯学習課の事業や学校教育課等の地域との交流の中で関わりを持つ、大きな組織団体であります。日野町の重要な事業活動に携わり、支えていただいている重要な老人クラブの存在を再認識していただき、老人クラブに寄り添い、支援することは町としての重要な業務であると考えますが、どうですか。

議長（杉浦和人君） 長寿福祉課長。

長寿福祉課長（吉澤利夫君） おっしゃるとおりかなと、このように思います。老人クラブ連合会につきましては、高齢者による組織として、その年代を代表する組織であると思っております。また、町行政においても学校においても、それぞれ地域でいろんな形で関わっていただいている、こういった、非常に町もその活動に対しては敬意を表しているところでございます。特に、町にとってこういった老人クラブ連合会は、1つのその年代を代表する組織ということで、ご意見もいただいているところでございます。単位クラブは少なくなりまして、そういった声が少なくなるというのは大変つらいといえますか、もったいないといえますか、そういうとこ

ろだと思っております。特に、長く培われてきた経験の中で、町の様々な会議の場において、様々なご提案やご助言を頂いてきたというところでございますので、こういったことが単位老人クラブの脱退によって少なくなってくるというのは町としても損失であると、このように考えているところでございます。

議員おっしゃるとおり、各単位クラブが老人クラブ連合会のほうに集い、全町的に組織として活性化されることが町としても願っているところでありますので、そのような活動の支援ができるように、町としましても寄り添いながら共に考えていきたいなど、このように思います。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） よろしくお願ひしたいと思ひます。

そこで最後に、堀江町長にお聞きいたします。日野町老人クラブ連合会の状況を踏まえて、老人クラブの重要性と活性化について、町長の見解を伺わせていただきます。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） ただいまは老人クラブの皆さんのご活動について、ご質問をいただきました。

言うまでもなく、老人クラブは地域のご高齢の方にとっても非常に身近な社会参加の場でございますし、非常に重要な部分を担っていただいていると思っております。それに対して敬意と感謝を申し上げますとともに、今後のやはり期待も一方でさせていただいているところであるわけでございます。活性化につきましては、日野町老人クラブ連合会の皆様の中で様々なご意見やご提案を出していただいております。取り組んでいただくことにはなるんですけれども、町としましても活性化につながるよう課題を共有させていただいて、協力をさせていただきたいと、このように考えております。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 老人クラブの重要性については、町行政の全てにおいて認識をいただいているというふうに思ひます。

最後に要望といたしまして、老人クラブ活動は、人づくり、暮らしづくり、地域づくりに大きく関わる重要な組織団体であります。高齢者の知恵、パワーを発揮され、活躍していただきたく思ひます。今後も厳しくなると懸念されます。決して見過ごすことなく、老人クラブの課題解決に向けて寄り添い、対応されますことを求め、要望といたします。

以上で私の一般質問を終わります。

議長（杉浦和人君） 齋藤議員、ちょっと待って下さい。農林課長から訂正発言を求められています。農林課長。

農林課長（寺嶋孝平君） 1点、答弁の修正をさせていただきたいと思います。

先ほど、町の負担でございますが、急傾斜地、緩傾斜地合わせて4分の1、町の負担は4分の1というような発言をしました。この件について、若干の補足の説明と訂正をさせていただきたいと思います。

日野町におきましては、基本的には負担率は3分の1の地区指定が法的になされており、その中で今回、急傾斜につきましては棚田地域振興法という法律に基づきまして、指定棚田地域というものに、国に申請をして指定を受けたということを受けまして、8集落の急傾斜地については、町の負担は4分の1になるものでございます。それと併せまして、その急傾斜地の指定地区に合わせて連担している、物理的に隣接にある緩傾斜地の農地については4分の1というようなカウントがされるものもございまして、基本的に緩傾斜地は3分の1の町の負担というふうになってございます。先ほどの町のほうの財政負担というようなことでも概算で申し上げましたが、これにつきましては急傾斜地は4分の1、緩傾斜地は3分の1の負担ということで計算をさせていただいております。おわびして訂正をさせていただきます。

議長（杉浦和人君） ここで昼食のため、暫時休憩いたします。

再開は13時30分から再開いたします。

－休憩 12時28分－

－再開 13時30分－

議長（杉浦和人君） それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を許可いたします。

10番、中西佳子君。

10番（中西佳子君） それでは、通告書に従いまして、分割で質問をさせていただきます。

まず、がん対策についてお伺いいたします。新型コロナウイルス感染症はいまだに感染者数が増えたり減ったりして、予断を許さない状況であります。コロナの感染を恐れ、医療機関などへの受診を先延ばしにしたり、控えたりするケースが増えていると思います。全国的には検診など健康状態のチェックで医療機関を訪れる人も減っていると聞きます。日本対がん協会の調査では、2020年度のがん検診の受診者は例年に比べて減少する見込みとされています。緊急事態宣言もあり、コロナ禍で不要不急の外出自粛が求められていることも背景にあるようです。国ではがん検診の受診率50パーセント以上を目標に、無料クーポン等の取組が行われました。日本のがん検診率は、現状では30パーセントから40パーセント台であり、諸外国に比べて低い状況であり、さらなる対策が必要とされています。生涯でがんに罹患する確率は約2人に1人との予測もあり、早期発見、早期治療につなげていく受診

率向上を進めることが重要だと考えます。そこで、何点かお伺いいたします。

1点目は、東近江保健所平成30年度事業年報で、日野町の死亡状況では悪性新生物が約25パーセントと最も高くなっています。本町のがん検診の現状と、がん検診率向上の取組をお伺いいたします。

2点目は、抗がん剤などの薬物療法の副作用により、外見の変化によるストレスを軽減するためにもアピアランスケアは必要となってきたと思います。副作用によって脱毛、爪、皮膚の変化など、一時的に外見が変わることで自信をなくしたり、社会生活を送る上で苦痛にならないよう、外見変化のケアによって治療前と変わらない生活を維持できるように支援は重要です。がん患者の精神的、経済的負担を和らげるため、がん治療によって脱毛が生じた患者に対する医療用ウィッグの購入費用の助成制度を創設してはどうかと考えます。医療用ウィッグは種類によって数万円から数十万円と高額になると聞きます。町のお考えをお伺いいたします。

3点目は、がん教育は全国の小・中・高校で実践が広がっていると聞きます。子どもたちががんに対する正しい知識や命の大切さを学ぶがん教育の、日野町の実施状況について教えて下さい。また、医師、看護師など外部講師についても教えていただきたいと思います。

4点目は、子宮頸がんは厚生労働省によると全国で年間約1万人の女性がかかり、それにより約2,700人が亡くなるなど、重大な疾患とされています。子宮頸がんの予防ワクチンは接種後の副反応が報告されたことから、厚生労働省の勧告に基づき、現在積極的な接種勧奨は差し控えられており、日野町においても積極的な接種勧奨は控えられていると思います。公費助成対象者の小学校6年から高校1年生などに、ワクチンの情報提供などはどのようにされているのでしょうか、お伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 10番、中西佳子君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

町長（堀江和博君） ただいまは日野町のがん検診の現状と、検診率の向上の取組についてご質問をいただきました。

まず、1点目ではがん検診の受診者数についてですが、肺がん検診は増減があるものの増加傾向で、胃がん検診、大腸がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診においては減少傾向でしたが、令和元年度は前年度と比較して全てのがん検診において増加となりました。また、検診率向上のため、健康診査とがん検診を同日で開催したり、休日にごがん検診を開催するなど受診しやすい環境づくりに取り組むとともに、電話での受診勧奨を行っています。さらに、子宮頸がんと乳がん検診につきましては、それぞれ21歳、41歳になる方に無料クーポンを発行しております。

次に、2点目のウィッグの購入補助につきましては、本年2月に滋賀県理美容生活衛生同業組合より医療用ウィッグ購入に対する公的助成の要望を頂いたところ

です。がんの治療により身体的、経済的、また精神的ケアなど、様々なケアを必要とする方がおられると思います。様々なケアの在り方について各市町ではどのような取組をされているのか、研究をしてまいりたいと考えます。

次に、3点目のがん教育につきましては、町内各小学校5、6年生および中学校で実施しており、全てではありませんが、外部講師として学校医をはじめ滋賀県健康づくり財団などの方をお願いして実施しております。

最後に、4点目の子宮頸がんワクチンに係る情報提供につきましては、予防接種の種類と受ける時期を記した一覧表の中に情報を記載し、全戸に配布をさせていただいております。また、ホームページにおいて情報提供を行うとともに、お問合せいただく場合も丁寧にご説明をさせていただいております。

議長（杉浦和人君） 中西佳子君。

10番（中西佳子君） それでは、再質問をさせていただきます。

1点目についてなんですが、コロナ禍でも町のがん検診受診率は下がっていないということで理解しているのでしょうか。令和2年度について教えていただけたらというふうに思います。分かる範囲で結構です。また、受診勧奨についてなんですけれども、自治体への調査を見ると、約80パーセントの自治体が個別勧奨を行っておられます。さらに未受診者に再勧奨をされているところは1割未満というふうになってしまうようです。本町では再勧奨というのはされているのでしょうか、お伺いいたします。

2点目なんですが、町ではアピアランスケアの相談とかがあると思うんですが、どのような体制になっているのかお伺いいたします。

3点目ですが、子宮頸がん予防ワクチンについてですけれども、毎年何人ぐらいの方が接種されているのか、教えていただきたいと思えます。

議長（杉浦和人君） 福祉保健課参事。

福祉保健課参事（福田文彦君） 中西議員のほうから、がん対策について再質問をいただきました。

まずがん検診、先ほど町長の答弁では元年度は前年と比較して増加したというご答弁をさせていただきました。コロナ禍についてどうかということでございますが、確かにコロナ禍の令和2年度のがん検診については、全てにおいて下がっています。少し確定値までは出せないんですが、大体55パーセントから60パーセントぐらいの受診率かなというふうに思っているというところでございます。

続きまして、再勧奨についてしているかというご質問ですが、ちょっと再勧奨につきましては、現在のところさせていただいておりません。

それから、アピアランスの関係につきましては、確かに県のほうが市町制度に助成するという制度を立ち上げられるということで、今、各市町でどういう取組をさ

れているのかというのを、今現在お伺いしているというところでございます。まだなかなか始められるところは、令和3年からは3つか4つぐらいの市町さんやと思いますし、令和4年度から考えているよという市さんもあるというふうには聞いてございますが、ちょっと町のほうもどういことがさせていただけるのか、要望とかもなかなかまだお伺いしていないものもありますので、よその市町さんで行われる様々な助成制度について、研究をさせていただきたいなというふうに思っているというところでございます。

子宮頸がんの数なんですけれども、ちょっと詳細な数までは今、把握はしておられないんですけれども、ほとんど受けておられないという状況になってございます。ゼロではないんですが、ほとんど受けておられないという状況でございます。

議長（杉浦和人君） 中西佳子君。

10番（中西佳子君） それでは、1点再々質問させていただきたいと思うんですが、アピアランスケアについてなんですけれども、爪とかの変化とか、皮膚の色の変化なんかはメイクですとかネイルですとか、そういうものでかなり補えるようなものだそうでございますので、そういうようなところ、美容師さんとか美容院さんが一番関係してくるのかなというふうに、ウィッグに関してもそうなんですけれども、そういうところとやはり提携というか、していただいて、相談をしっかりと聞いていただいて、日野町はどういうような方が多いので、どういうようなケアが一番いいのかというところを調査していただきたいなと思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

議長（杉浦和人君） 福祉保健課参事。

福祉保健課参事（福田文彦君） 中西議員のほうから再々質問いただきました。ウィッグのことについてでございます。

確かに町長の答弁にもありましたように、2月に滋賀県の理美容生活衛生同業組合様から要望書を提出いただきました。そのことはウィッグの購入についての補助やということでご相談をいただいたと、要望いただいたというところでございますが、県の要綱等々を見ていると、乳房をなくされた方の補助ですとか、そういうことも含まれておりますので、中西議員おっしゃったように、何に対してすることがお困りなのか、そういうことをよく見極めた上で制度設計をしていかなあかんのかなというふうに考えておるところでございます。

議長（杉浦和人君） 中西佳子君。

10番（中西佳子君） 医療用ウィッグの助成制度は県下でも増えつつあるのかなというふうに思っているところでございますので、またご検討をお願いしたいと思います。

それでは次の議題に行きたいと思います。定住促進についてお伺いいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響で、少子化が進むのではないかと懸念が強まっています。厚生労働省が発表した2020年の人口動態統計の速報値によりますと、出生数は前年より減少し、過去最少になっていました。婚姻数は約53万7,000組で、前年比12.7パーセントの減となり、大幅な減少となっていました。背景には、コロナ禍によるテレワークの普及や外出の減少で出会いの機会が減ったことや、雇用環境の悪化による将来への不安もあるとされ、結婚式が中止や延期となったり、結婚を先送りすることもあったと見られています。様々な要因はあると思いますが、結婚したくても経済的な理由で踏み出せない若者も多いのではないのでしょうか。また日野町では、結婚をきっかけに町外に居住されるケースも多くあります。若者が定住しようと思ってもらえる魅力ある町であり、結婚や子どもを産み育てやすい環境づくりが前進することを願い、何点かお伺いいたします。

1点目は、コロナ禍での婚活事業は大変困難だと思いますが、婚活事業の今年度の現状と、結婚に向けた支援事業を教えてくださいたいと思います。婚活については高橋議員も質問されておりますので、今年度の状況について教えてくださいたいと思います。

2点目は、若者の定住促進についてどのような取組をされているのか、お聞かせ下さい。

3点目は、結婚新生活支援事業についてでございますが、この事業については、国では4月から対象年齢を39歳以下に、年収条件も540万円など緩和し、補助上限額30万円から60万円と倍増しています。新居の購入費や家賃、敷金、引っ越し費用などに活用できるもので、結婚、新生活に経済面から支援していくものです。本町においても、結婚家庭を経済面からサポートできるこの事業を創設してはどうかと考えます。町の考えをお伺いいたします。

4点目は、コロナ禍での出産は、妊婦さんにとって大きな不安があったと思います。里帰り出産も難しかったかもしれません。不安を軽減するための取組があれば教えてください。

5点目は、日本ではまだまだ男性の育児休業取得率は低いと言われていますが、町の取得率と、育児休業取得促進への取組をお伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） 婚活事業の現状と、結婚に向けた支援事業についてご質問をいただきました。

まず、1点目の婚活事業の現状ですが、町では各地区の地域づくりを主軸に、実行委員会等が実施される婚活事業に対し、日野町婚活支援事業補助金を交付しております。例年3団体程度に取り組んでいただいております。また、日野町、竜王町、近江八幡市、東近江市が連携し、東近江地域広域婚活事業も開催しております。い

ずれの事業も新型コロナウイルスの影響で、今年度の事業実施は中止となりました。結婚に向けた支援事業についてですが、議員もご提案いただいておりますとおり、結婚を支援することの本質は、安心して子どもを産み育てる環境づくりや経済的自立の仕組みを充足させることにあると考えます。そのためには、地域全体で子どもを育てる風土であったり、男性も女性も安定した収入が得られる雇用の充実など、社会全体で少子化に向けた取組が大切だと考えております。

次に、2点目の若者定住促進の取組についてでございますが、若者が定住する上で、若者が望む就労支援と住み続けることができる環境整備が大切だと考えております。就労については、まず町内事業所を地元の皆さんに知っていただき、町内雇用の促進につなげる取組を進めるとともに、若者と企業とのニーズのマッチングをすることも大切だと考えます。さらに、安心して結婚、出産、子育てができるよう、各種事業に取り組むことが町への定住につながると考えます。

次に、3点目の結婚新生活支援事業についてですが、この事業につきましては、国が新年度から事業を拡充させることから、日野町での支援についても内部で検討してまいりました。結婚時の引っ越し費用や新居の家賃のための補助ということで、結婚へ踏み出すきっかけになると思います。大切なことは、その後のサポートや安心して子育てできる環境づくりがより大切で、令和3年度の事業としては実施を見送り、次年度以降検討することとなりました。日野町で結婚、妊娠、出産、子育てを安心してできるまちづくりを進め、少子化対策につながるような結婚・子育て支援を研究してまいりたいと考えております。

次に、4点目の出産への不安軽減の取組についてでございますが、現在産院等では妊婦教室などがストップしており、いつでも安心して相談できる機会が減少するとともに、外出の機会が減ったことにより誰とも相談ができず、インターネットなどの情報のみを頼りにされる場合もあると考えられます。ついては、妊産婦の方々に寄り添い、少しでも不安を解消していただけるよう、母子健康手帳交付時に様々な悩みやお話をお伺いするとともに、不安なことや困ったことがあれば保健センターにご相談していただけるようお伝えしております。また、この3月から予約制で、助産師と保健師によるオンライン妊産婦相談を実施させていただいております。

最後に、5点目の男性の育児休業取得率などについてですが、昨年10月1日を基準日として行った町内企業158社への調査に対する116社からの回答では、98社が育児休業制度を定められており、50名の方が取得をされています。男性の育児休業の取得状況については、調査項目に男女別がなく把握できておりませんが、ある企業では3名が、また別の企業でも、前年度に1名の男性が取得されており、町内でも少しずつ男性の育児休業の取得が進んでいると認識しています。役場職員も過去に2名の男性職員が取得をしております。今後、企業への調査項目に男性の取得状況

を加えるなど、状況把握に努めたいと考えております。

育児休業取得促進への取組につきましては、例年2月頃に商工会とともに実施している企業訪問の際に、啓発などに取り組んでいるところでございます。男性の取得も含め、日野町における育児休業の取得が促進されるよう啓発に努めてまいります。

議長（杉浦和人君） 中西佳子君。

10番（中西佳子君） それでは、再質問をさせていただきます。何点かお願いいたします。

1点目ですが、若者の定住促進の取組についてお伺いしたいと思うんですが、町長のご答弁ではソフト的な部分をお答えいただいたのかなというふうには思いますが、ハード的な事業として、西大路地区定住宅地整備事業があります。これは定住促進を図るといふようなことで事業が行われたのではないかなと私は思っていました。先日の質疑でもたくさんの方が質疑をされたわけなんですけれども、この事業というのは日野町の定住促進が大きく進むというふうにお考えなのかどうか、その点をちょっとお聞かせいただきたいというふうに思います。

2点目ですが、結婚新生活支援事業についてでございますけれども、令和2年度、この事業をされている県下の市町をちょっと調べてみますと、彦根、草津、湖南、高島、東近江、豊郷の6市町でございました。私が平成30年の3月議会でもこの事業の質問をさせていただいたんですけれども、そのときは3市町でしたので、約3年で3市町が増えているというところがございますし、今年度緩和もされたということで、増えていくのではないかなというふうに私は予測をしているんですけれども、対象者が居住して市町に婚姻届を提出されるわけですから、町は居住者が増えていくということになりますので、やっぱり定住の促進にも一役買うのではないかなというふうに思います。また、大変なこのコロナの中で新生活をスタートされるカップルを心からお祝いし、ずっとこの日野町に住み続けていただけるように取り組んでいただきたいなというふうに思いますので、その点についてお伺いしたいと思います。

そして、これはちょっとお聞きしたいんですが、日野町が結婚新生活支援事業を行った場合、結婚して西大路地区の定住宅地で住居購入をされた場合、この事業の対象者になるのかどうかというのをちょっとお聞かせいただきたいというふうに思います。

3点目なんですけれども、出産への不安というところがございますけれども、不安な要因というか、不安な事項はいろいろやと思うんですけれども、妊婦さんはコロナワクチン接種の対象者なのかどうか、私はちょっと分からないんですが、コロナの不安というのもあると思います。また、経済的な不安もあろうかというふうに

思っております。町は、9月議会だったと思うんですけども、子育て世帯緊急支援事業として、国の特別定額給付金の基準日、7月27日を過ぎて出産された方、令和3年の3月31日までを対象にされて、新生児を育てる世帯に1人10万円の給付事業というのをされたわけなんですけれども、大変心強い支援だったというふうに私は思っていますけれども、この事業は今月で終わりになるわけなんですけれども、今、コロナの終息が見えてこない中でのこの状況の中であって、今後このような事業について検討はされるのかどうか、お聞かせいただきたいと思っております。

次、4点目ですけれども、男性の育児休業取得率についてでございますが、2019年度の日本の男性育児休業取得率は7.48パーセント、滋賀県は3.8パーセントで、取得しない理由は前例がないとか、同僚や上司に迷惑がかかる、いろいろあるんですけれども、そういうようなことを聞いております。ご答弁では、町内企業で3名と、また1名取得されておりますということでしたが、また少しずつ男性の育児休業の取得が進んでいると認識していますというご答弁をいただいたわけなんですけれども、日野町では毎年約140人前後の方が出産をされているわけなんですけれども、やはり私は、あんまり進んでいないのではないかなというふうに感じているんですが、意識の違いなのかもわかりませんが。やはり周りの人の意識改革というのが大事になってくるのではないかなというふうに思っております。日野町の意識改革はどれぐらい進んでいるとお考えか、お聞かせ下さい。

議長（杉浦和人君） 総務主監。

総務政策主監（安田尚司君） ただいま、中西議員のほうから再質問ということで、西大路定住宅地の、若者がこれから住んでいただくという方向についてということでお伺いさせていただきました。

もともと地方創生の中で、人口減少という中で、課題がどういうのがあるかという抽出をいろいろさせていただいた。その中で1点、一緒に住むのが非常に厳しいんだと、結婚してとか、新居を持つのに難しいということで、実際、現実問題として今の区画整理の中で取得される方がおられて、もともと旧の、いわゆる西大路とかそういう地域の方々があちらのほうに来ていると、この実態もあるし、さらにはその価格が高いので、なかなかそういうところへ行けない、だから町外へ行ってしまふんだと、こういうようなお声がいろいろあったわけでございます。そうしたことから町として、もともと市街化区域でございましたし、そうした意味では有効な土地利用ができないかという調査をさせていただいて、その中で地元の方々も、ぜひともそういう方向でいこうかというお話を頂いて進めさせていただいたと、こういうような話でございますけれども、私どもも当初のとおり、とにかくその辺にあんまりいい土地がないから、もう町外へ出ていくわということのを何とか止めていきたいということで、お話をさせていただいている中では何件かあそこの土地でとい

うお話も頂いていますし、当然町のほうで何ぼかの支援を、当然土地自体にしていますので、町内の方が優先してできるような形で進めさせてもらいたい。特に外から来られるというよりは、とにかく定住を、この町を知っている、育ってきた者がこの町にできるだけ住んでいただけるということで始めさせていただいた事業でございますので、何としてもそのような形で進めてまいりたいというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（正木博之君） ただいま、結婚新生活の事業につきまして何点かご指摘いただきました。

確かに令和2年度は、滋賀県内で6市町の実績を聞いております。ただ、6市町のうち申請がありましたのは3市町ということで、半分のところしかなかったと。そういう意味で、今回国のほうも要綱を改正されて、もう少し利用しやすい制度に改正されたのかなというふうに理解しております。その上に立ちまして、制度を拡充して、結婚のスタートアップにかかる費用ということで国が少し事業を拡大された中で、今年度日野町においてもどういうふうにやっていくかということで、どうするかということも議論させていただきました。

議員おっしゃいますように、やっぱり市町にその制度があることで、きっかけとしてその市町に定着していただくことも1つの要因ではあるかなと。また、それとコロナ禍の中で結婚に踏み切った方に、おめでとうという祝福の気持ちという意味では、確かに1つその制度かなと。ただ、それを制度化していくということについては、国の上限では今、60万なので、全ての市町が60万にするかどうかはちょっと疑問ですけども、今年度も県下でいろんな事業を取組される中で、そのことで、きっかけで結婚が進む率というのがどれぐらいかなと。それよりも、やっぱりその先の子どもを育てるとか新居を構えるとか、そこに、やっぱり若者の意見を二、三聞いている中では、一時金をもらえるから結婚するというのは、本当に自分らが結婚を決めたときのタイミングでもらえたらよかったなと、ハッピーやったなという話なんですけど、そのことがあるから結婚できるかということ、やっぱりその先の支援を、自分らが結婚する、子育てをするとなると、そこをしっかりと見極めていきたいというような意見も頂く中で、今年度については日野町は事業を見送らせていただこうと、近隣市町の取組なんかを見せていただこうというふうに決断させていただきました。

それともう1点、西大路の定住宅地整備事業で新居を構えられた方がこの事業の対象になるかということなんですけど、今、国のほうの事業の要件では、結婚のスタートアップにかかるコスト、新居の家賃だけですので、借家にお住まいの家賃、それから引っ越しの家賃、それから住居の取得費用ということですので、そのタイミ

ングと所得とか、いろんな制限はある中ですが、その要件に合う場合は新居を構えられる場合もこの補助の、国の要綱では対象になるということで理解しております。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（宇田達夫君） ただいま中西議員のほうからご質問ございました、基準日以降に生まれられた新生児について、10万円の支払いを現在させていただいております。子ども支援課の窓口では本当に喜んでいただいております、ありがたく思っております。今後につきましては社会の動向、また県内市町の動向等を注視しながら検討させていただきたいというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 福祉保健課参事。

福祉保健課参事（福田文彦君） 中西議員からの質問で、妊婦の方のワクチンの接種についてご質問いただきました。

妊婦さんにおきましても接種の対象者にはなっておりますので、またその時期になったら予診票等を送らせていただくことになるのかなというふうに思っております。

それともう1点、先ほど1つ目の質問の中で、がん対策の中で対前年度55パーセントから60パーセントになるだろうと、対前年度のことです。それと併せて、子宮頸がんワクチンの数なんですけども、現時点で4件です。

議長（杉浦和人君） 商工観光課長。

商工観光課長（福本修一君） 男性の育児休業の取得状況について、なかなか進んでいないのではないのかというお話でございました。

国の調査では平成30年度が、男性の育児休業の取得率が6.16パーセント、そして令和元年度が7.48パーセントということですので。日野町の中で、私どもも企業さんとお話をさせていただいている中では、やはり1つの社員の家族に対する、家族であったり育児休業の取得のことは、非常に企業さんの意識は高まっているなど。その背景には、やはりなかなか人材が確保できないという企業さんのお悩みもある中で、やはり人を育てていく、家庭があって仕事やという意識も企業さんのほうも強くお持ちいただいているかなという実感を持っておりますので、先ほど町長申し上げましたとおり、町の中でも少しずつではございますが、そういう意識は進んでいるものというふうに認識しております。ただ、その意識がどうかというところについては、非常にはかる度合いが、意識がどれだけ進んだのかということのはかりにくい部分でもございますので、企業さんと出会う機会もございますので、いろんな機会で企業さんのお考えなりを今後も引き続き伺いしていきながら、なおかつ取得しようとする自己啓発といいますか、そういった部分も非常に大事になっていくかなというふうに思いますので、そういった部分も含めまして、啓発に努めてまいりたいなというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 中西佳子君。

10番（中西佳子君） それでは、再質問をさせていただきます。

西大路の定住宅地なんですけど、本当にこれは成功してほしいと私は思っておりますので、20区画が町内で、4区画を町外でというような、質疑のときでしたか、答弁もあったところでございますし、せっかく促進のために造られた団地でございますので、あらゆる策をしないと、本当にソフト的なところでももちろん必要ですけども、本当に使えるものはたくさん質疑の中でも提言をされておりましたけれども、やっぱり使って、少しでもこの団地がモデルになるような事業になってほしいなというふうに思いますので、この新生活も、今年はあれかもわかりませんけれども、使っていただいたらいいのではないかなと思いますので、何か秘策的なものとか、特化したもの、この西大路定住宅地は日野の誇れる団地というか、そういうふうなもののイメージでも結構ですので、教えていただけたらというふうに思います。

あと、育休取得に対してですが、国も今、やっぱり男性の育休取得率が低いという意識を持っておられまして、今国会でも議論をされているところだというふうに私は思っているんですけども、まず低いという認識を持っていただかないと、進んでいるという認識で取り組むのと、進んでいないなと感じていただいて取り組んでいただかないと、私は駄目なんじゃないかなと、進んでいかないんじゃないかなということが、まず意識改革の1つ目だというふうに思います。女性はかなり、90パーセント近くまでですか、育児休業取得を取られているんですけども、やはり今の若い方と言うたらちょっと語弊があるかもわかりませんが、やっぱりちゃんとした権利があるものは使われるべきだと思いますし、使っていかれる方向だというふうに思っておりますので、企業さんの意識改革であるとか、また先ほど要因を申しましたけれども、上司とか周りの人に迷惑がかかるから、そういうことがやっぱり一番要因にあるのではないかなと。また、自分が抜けると人員が減ってしまうというところ、そういうところはやっぱり企業さんなり商店さんなり、いろいろあると思いますが、そういうところが意識を持って取り組んでいただかないといけないんじゃないかなというふうに思います。それにはやはり、日本一子育てしやすい日野町になるためには、そこの意識を変えていただかなければいけないと思いますので、もう一度答弁をお願いいたします。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（高井晴一郎君） 西大路の定住団地のことで再々質問いただきました。

議員もおっしゃっていただいていますように、何とか町も成功させたいと思っていますし、おかげさまをもちまして3月末にはほぼ出来上がります。分譲については、先日も申しあげましたように20戸が町内、4戸が公社枠ということにはなっており

ますが、公社枠の4戸についても決して町内の方にも買ってもらえないという位置づけではございませんので、この辺も含めて今後分譲要綱を整理する中で、誇れるというわけではないんですけれども、せつかく整備した団地でございますので、してよかったなというふうに言えるように頑張っていきたいと思っております。

議長（杉浦和人君） 商工観光課長。

商工観光課長（福本修一君） 男性の育児休業について、そもそも取得率が低いのではないのか、そして意識を持って取り組む必要があるということでございます。ごもっともでございます、平成30年度が女性の育児休業の取得率が、国においては82.2パーセントが、令和元年度83パーセントという状況でございます。その中で、男性の取得率が非常に低いということにつきましては、そこは減点かなというふうに思っておりますので、そこにつきましてはしっかりと、そもそも低い意識をどう変えていくのかということにつきましては、やはり難しいところでもありますけれども、啓発ということが大事になっていくものというふうに考えておりますので、そういった低いということはそもそもある中で、どうすればその意識改革を少しでも進めていけるのかということにつきましては、意識を持って取り組ませていただきたいというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 中西佳子君。

10番（中西佳子君） コロナが終息しましても、不安要素が大変多くなっている、人口減少という状況は続くのかなというふうに思うんですけれども、日本では出産と結婚というのは強く結びついている部分が多くあると思っておりますので、その部分もしっかりと支援をしていかなければいけないというふうに私は思います。また、結婚、出産、子育て、切れ目ない支援というところが大事であって、どの自治体も今すごく本当に知恵を絞って取り組んでおられるところだというふうにも思っているところでございます。日野町もしっかりと、また考えていっていただいて、本当に住みやすい日野町の取組ということで、努力をお願いしたいと思っております。

議長（杉浦和人君） 次に、4番、加藤和幸君。

4番（加藤和幸君） それでは、通告書に従いまして、分割方式で大きく2つの項目についてお伺いをいたします。

1点目は副町長の任期問題ですけれども、もう既に12月議会、それから1月28日の全員協議会、そして臨時議会、それからまた今日の午前のお二人の質問に対する答弁と、様々な角度から疑問点が出されましたけれども、疑念がすっきりしたというふうには思えません。疑念は深まるばかりだというふうに考えています。そこで、今回は副町長ご自身にお伺いする、そういう質問をさせていただきます。

情報公開によりまして、覚書の存在が明らかになった。このことによって、副町長ご自身の過去の答弁も矛盾してくる。虚偽じゃないかと、そういう矛盾と虚偽が

明らかになりましたけれど、そのことで次の諸点、7つ挙げますが、7つの点についてお伺いをいたします。

1点目ですけれど、県との取決めは12月議会で「一切ない」というふうにおっしゃいました。それから、1月の全員協議会の場では、「覚書の存在は知らなかった」というふうに副町長はおっしゃったわけですが、この点について、まず現時点ではどうふうにお考えなのか、これが1点目です。

2点目は、副町長は「任期は4年というふうに認識していた」と。だから、「4年を全うする」というふうにおっしゃったんですけれど、地方自治法163条にのっとって4年の任期を全うされるのか、あるいは覚書に従って2年半なのか、これ、明らかに矛盾していますから、だからどうなのかということをお伺いいたします。

3点目は、覚書は地方自治法違反にならないように、非常に巧妙な覚書なんです。職名が書かれていない。しかし、町から県へ依頼された文書には、副町長を依頼しますと。両者を総合すると、覚書自体が違法の覚書というふうには受け取らざるを得ません。覚書だけを見ていると、違法とは取れないわけです。だけど、両方総合して見ると、明らかに違法の文書だと。この点をどうふうにお考えなのか。

4点目、県への復職は「可能性の1つ」だというふうに、副町長は答弁されました。覚書には、ところが「復職させるもの」というふうに書かれています。これも合っていないわけです。身分保障という観点から、恐らく復職させるものというのは、これが極めて自然なものというふうには考えられます。私もそういう、かつて組合の役とか、そんなんで出る人なんかで専従になったりするとき、あとどうなるのかということやらをきちんと身分保障という観点で扱っておられる、そういう覚書みたいなものを見させてもらったこともございます。だから、身分保障があるというのが極めて自然なんです。ご自身の真意はどうか、また復職以外の可能性とは一体、具体的にどういう選択肢なのか、その辺が、もしおありでしたらお答えいただきたいというふうに思います。

5点目です。町長が事務方同士で覚書を交わしていた、私は知らなかったんですけど、「事務方同士で覚書を交わしていた」という、この町長の答弁は、これは町長ご自身が起案書に押印しているということによって、この答弁は明らかに虚偽であるということが分かりましたけれど、この答弁がなされた時点で、副町長さんご自身はどう思われたのか。あるいは、今はまたどうふうにお思っておられるのか。その辺りについて、お伺いをしたいと思います。

6点目です。副町長はこれまで町長の答弁に対して異議を唱えてこられませんでした。だけど、副町長という職務、まして県から派遣された副町長というのは、地域のしがらみもございませんし、客観的に町長の言動を直視して、もし誤りや問題があれば指摘をすべき立場、そういう立場であると思うんですけれど、いかがでし

ようか。

最後7点目、まとめです。この一連の任期問題で、副町長ご自身の謝罪はあまり聞かせていただけていないんです。町長さんはいろんなところで、一応謝罪の言葉をされましたけど、副町長さんご自身は自分の今までおっしゃったことについて、どういうふうにお考えなのか、その辺りを最後にお伺いしたいと思います。

以上7点です。

議長（杉浦和人君） 4番、加藤和幸君の質問に対する当局の答弁を求めます。副町長。

副町長（津田誠司君） 私の任期をめぐる認識についてご質問いただきました。

まず1点目についてですが、町長の失念による発言ではありますが、議会における誤った発言であり、町政を担う者として、先ほど山本議員、齋藤議員の質問に対する町長の答弁内容と同じ思いであり、深く反省をしているところでございます。

次に、2点目の任期でございますが、私自身は任期4年として就任しておりますので、任期の中で任された職務を全うする所存でございます。

次に、3点目の地方自治法に関する考えでございますが、副町長の任期は法により4年と定まっており、当初から任期はあくまで4年という認識でございまして、これは変わるところはございません。

4点目の県の復職につきましては、副町長の職を全うした後の選択肢の1つでございまして。現時点では副町長の職を全うするということを考えていますので、任期後のことは考えておりません。

5点目の覚書の締結につきましては、県から知らされておらず、私自身が知らなかったこともあり、手続的なことも答弁等で把握してきたところでございます。しかし、答弁が町長の失念による誤ったものであるということは、真摯に反省すべきであると思います。

次に、6点目の副町長という立場についてでございますが、副町長は町長を補佐する立場であり、政策や言動に対し、町長とともに責任があると認識しております。

7点目につきましては、この一連の件につきましては町長の失念による答弁に起因するところではありますが、町政への信頼を損なったと認識しております。改めて謝罪を申し上げます。今後は私に託された職務に対し、全身全霊で取り組むことで町民の皆様の信頼回復に努めてまいります所存でございます。

議長（杉浦和人君） 加藤和幸君。

4番（加藤和幸君） 副町長さんの答弁を聞かせていただきまして、ご自身の問題だという受け止め方が大変弱いんじゃないか、その辺が大変気になりました。

まず1点目ですけれど、事の発端は町長の失念による発言であるがというふうな言い方をされて、私は直接の当事者ではないんだと、町長の発言なので、私は連帯

責任を感じています、これが副町長としての連帯責任と、このように受け取れるんです。だけど、そうじゃないでしょう。副町長ご自身が12月議会で、県との取決めは一切ないとおっしゃったんです。1月の全協では、覚書の存在は知らなかったというふうにおっしゃった。それを現時点でどう考えておられるのかということ、私はお伺いしているんです。だから、町長の発言が誤っていたから責任を感じますでは、何か人ごとのような気がするんです。県との取決めは一切なかった、また、退職以外の話はなかったというのを、覚書が出てくるまでは、私もそうなんかなと思ったんです。ところが、今となっては、明らかにこれは虚偽ですよ。仮に覚書の実物を副町長さんがご覧になっていなかったとしても、取決めの内容は承知しておられたはず。県職員を辞めて派遣されるわけですから、一応退職ということだというふうにおっしゃいましたね。だから、辞めて派遣されるわけですから、県としては、後のことは知りませんよというはずがない。県の人事課は、当然職員の処遇について説明をされたはず。取決めがないとのご自身の答弁は、内容は知っていたけれど、知らない、故意に虚偽の答弁をされたんじゃないですか。その辺りをちょっと、もう少しはっきりさせていただきたいというふうに思います。

2点目と3点目、私は当初から、任期は4年の予定で就任しているというふうにおっしゃいました。1月28日の全協では、派遣期間が慣例的に2年で、それにプラス6か月というのは何となく知っていたということだと思んですが、何となくというふうにおっしゃいました。これは矛盾ですよ。任期は当初から4年の予定で就任しているというふうにおっしゃったことと、派遣期間が慣例的に2年で、それにプラス6か月というのは何となく知っていた。仮に覚書を見ていらっしやなくても、慣例的に2年で、日野の場合はプラス6か月があるかもしれないというふうに思っておられたなら、当初から4年と認識はおかしいです。まして覚書には2年6か月、特別の場合は変更できるとまで書かれているんですよ。これもおかしいです。つまり、覚書を文字どおり読めば、4年というのは特別の場合だということになりますよね。法令遵守で任期を全うすることは、特別の場合です。覚書では2年6か月だ、2年半だ。こういう覚書は違法なんですよ。だから、違法だと分かっているから県は職名を書かないんですよ。ただ日野町へ派遣とだけ書いているんですよ。副町長として2年6か月、日野町へ派遣しますと書いたら、これは違法文書なんですよ。しかし、こちらからの依頼文では、副町長は2年6か月でお願いしますと依頼している。こちらからの依頼は、当初から違法なんです。それを知っている県は、副町長として2年6か月派遣しますとは書かないで、ただ派遣としている。こういうことでしょうか。この点をどうお考えなのか、伺っているんですよ。その辺りをはっきりさせて下さい。

4点目です。私ははじめに、覚書の存在が明らかになった今、どう考えておられ

るのかというふうに伺いました。覚書には復職させるものとあります。他市町のケースを見ても、ほとんどが復職しておられる。復職以外に、例えば地域おこし協力隊の谷口君とか鶴瀬さんとかの場合のように、日野に土着するという、そういう選択肢をお考えなんですか。その辺りをお伺いしたいというふうに思います。

5点目です。1月の全協で町長は、覚書は事務方同士で交わしたことが分かったというふうに答弁をされました。しかし副町長は派遣にあたって、仮に覚書の実物を見ておられないとしても、覚書の内容は慣例的に2年だけど、日野は2年6か月というふうに薄々知っていた。それなのに、12月議会の後で、事務方同士で覚書を交わしていたというふうな町長の話に同調されたんですか。これは副町長ご自身の問題なんです。町長がおっしゃった、この話はおかしいのに、自分としては2年6か月というのは薄々知っていた。その辺、副町長ご自身はどういうふうにお考えなのか。

6点目です。政策や言動に対して、町長とともに責任がある、これは当然そうですね。ただ、それだけでなく、副町長やとか幹部職員の役割というのは、町長に間違った発言や答弁をさせてはならないし、もし誤った発言や答弁があればきちんと指摘をし、訂正するのも役割じゃないですか。今回のケースは、まさに県から来られた副町長の出番じゃないですか。その辺、どういうふう認識されておられるのか。

最後、7点目です。今回の件は町長に起因するもの、それは確かにそのとおりでしょう。町政への信頼を損なった、町政、町民への信頼を損なった、だから私はその連帯責任を負いますというニュアンスの答弁は、大変残念なんです。ご自身もその虚偽発言をして、結果的に町長を弁護することになった。そういう認識と謝罪とを求めたいわけですね。お願いします。

議長（杉浦和人君） 副町長。

副町長（津田誠司君） お答えいたします。まず1点目、町長の失念による町長の発言ということで、連帯責任と受け取れるといったことをございます。

その辺りについてなんですけれども、そちらについては町長の発言が誤っていたから責任を感じるということでもなく、私自身も町長を補佐する立場として、きちんと事務的なことも当たった上で町長のサポートをするべきだったということも含めておわびを申し上げたいというふうに思っております。

あと、2点目と3点目、関連いたしますが、当初から4年と認識していたけれども、慣例として2年半を知っていて、その辺りどう考えているのかということをございますけれども、私自身あのか、12月の答弁のときに知らないということではなく、ないというようなニュアンスでお答えをさせていただきました。その際の齋藤議員のご質問の中で、趣旨としては2年半で必ず戻るのかというようなことで伺

っていただいていたと思います。必ず戻るという約束はないという意味で、そうお答えをさせていただきました。あのおときの答えですけれども、県に提出した退職願につきましては、私、自分自身の意思で記入をさせていただきました。それ以外に何の書類の提示もされておられません。これも事実でございます。例えば、県におきましては、外郭団体等へ出向する場合には法に基づいて3年とかいう派遣の期間が定められた書類がございまして、そちらにサインを求められるということもございます。そういったこともございませんでした。ということは私自身が、例えば2年半で覚書に基づいて戻るということになれば、私の意思で退職を、町長なり、あるいは議員の皆様は議会をお願いをしなければならぬということになります。私自身の意思を縛るものは、今のところ提示をされておられませんので、必ず2年半で戻るということはないという意味でお答えをさせていただいたつもりをしております。

それと、覚書の存在が明らかになった今、どうするかということでございますけれども、今後どうするかということでございますけれども、選択肢の1つとして当然、県に戻るということはございます。県のほうで退職金の交付も受けておりませんので、普通で考えれば、加藤議員おっしゃったとおり、戻るというのは普通ではあるかと思えます。ただ、それ以外に土着するという考えもあるのかということですから、私は前の齋藤議員のご質問に対する答弁でも申し上げましたが、私は日野という町が本当に好きになりましたし、日野の皆さんのことも好きですし、この町のことを本当によくしたいと思っております。そういう中で、加藤議員おっしゃったことも選択肢の1つであるとは考えておりますが、ただ当面、まずはこの与えられた任期を全うすることを考えているということでお答えをさせていただいたつもりをしております。

覚書の内容に関して、町長の発言に同調して答えただけ、どう考えているのかということでございますが、そちらにつきましては先ほど申し上げたとおり、私自身が関与して何か書類を提出したということがなく、私の意思を縛るものが何もないということですので、私の意思に基づいて答えさせていただいたというところでございます。

あと、6点目の町長に間違えた答弁があれば訂正するのが役割だということは、全くご指摘のとおりでございます。ここに関しましては十分な働きができなかった、私自身が知らなかったということもあるんですが、それをきちんと確認をした上で丁寧にお答えをするべきだったということで、大変反省をしております。

あと、7点目もそうでございます。連帯責任ということではございませんで、私自身、町長を補佐する立場として至らぬ点がございましたことを、この場で改めて深くおわびをしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 加藤和幸君。

4番（加藤和幸君） 覚書については、きちんと覚書を知っておられたのかどうかということについての確認はできませんでしたので、この再々答弁の中で、副町長さんには覚書を実際知っておられたのか、本当に知られなかったのか、その辺のことについてお伺いをしたいと思います。

それから、そのほか町長が覚書を締結された、例えば主監であつたり課長であつたりすれば、その方でも結構なんですけれど、覚書に書いてあることは2年6か月で、特別の場合変更できると書いてあるんですよね。だからその任期どおり、地方自治法どおりの場合は特別の場合というふうに、そのまま覚書を読めばそうなるんです。そういうような覚書というのはいいんですか。2年6か月で、特別の場合変更できる。じゃあ4年というのは、法律は何なんだということになりかねないので、その辺りはどうなのかということを再々質問でお尋ねしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 副町長。

副町長（津田誠司君） まず覚書自体、私は、繰り返しになりますが本当に知らなかったところなんですけれども、覚書には特別の場合変更するようなくだりになっておりまして、それが、法律どおりが特別だということについては、違法性とか云々かんぬんということ、議会にお認めいただいている期間が4年であるのに、何かそれを短くするようなことが、別途文書を、私が知らないところであれ交わされているというのは違和感を感じているところではございますので、その辺りについては県のほうに一定申入れはさせていただきたいと、既に申入れは一旦しておりますけれども、改めて申し入れさせていただきたいと思います。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（藤澤 隆君） 加藤議員の覚書の中身についてでございます。

議員おっしゃいますように、覚書のほうに記載されておりますのが、派遣期間の後段にただし書で、特別の事情がある場合は双方協議の上、本人の同意を得て派遣期間を変更することができると書いております。基本的には、これは県の派遣期間という考えでのお立場で書かれているというもので考えております。あくまで任期は4年ということでこちらは思っております、それが法令に照らしてどうなのかというところでございますけれども、あくまで副町長が申されましたように副町長の意思、または町長の意思に基づいてでない、なかなか任期というのは変えられないというものでございますので、あくまで任期は4年ということで任命もされたという考えでございます。

議長（杉浦和人君） 加藤和幸君。

4番（加藤和幸君） もうそれ以上質問はできないという約束ですので、あと、副町長さんには繰り返し、その4年の任期を全うするというふうにおっしゃいましたの

で、いろんところでそういうふうにおっしゃっていますので、4年間よろしくお願いをしたいというふうに思います。

そしたら、2つ目の質問に入らせていただきたいと思います。2つ目の質問は、日野町におけるジェンダー平等への道筋というタイトルをつけさせてもらいました。金曜日の高橋議員の質問、それからただいまの中西議員の質問とかとも関連をしてくるかと思います。

東京オリンピックの組織委員会の森前会長の女性蔑視発言で、日本社会のジェンダー平等意識の遅れというものが大変大きな話題になっています。日本のジェンダー指数というのは発展途上国よりも低いというふうに出されているんですけど、じゃあ日野町は一体どうなのかというのを考えたいと思います。

広報ひのの昨年5月号によりますと、ちょうど区長さんの紹介、それから日野町の行政組織一覧があるんですけど、その中で見させてもらおうと、区長さん83人のうちで女性はお一人、それから行政組織の一覧、これは行政組織は保育園長さん、幼稚園の園長さんやら、そういう教諭関係のところダブっているとか、そういうあれがありますので、ちょっとカウントがしにくいんですけど、そういうの以外の一般行政職で参事以上の方を見るとそれも、だから含めるのかどうかよく分からないんですが、一応二、三人というふうに挙げさせてもらいました。区長さんは各字で選ぶものですから、行政が云々すべきものではないというふうに言われるかもしれないんですけど、こういう状況、つまり区長さんは83人中のうち女性が1人、参事以上の行政職で、女性は二、三人だと。こういう状況についてどう思われるのか、現状認識をお伺いいたします。

なぜこういうふうになっているのか、これも要因というのは一概に言えませんので、断定的なことは言えないかと思うんですけど、当町において女性の社会進出を妨げている要因は一体どういうところにあるというふうに捉えておられますか。大ざっぱな言い方になるかもわかりませんが、お答えをいただきたいと思います。

3点目です。女性の社会進出を妨げている障害を取り除いて、ジェンダー平等社会を実現する道筋、これは行政が一方的につくるとかそんなことじゃなくて、住民と行政が共に考えていくものだというふうに考えておりますけれど、幾つかの視点とともに伺いたいというふうに思います。

かつて女性参政権、これは戦後の早い時期があったとき、それから学校における男女混合名簿、これは私が現職で学校現場にいたときのことなんですけど、これ、今ではもう女性参政権も男女混合名簿も極めて当たり前のことになっています。ただ、導入当時はかなり混乱があり、反発もありました。女性参政権のときには、私はまだ生まれていませんからよく分かりませんが、男女混合名簿のときは自分

ごとでしたので、非常にいろいろありました。今から思えば何であんなおかしい議論があったのかなというふうに思うんですが、男性を先に書いて、女性は後に書くから問題になると言われるんやったら、女性を先にしたらええやないかと。だから学校によっては、女の子から先に、まず1番から女の子にして、そして女の子がざっと全部終わったら、その後に男の子を入れるというふうな、そういう名簿を作った学校が現実にあります。

今から思えば何でおかしいことだというふうに思うんですけど、そういう混乱やら反発やらがいろいろありました。それが長年、何年かを経て、女性の参政権も男女混合名簿も極めて当たり前のことになってきた。こういうことを考えれば、女性が管理職になっていくこととか、あるいは区長さんになっていくこととか、これはある意味では極めて当然のことなんだろうというふうに思います。けれど、機械的に数値目標を決めて、仮に何年までに何人の役職を役場では導入しますとか、区長さんは83人のうち、何年までには何人にしますとか、これはやっぱりおかしいなというふうに思うんです。だから、あんまりこういう方法は取るべきではないというふうに考えるんですが、場合によってはそれもあいかと。その辺、何とも私自身も言いかねるんですけど、いかがなものでしょうか。

2つ目ですけど、女性活躍、女性の社会進出を可能にするには男性の意識改革が必要だと、先ほど中西議員もおっしゃいました。いろんなところで言われます。まさにそのとおりだというふうに思います。けれど、それはもちろんそのとおりだということは自覚した上で、意識の問題だけじゃなくて、行政やとか社会全体の在り方を問う問題意識が必要だというふうに考えています。その辺り、いかがでしょうか。お伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） ジェンダー平等についてのご質問をいただきました。

まず、1点目の町内の区長職の女性割合についてですが、各自治会でお取り決めでいただいているということもあり、またそれぞれの自治会のご事情などあることから、一概には申し上げられませんが、男性であっても女性であっても担っていただける職であると認識をしております。また、役場組織の管理職に占める女性の割合につきましては、男性に比べ特に少ない状況だと認識をしております。

次に、2点目の女性の社会進出を妨げている要因についてですが、既存の枠組みや考え方にとらわれている社会の現状や、安心して結婚、妊娠、出産、子育てができる環境が十分に整っていないことなどが挙げられると考えます。

次に、数値目標を決めて取り組むことについてですが、先に数値目標という枠組みを決めて女性の参画を促進するのではなく、女性も男性も参画しやすい仕組みを整えることのバランスが大切だと考えます。また、行政や社会全体の在り方を問う

問題意識につきましては、人口減少が進む中、地域や社会で性別や年齢に関係なく、誰もが活躍できる地域づくりに取り組むことが必要だと思います。

議長（杉浦和人君） 加藤和幸君。

4番（加藤和幸君） 再質問をさせていただきます。

役場における女性管理職の少なさの問題、区長も同じですけど、女性の社会進出を妨げている要因などは、今町長おっしゃったように、根底には安心して結婚、妊娠、出産、子育てができる環境の整備が必要。このことは大変大切なことだというふうに思います。だから、1日目に高橋議員が取り上げられた少子化の問題と、基本的には軌を一にしているんだというふうに思います。

私が議員になってしばらくたった頃に、私のところへ1通の電話がありました。今の役場は、日野町役場です、日野町役場はブラック職場だという旨の電話です。女性だけでなく、若い人も定着していかない。こういう状態で管理職になることは、これは耐えられないんだと思うんです。だから女性管理職が少ない、若い人の中でも辞めていく方が何人かおられる、だから根底にあるそういうもの、つまり法的には男女平等で、機会はあるんです。機会均等なんです。だけど、ちっとも進まないわけです。だから今、今日は男女平等とは言わなくて、ジェンダー平等という言葉で最近は言われるようになってきた。つまり、ジェンダーというのは社会的な性差というふうなことで、こういうのを取り上げているわけですけど、つまり、女性だけの問題じゃなくて、職場や社会全体でどのように取り組むか、社会的な性差別にどう切り込むかというふうなことです。このことは働き方の問題、定時で帰ることが当たり前というふうな環境にならないと、女性管理職の増加は難しいんです。何年までに女性の管理職を、例えば今よりも倍にしましょうとか、そんなことを言ったって、残業がいっぱいあるわというふうな中では、あるいは男性がなかなか家事分担をしないというふうな中であっては、そんな管理職になれないんですよ。だから、日本社会全体の問題ですけど、日野町ではそこにどういう切り込み方ができるのか。どういう取り組み方ができるのかということを考えていかないと駄目だと思うんです。そんな簡単に、一朝一夕にできることじゃないと思うんですが、そこにどういうふうに取り込むかという観点が必要なんじゃないかなというふうに思います。

字の話ですれば、今、字で女性の区長は歓迎される状況ではないんです。歓迎される状況ではないというのはどういうことかということ、一方で人が足りない、なかなか成り手がいないというふうにしてはいるんですけど、だけど女性の区長の登場を歓迎しようというふうな、あんまりそんな感じじゃないんですよ。つまりそれは、男女平等の建前はあるんだけど、ジェンダー平等の意識が極めて低い。だから成り手がいないし、だから歓迎される状況でない。さっきも申しましたように、数値目

標を決めても本質的には解決にならへん。逆にその方を、勇気を持って手を挙げてなっただけでも、その方を苦しめることになりかねない。だから、そこにどう切り込むのかという視点、そんなことが提案できるようやったら苦労せえへんぞというふうにおっしゃるかもわかりませんが、そういう辺りにどう切り込むかという視点のようなものをお伺いできればありがたいと思います。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（正木博之君） 加藤議員のほうから、男女共同参画というか、ジェンダー平等社会についての再質問を頂戴いたしました。

大変大きなお話ですが、やはり加藤議員もおっしゃられているように、ベースの、男性とか女性だけではなくて、男性も女性も、まさに老若男女が働くということ、暮らすということ、子育てをすること、それから介護をすること、いろんなところでそのベースがきちっと保障されないと、その上に、社会の中で役割を果たす、それは働くということもそうですし、子育てをすること、そこがなかなか守られないのかなど。ですので役場組織のブラックというようなご表現もいただきましたが、ここも女性がとか男性がということではなくて、誰もが子育てとか介護とか、家の、いろんな家庭的な事情も含めながらこの組織の中で働いている中で、やっぱりそこがきちっと、この町に住む住民としてもきちっと保障されることが、この職場で自分らしく働き続けられることかなというふうに思います。

女性の区長さんの具体例も挙げられたんですが、例えば北のほうの自治体ですと、人口減少がかなり進んでいる自治体の中でなんですが、女性の区長さんが自ら立候補されて、それは区長さんと副区長さんをこの2人で、私らがやりますと言って、実際に頑張っておられる地域もあるとお聞きしています。それを地域が受け入れられる土壌があったりとか、またここは性別役割分担といいますか、女性ならではの視点があって、いろんな細やかな自治会の、これまで男性目線、女性目線という言い方はあまり好きじゃないんですが、女性ならではの視点で取組をされているという自治会も伺います。町内にも会計を自ら立候補されて、そこを受け入れる土壌の地区もあったというふうに聞いています。そこも全然、別に女性だからとか男性だからとかじゃなくて、私がしたら駄目なのぐらいの勢いで字に言われて、あなた、ぜひお願いしますみたいな歓迎の中で、ずっとその方は役職もされましたし、別に男性、女性というこだわりなく、役員旅行も行かれたと聞いていますので、そういうような、だんだんとそういう垣根というのが、男性をと女性をと、男性の意識を変えとかということではなくて、男性も女性もみんながという、やっぱりこの第6次総合計画の「誰もが輝き」というのがまさにそこにつながるのかなと思うんですが、やっぱりそういう意識でこれからまちづくりを進めていくことが大

切かなと思います。

議長（杉浦和人君） 加藤和幸君。

4番（加藤和幸君） 別に企画振興課だけに任せておくということじゃなくて、一緒に考えていきたい問題だというふうに思っています。どうもありがとうございます。

議長（杉浦和人君） 次に、13番、池元法子君。

13番（池元法子君） それでは私から大きく2点について、分割で質問をさせていただきますので、明解な答弁をよろしくお願いいたします。

まず最初に、後期高齢者医療制度と国民健康保険についての質問です。

政府は1月21日、後期高齢者の患者窓口負担割合を2割に引き上げることを柱とした全世代対応型の社会保障を構築するための健保法等改正案を与党に示し、国保法に定める都道府県国保運営方針の記載事項に、保険料水準の平準化、これは都道府県内の保険料の統一ですが、このことを位置づける改正を盛り込んだとのことです。必ず記載しなければならない必須項目として規定をされ、法定外の一般会計繰入れ等の解消に関する規定も法案に明記されました。いずれも施行は6年度と、政府は予算関連法案として2月5日にも閣議決定をされ、今国会で成立を目指しています。

高齢者になるほど病気やけがをするリスクは高くなり、医療費の負担引上げは大問題ですし、このコロナ禍での不安や生活苦の中で、保険料の引上げの議論がされるなんて信じられません。そして国保においても、滋賀県では確定係数による令和3年度の標準保険料の算定結果の1人当たり保険税額は、2年度に比べ県の市町平均1万930円、これでも7.7パーセント下がっておりますが、日野町では2年度に比べて1万2,427円、9.47パーセント下がっています。19市町で、低いほうから3番という低さなのです。令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響による所得の減少から、賦課総額の落ち込みを想定し、資産割を半減することで引き下げることとされました。しかし、これも将来的に保険料の統一を考えなくてもよければ、もっと思い切った引下げができたと思われまいます。県や後期高齢者医療広域連合会において、今回の政府改定案について、どのように対応されておられるのか伺います。

議長（杉浦和人君） 13番、池元法子君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長（堀江和博君） ただいまは、後期高齢者医療制度および国民健康保険についてご質問をいただきました。

後期高齢者の医療費の窓口負担引上げについては、町としては必要な医療の受診抑制につながらないように、低所得者に十分配慮するよう滋賀県や全国後期高齢者医療広域連合協議会、また国民健康保険中央会等を通じて国への働きかけをしてみました。引き続き要望してまいりたいと考えております。

次に、国民健康保険の保険料水準の平準化については、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案では、都道府県の国民健康保険運営方針へ記載するよう位置づけられています。滋賀県では既に第1期の国民健康保険運営方針に、令和6年度以降できるだけ早い時期に保険料水準を統一していくと、今回の改正以前より記載がされており、第2期の運営方針にも同様の内容が記載されています。滋賀県は全国の中でも市町間の医療費水準の格差が少ないことから、平成30年度から国保事業費納付金の算定において、市町ごとの医療費格差を反映しない仕組みが導入され、県内市町全体で医療費を支え合っています。医療費を県全体で支え合っていることから、被保険者の負担の公平化の観点から、保険料水準の統一を目指すよう記載されています。今後は運営方針に基づき、保険料水準の統一に向けた議論を進めることとなりますが、町としては引き続き時間をかけて丁寧な議論をし、各市町の意見を十分に尊重し、県として慎重に対応されるよう繰り返し要望していきたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 池元法子君。

13番（池元法子君） 答弁をいただきました。後期高齢者の問題について再質問させていただきます。日本医師会の中川会長は、後期高齢者は1人当たりの医療費が高いことから、年収に占める患者一部負担の割合は既に十分高くなっている。その上、新型コロナウイルス感染症が流行する中で患者一部負担割合を引き上げることは、受診控えをより一層促し、後期高齢者の健康に悪影響を及ぼしかねないとして、その引上げを懸念する見解を述べられています。この議論に入るにあたって、高齢者は受診回数が格段に多く、負担増になると若年世代とは比べ物にならないほど負担感が高まることになり、今、新型コロナ禍で受診を控えている状態でさらに負担を増やすことは、これまで国民皆保険化で公的医療保険制度が果たしてきた役割を損なう危険性が極めて高いこと、これを理解してほしいと慎重な対応を求められています。今の町長は若い町長ですので、これから我が町を支える若者の声を重視されておられるのはよく分かっております。しかし、この戦中戦後の大変な時代を生き抜き、今の平和で豊かな日本を築き上げてこられた世代の方を敬って、また守るということも町政として大事なことだと考えております。

町長は今議会の冒頭で、後期高齢者医療広域連合議会の会議の報告の中で、質疑討論なく全議案可決との発言をされておりましたが、この負担割合の引上げについての問題は、何も議論をされなかったのでしょうか、お尋ねをいたします。高齢化率がますます高くなる我が町にとって大問題という思いで、しっかり国や県に意見を上げていただくこと、これを強く要望しておりますが、このことについてもお願いいたします。

次に、国民健康保険の保険料水準の統一についてでありますけれども、これは今

回の改正以前、第1期から記載されていると答弁の中で述べられました。国保の運営主体が県単位に変更された3年前、保険料の統一化を早々と掲げたのは、全国で滋賀県を含む6府県のみでありました。ということは、あと41都道府県が統一化を望んでいないということですから、全国全て統一化はなかなか困難だと思われませんが、担当課、どうでしょうか。2期政策に向けての市町の意見でも、令和6年度の統一は市町の財政状況等違いがあるので、早いのではないかとの意見も出ていと聞き及んでいます。今まで県の担当課長会の答弁でも、市町が統一したくないという場合は無理やりにはできないという発言もありました。新年度の標準保険料の算定結果を見ても、19市町の中で、やはり竜王町以外は低いんです。町としては低いんです。統一されれば不利なことは明らかなんです。守山市、これはそんなに低いところですが、急ぐことなく慎重な対応をとという発言をいつもされておられます。前回の質問でもお願いをいたしました、守山市長のようにしっかり県に対応していただきたい。また、先ほど言いましたように6町、小さい町ほどこういう保険料、安くしていけるといふのだと思うんですけども、先ほど言いましたように竜王町以外は安いんですけども、その6町の町村会でも協力してできないものか、こういう統一を遅らせる、このことに慎重に対応するよというところが町村会のほうでできないか、そのこともお尋ねをいたします。

議長（杉浦和人君） 住民課長。

住民課長（澤村栄治君） 池元議員から2点、再質問をいただきました。

1点目の、後期高齢者窓口負担割合の見直しでの広域連合議会の中のお話についてでございますが、今年に入りまして2月に滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されました。町長は議員として出席です。私は傍聴として参加をしております。町長が行政報告されたとおり、予算案とか条例改正案とか、そういった7件についての審議がありまして、後期高齢者の窓口の負担割合の見直しについては、一般質問も含めましてございませんでした。ただ、本会議に先立ちまして、全員協議会が開催されました。その中において、後期高齢者の窓口負担割合の見直しについては、国で閣議決定された資料を基に各議員に説明がされています。そうした動きも含めまして、広域連合としての動きにつきましては、昨年10月6日に滋賀県に対しまして、そういった見直しについてはどうかということで、国に働きかけてほしいという要望も提出をされておりますし、町長答弁がありましたように、全国の都道府県が集まっておる連合体の全国後期高齢者広域連合の協議会の中においては、11月に厚生労働大臣に要望されたというところでございますので、大きくは国に働きかけていくということが必要であるかなというようには考えております。

2点目の、保険料水準の統一でございます。従来から日野町のスタンスとしては、これについては基本的には賛成でないという、反対という立場で、担当課長会の中

でもいろいろ意見をしてきました。ただ、この部分について今、進捗状況からしますと、医療費についてはもう既に支え合いということ、併せて統一保険料の算定方式が令和3年から導入されるということで、担当課としては反対なんですけども、現実としては外堀が埋められたと。あと、大きく調整しなければならない部分については、保健事業をどこまで統一の算定に入れるのかということと、マル福、福祉医療の波及分について、一般会計から繰入れを行っておりますけども、その繰入れの基準が各市町ばらばらですので、そこを1つに合わせにいくということ、併せて、仮に統一するにしても、その時期があまり早過ぎると、各市町いろいろ事情がある中で難しいという課題があります。

先ほど池元議員のほうから、医療費の話もあるんですけども、令和元年度の1人当たりの療養諸費用額を見ますと、日野町は県下で3番目に高い40万3,429円でございます。県平均が、このときは38万8,593円ということで、県平均を大きく上回っております。これは、1つの理由としては、1人の方で1か月、月1,000万円近い方がずっと何か月も続いたということで、基本的に町から国保連合会に1か月に払うのが大体1億円なんです。1億円払っているけど、ある1人の方で大体数千万かかったと、1か月じゃないですよ、これ、年間続いて。そういう意味からして、小さい町でそれを単独で支えるという部分については、やはりなかなか厳しいということもあって、小規模自治体として医療費を支え合うという部分では、今回に限ってはスケールメリットが働いたのかなというようには、担当課としては考えております。ただ、保険料水準の統一、まだまだ課題がございますので、担当課長会の中でもそうなんですけども、やはりこの部分については、日野町についてはじっくり議論して、その中で理解が得られる中で、全市町が理解を得られる中で進めていくよう引き続き働きかけていきたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） 池元議員さんのほうから、再質問をいただきました。

住民課長も申しましたように、先日の後期高齢者の議会におきましては、特に意見をその場で申し上げていたわけではございませんでした。ですが、池元議員さんおっしゃっていただいたように、これ自体が年収200万円以上の方を2割に引き上げていくということで、少なからず大きな影響のある部分であるというふうに判断しております。この部分、先ほども冒頭に答弁申し上げましたように、引き続き適切な形で要望をしていかなければならないと思っております。また、国保につきましてもこの間町として、その姿勢で臨んできております。これは堅持をして、丁寧な議論が進まれるようにしっかりと要望してまいりたいと思っております。

議長（杉浦和人君） 町村会での取組は。住民課長。

住民課長（澤村栄治君） 町村会の部分につきましては、議員おっしゃるように、確

かに医療費が少ない町もたくさんございますし、やはり各町ですけれども、いろいろ課題も抱えていますので、保険料水準統一については反対意見をされる町もございますので、そういった部分では6町足並みをそろえる中で、町村会等を通じて、また要望のほうは検討していきたいなというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 池元法子君。

13番（池元法子君） 医療保険については、日野町は本当にきちっと、県に対しても物を申し込んでいますし、頼りにしておりますので、引き続きよろしく願いしたいと思います。

次に、2つ目の質問に入ります。堀江町長の政治姿勢についてをお尋ねいたします。

今、国政では総務省や農林水産省の官僚が利害関係者から接待を受けたこと、緊急事態宣言下に高級クラブでの会食をした国会議員に、国民から大きな批判の声が上がっていることはご存じのことだと思います。これらの不祥事に、議員辞職や離党、給与の減給などの措置がされていますが、国民感情からすれば、まだまだ甘い処分と受け止められています。

そのような中、堀江町長は昨年の選挙時からクリーンな町政、情報公開とコンプライアンスを言われてきましたが、副町長任期問題で何度もその答弁、発言があり、今もすっかりしていません。みんなが納得するきちんとした説明をし、責任を取るべきだと考えます。そこで、以下の点を伺います。

1つ目に、一般職員が法令違反や職務を怠った場合など、公務員としてふさわしくない行為をした場合、処分をすることがありますが、日野町において、地方公務員法29条の懲戒処分ならびに法律に基づかない処分について、これまでどのように適用されてきたのか、基本的な考え方を伺います。

そして2つ目には、一般職員は公務員としてふさわしくない行為をした場合にはこうした処分がありますが、特別職である町長がふさわしくない行為を行った場合、どのように対処すべきと考えるのか伺います。

3つ目に、また日野町において、過去5年間で町長が報酬削減を実施した案件は何件あって、その内容はどうだったのかを教えてください。

4つ目に、今回の虚偽発言、虚偽答弁は町政の信頼を損ねる重大な、町長としてふさわしくない行為だと思いますが、町長としてどのように責任を認識されているのでしょうか。また、責任を取る考えを持っておられないのでしょうか。

5つ目に、また副町長は、県の行政経験があり、本来ならば町長を補佐する立場として、誤りがあれば忠告すべきではないのでしょうか。しかし、町長に同調して虚偽答弁、うその発言をされておられます。その責任は重いと考えますが、責任を取る考えはありませんか。お気持ちを伺います。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） 私の政治姿勢についてご質問をいただきました。

まず1点目の、地方公務員法第29条における懲戒処分等につきましては、当町ではこれまで道路交通法違反、信用失墜行為の禁止に反した行為、法令等や上司の職務上の命令に従う義務違反、職務に専念する義務違反、個人情報漏えい等において処分を行ってまいりました。これら処分の程度につきましては、過去の処分内容を参考としたり、人事院の指針や滋賀県、近隣市町における事例を参考とし、決定をしてきた経過がございます。

次に、2点目の町長がふさわしくない行為を行った場合につきましては、行為の内容にもよりますが、一般的に辞職や減給のほか、信頼回復に努め職責を全うし、成果を上げることにより責任を取る等の方法があるかと思えます。

次に、3点目の、過去5年間において町長が給与削減を実施した案件でございますが、4件ございました。1件目は、前町長再任時の平成28年10月1日から令和2年6月30日までの間、給与月額10パーセントを減額。2件目は、固定資産税の評価漏れ、公共下水道事業における地方債の限度額以上の借入れ、農道整備工事の複数回の入札中止による町政への信用を失墜させたことにより、3か月間給与月額10パーセントを減額。3件目は、平成30年度一般会計補正予算の額に誤りがあり、議案を撤回する事案が生じたため、議会との信頼関係を損ね、予算審議を停滞させたことにより、1か月間給与月額10パーセントを減額。4件目は、令和2年6月に新型コロナウイルス感染症対策費用の財源の一部を確保するため、期末手当の全額を減額されました。以上の4件でございます。

次に、4点目の過去の答弁を訂正するに至った点における私の責任につきましては、私が失念をしたことによる誤った答弁でございます。責任を重く受け止め、反省をしているところでございます。職責を全うし、信頼回復ができるように努めてまいりたいと考えております。

5点目の質問に関しましては、副町長から答弁をさせていただきます。

議長（杉浦和人君） 副町長。

副町長（津田誠司君） 副町長としての責任についてでございます。

私は覚書の存在について県から知らされていない中、先ほど加藤議員の答弁でも申し上げたとおりの認識で発言をさせていただいたところでございまして、虚偽の発言をしたということにはならないと認識しております。私といたしましては任期を全うし、日野町のために働きたい、頑張りたいという強い思いにより答弁したところでありますが、一連の経過の中で副町長としてのきちんと対応ができず、町政への信頼を損なったと認識しております。改めて謝罪を申し上げたいと思えます。今後は私に託された職務に対し全身全霊で取り組むことで、町民の皆様の信頼回復

に努めてまいる所存でございます。

議長（杉浦和人君） 池元法子君。

13番（池元法子君） それでは、再質問させていただきます。

1、2の一般職については、地方公務員法29条には免職、停職、減給、戒告の処分があります。特別職については辞職、減給、その他の方法があると答弁をされました。町長という町のトップの位置にある方の場合、ふさわしくない行為があった場合に、職員に対しては町長が責任を課すというか、問うということがあると思いますが、町長は自分でそれを決めなければならないという、そういう立場にあると思います。ですからこういうことに準じて、それ以上の厳しい措置というのが必要ではないかと思われれます。また、3、4の、過去5年間の町長報酬削減については財源確保の観点での行為であり、その他は職員の行為に対する管理監督責任による減給をされていまして。町長の報酬減額は、基本的に私にとにかく言うものではないというふうに認識はしておりますが、堀江町長は以前、町長の報酬減額は公約にうたっている場合か、また不祥事を起こした場合だと話をされました。それは覚えておられると思います。今回の行為については管理監督責任ではなく、町長自身が何度も虚偽答弁をする、しているつもりじゃないかもわかりませんが、現実に虚偽答弁、議場以外での虚偽発言、これを繰り返し、今も真実の釈明には至っていません。これほど不誠実な対応をしておりますながら、責任を取らないのでしょうか。

5の副町長の答弁については、私、本当に驚きました。覚書の存在を知らなかったから、虚偽の発言をしたことにはならないと認識している、これはどういうことでしょうか。議会軽視も甚だしいというふうに私は思いました。町長は、県との取決めはないと、事実と違う発言になったと虚偽答弁を認めておられます。副町長も、本当に知らされていなかったのかもしれませんが、しかし、町長と同じく、取決めはないと発言されています。覚書の存在を知らなくても、事実と違う発言をしたことは間違いありません。副町長の認識では、知らなかったなら何を言っても構わないということになってしまいます。だから、答弁を撤回すべきだと思います。それでも覚書を知らなかったからとおっしゃるのなら、もっと言葉を大事にすべきです。あのときの答弁は、「取決めはない」ではなく、「取決めは知らない」と言うべきだったと思います。「あるかないか」と、「知らない」は意味が違うことを認識すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

また、町長が1月28日の全協で、12月議会後に調査をしたところ、事務方同士で覚書を交わしていたことが分かったと、もっともらしい、私にしてみたらこれは作り話ではないかと思いましたが、12月末まで知らなかったとの虚偽の発言をし、その後失念していたと言い換えました。こうしたうその上塗り副町長が同調していることは問題です。先ほど加藤議員の質問にもありましたけれども、副町長は町長

に誤りがあれば忠告し、正すことも役割ではないでしょうか。付度と同調しかしないのなら、副町長としての資質が問われる問題です。正しく反省し、責任を取るべきだと思いますが、いかがでしょうか。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） 池元議員より再質問をいただきました。

何度も申し上げるという形で、大変申し訳なく思っております。この件につきましては大変反省をしているところでございます。今後このようなことがなきように細心の注意を払わせていただいて、信頼回復できるように誠心誠意努めてまいることと職責を果たしてまいりたい、そのように考えております。

議長（杉浦和人君） 副町長。

副町長（津田誠司君） 先ほどの池元議員の覚書の件につきましてでございますが、まず、本当に知らなかったのは知らなかった中でございます。その中ではあるのに知らないと言わず、ないと言い切ったことについてなんですけど、これにつきましては、先ほど加藤議員の質問の中でお答えしたとおりなんですけれども、私自身が必ず戻るかどうかというところを問われているというふうに加え、2年半で必ず戻る約束をしているのかどうかということと問われているのかという認識に基づいて、そういうことはございませんと、私自身は4年間、議会の皆様にお認めいただいて、その期間勤めるという認識の下に答えさせていただいたところでございますので、そこはご理解いただきたいと思うんですけれども、おっしゃるとおり事務的なことをきちんと確認をせず、副町長として町長を支えられなかったことにつきましては真に深く反省し、おわびをしたいと思います。今後とも全身全霊で町政の発展のために尽くしてまいる所存でございます。

議長（杉浦和人君） 池元法子君。

13番（池元法子君） それでは、最後の私の発言になりますが、国では総務省の幹部職員の接待や、それに伴う虚偽答弁が大きな問題となっています。内閣広報官が辞職、幹部職員も減給などの処分が行われました。一方で、大臣経験者やN T Tの接待を受けながらも、何も責任を取ろうとしていません。日野町では町長や副町長が虚偽答弁、虚偽発言をしても真実を明らかにせず、責任も取らないというのはとても残念な状況です。町長、副町長が自らを反省せず、律しようとしません。これで役場行政はどうなるのでしょうか。職員に示しがつかないことにならないでしょうか。

法的根拠というのをよく言われますけれども、先ほど山本質問や齋藤質問にもありました、副町長の任期については地方自治法163条、また齋藤質問でもありました買収および利害誘導罪、これは公職選挙法第221条に抵触するおそれがあるということですが、何も書かれていなければ、任期は4年で当たり前ですから、何も書かれていなければそれでよかったんです。それを、例えば町長のフェイスブック

やとかローカル紙やとか、町長の言葉にもありましたけど、そこで2年6か月ということが幾つも出てきているわけです。そのローカル紙の報道の中でも、また議会の中で、議会の全協とか議運とか、そういう中での話でも、その話があるたびにあら議員は必ず、任期は4年であっても途中で辞められる、これは本人の権利やというふうにいつも発言をされます。また、議長はその方に対して、すばらしい能力の持ち主で、本来副町長になるべき人だというふうに、そういう発言もあるんです。そういう一連のことをずっとしていると、やっぱりそういう疑念が持たれるんです。そういうことですから、まず一番最初の問題は、何も書かれていなかったら何も問題にならなかったこと、そこなんです。法に抵触しなければよいとか、ばれなければよい、そんな議会になったら、こんな情けないことはありません。

人として一番の道徳がうそをつかないことではありませんか。人として一番の道徳、私たち親は自分の子どもに必ず、誰でもそうだと思いますが、うそをついてはいけないということを教えます。それはなぜでしょうか。嘘つきは何かの始まりと言われてるのは、それはうそつきは信用されない、人から信用されない、信頼されない、そういうことからなんです。一般の人の付き合いはもちろんそうです。また、町長や議員、政治家にとっても信頼される基本的なことなんです。この日野町政にうそがまかり通ってはならないと思っています。また町長自身もその言葉の重み、それをしっかりと認識して、副町長でもそうだと思いますけれども、そういう言葉の重みをしっかりと認識して、政治の信頼回復に向け猛省されることを指摘いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（杉浦和人君） ここで暫時休憩いたします。

再開は15時40分から再開いたします。

—休憩 15時27分—

—再開 15時40分—

議長（杉浦和人君） それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を許可します。

6番、後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） それでは、通告書に基づきまして、一問一答式にて2項目お尋ねしたいと思います。今日は中継にも映りますので、特産品の日野菜のネクタイをしてまいりましたので、よろしく願いいたします。

まず1項目めですけれども、いせの調整池購入資金の不明瞭な扱いについてお尋ねしたいと思います。

この調整池というのは、調整池と読むのが本当でございますが地面の地と池と言う字の混同がございますので、今回の質問の中では、調整池と言う風に読ませて頂きます。

平成18年度に、町営住宅建設を名目に伊勢街道土地地区画整理組合より6,863万9,000円の公営住宅建設整備基金を使って、町が購入したいせのの地先にございまず調整池につきましては、先の12月議会一般質問においてただしましたが、用途が限定されている基金から拠出をされているにもかかわらず、購入した不動産の用途がいまだ不明瞭であることなど、明らかになっていない点が多々存在しますために、今議会でも引き続きお尋ねをいたします。

まず1つ目ですけれども、12月議会にて建設計画課長は、町営住宅建設を名目として購入した面積2,691.75平米の当該不動産は、平成18年当時坪当たり8万5,000円であり、購入費用は6,863万9,000円であったと答弁されております。この不動産には鑑定評価もされておりました、その購入資金は公営住宅建設整備基金から拠出したと答弁されております。また、当時の区画整理組合からは、「下流の雨水排水計画が遅れているのは町の責任である」と、「調整池を保留地扱いにしないと会計が精算できない」と、一部の人から厳しく迫られたというのは事実であると答弁されております。確認のために改めて伺いますが、これは事実か、もう一度お尋ねいたします。

議長（杉浦和人君） 6番、後藤勇樹君の質問に対する当局の答弁を求めます。建設計画課長。

建設計画課長（高井晴一郎君） いせのの調整池につきまして、12月議会に引き続きご質問いただきました。

当時の日野町伊勢街道土地整理組合との協議の中で、今議員申されました土地の購入ならびに雨水排水事業が遅延していたために事業の精算ができず、町の責任を指摘されたというようなことをございまずありますが、当時の記録により、これらについては確認をさせていただいております。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） 今、問題とさせていただいておりますいせのの調整池でございまずけれども、こちら、パネルをちょっと用意しております。皆様のお手元にも資料として配付しておりますけれども、どこに当たるかというのを再確認しておきたいと思っております。

ここにありますが、このグレーで描いております道、これが町道の大窪内池線でございます。ここからいせのの新興住宅地のほうに回ってきまして、ちょうどいせのの公園からしますと道を挟んだ西側、ちょっと道路沿いではございませんけれども、の場所になるわけでございます。この土地を、平成18年度に7,000万弱で町が購入しております。これについて今扱っているわけでございますけれども、それでは、改めてお尋ねしますけれども、区画整理組合より町の責任を指摘されたことは、当時の記録により確認しているとのことをございまずけれども、つまり池である土地

が、この時点で保留地にすり替わっているわけです。組合のほうから調整池を保留地扱いにしないと会計が精算できないと迫られているわけですから。この点につきまして、現建設計画課長は疑問に思われませんか、お尋ねしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（高井晴一郎君） 当時、区画整理事業の開発の関係で、下流の雨水排水が未整備であるということで、調整池が必要やということで、当時保留地とされていた現調整池のある土地に雨水排水事業が完成するまでの間、調整池を設置されたというふうに認識しておりますので、それぞれ当時の雨水排水事業の事情等はあったにせよ、そこに調整池を設置しなければ、いわゆる開発というか、区画整理事業自体が成立しないということからすれば、問題はないかなというふうな認識を持っております。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） 課長は、問題はないかなというふうに認識をしていらっしゃるということです。昨年10月の決算委員会の質疑と、それから12月の議会での、私の一般質問での建設計画課長のご答弁で、この地域の雨水排水整備計画は、早くて令和8年からの着工ということが明らかになったわけでございますけれども、当時組合は、町の雨水排水計画が遅れているから調整池を保留地扱いの価格で購入してほしいと言っているわけでございます。しかも、これは町の責任だとも追求しているわけです。組合からこのように迫られて町はこの土地を購入した経緯があるわけですから、これはもともと池を購入しているというふうに私は捉えております。12月議会の一般質問でもお伝えしましたように、不動産鑑定士によりますと、一般的に池の評価額というのは、宅地の1割から2割というふうに言われているわけです。ところが平成18年12月議会において当時の執行側は、不動産に対して保留地の購入として議会に提案をしておられまして、宅地としての評価額である坪当たり8万5,000円、購入金額6,863万9,000円で購入を実際に行っていたわけですから、これはすり替えとは、課長は思われませんか。池を保留地とすり替えたことにより、貴重な住民の血税を何千万円も余計に拠出することになったというふうには思われませんか、お尋ねいたします。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（高井晴一郎君） あくまで計画当時は保留地で、いわゆる宅地として整備する計画でございましたので、雨水排水事業が遅延したために、暫定的に調整池には今現在もなっておりますが、目的として、宅地として保留地で計画がされておりますので、それについてはすり替えであるというような認識は持っておりません。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） ということは、今の課長のご答弁を聞いておりますと、あくまで住宅を建てるための宅地として購入しているということなんですかね、購入目的というのは。ずっとこのところ、私が議員にならせていただいてこの6年間というのは、町営住宅を新たに造る計画はおありになりますかということ、高井さんだけじゃないですけど、歴代の建設計画課長にお尋ねしておりますけれども、ずっと、高井課長も含めて、そのような計画はないという返事しか私は聞いたことはありませんでして、町営住宅建設計画があるというのは一度も聞いたことがないんですけども、これについては後でもう一度たださせていたいただきたいと思います。

現実にはこれ、池です。池であるこの土地を保留地とすることによりまして、池の場合、今もお話ししましたように、何倍もの金額を土地区画整理組合に支払っていること自体、私から見るとこれは不自然でありまして、すり替えにしかやっぱり見えないわけですけども、今度はその購入に充てた原資について、ちょっとお尋ねしたいというふうに思います。

平成30年の3月議会、そして昨年の3月議会の委員会にて、私からの、日野町に新たな町営住宅建設計画はありますかとの質疑に対しまして、建設計画課長はありませんと答弁されています。これは先ほどもお話ししたとおりでございます。このことは覚えておられると思います。当該調整池を町営住宅建設用地としながら、町の住宅基本計画には町営住宅建設は掲げておられませんし、建設計画課長は12月議会の一般質問におきましても、新たな町営住宅建設はしないと繰り返し答弁されていらっしゃいます。これまでの一連の建設計画課長のご答弁を総合しますと、新たな町営住宅建設は全く計画していないとの理解に至りますが、それで間違いはないか、再度お尋ねいたします。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（高井晴一郎君） この件につきましては、平成14年度に日野町公営住宅ストック活用計画というのを作成しました。この計画には、いわゆる新たな建設計画については掲げておるんですけども、平成25年度に作成しました日野町営住宅長寿命化計画というのも策定しておるんですけども、これについては、新たな計画については載っておりません。また、現時点においても新たな公営住宅の建設について、具体的な整備計画を持ち合わせておりませんことから、今日まで計画はございませんという答弁をさせていただいたところでございます。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） 現在では建設計画はないということで、私は今、捉えたわけでございますけれども、平成10年当時は存在していたわけですね。じゃあ、もうこれは建設しないでおこうということが決まったことなどは、一旦掲げていたものがな

なくなったわけですがけれども、議会であるとか、その他そのような投げかけとか、あるいは決定の告知とか、こういったことはされましたでしょうか、お尋ねします。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（高井晴一郎君） 当時、当然計画はあったと思います。それから従来型の公営住宅の需要についても当時は、資料を整理したんですけれども、募集をすればすぐに応募が殺到して入居されるというような状況でしたので、当然、当時は町営住宅は新たに必要であるという認識はされていたと思います。その後、いろんな事情等がありまして、今、計画はないわけなんですけれども、その過程について議会なり等でその説明をしたかということについては、今までさせてもらっていないというのが現状でございます。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） 用途が限定されて、公営住宅を建てることにしか使えない基金から拠出したお金で7,000万円もの不動産を購入しておきながら、その計画がなくなっても、議会にも報告しなければ、それ以前に相談もない、これについて課長自身、どう思われますか。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（高井晴一郎君） 当然、そのことについてはそれぞれ、それを決めた段階で報告はするべきだというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） そのときは高井さんが課長ではありませんでしたので、高井さん自身が報告される役目ではなかったかもしれませんが、現在の課長は高井さんですので、これが分かった時点でも、課長になられた時点でも、やっぱり報告されるべきではなかったかなというふうに思います。ただ、どの時点でその計画がなくなったのかは、私、ちょっと分かりませんが、私、過去に産業建設常任委員会ですとか予算委員会とか決算委員会、あるいはかつて存在していました地域経済対策特別委員会とか人口減少対策特別委員会やったかな、こういった場で委員会のたびに建設計画課長に対して、高井さんの前の方も含めてですけれども、新たな町営住宅建設の計画はあるのかをお尋ねしておりますけれども、私が知っている限りでは、そのような計画はありませんと、今までは答弁を聞いております。その課長の答弁に対しまして、その当時の町長さん、藤澤直広氏からは、その答弁は間違いですよと、横から注意を受けたことというのは、課長、ございますでしょうか。一応、その計画はなくなったということは、こっちは報告を受けていないわけですから。それとも黙認だったのでしょうか。前町長さん、議会とか委員会の席で、私から見ますとよく居眠りをされていたように見えたので、課長の答弁を聞いておられなかったのかもしれませんが、その点をちょっと、課長、お尋ねした

いと思います。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（高井晴一郎君） 新たな建設計画については、当然当時、用地を購入したときも、今も建設計画課のほうで担当しております。当然、住宅管理のほうも担当している関係で、その流れから今は必要ないという判断は担当課のほうでもしておりましたが、あえて庁舎内全体でその会議をしたかといいますと、その記憶は正直なところございませんので、その答弁をしたときに、前町長からそれは違うぞというようなことを、そのような指摘を受けたという記憶もございません。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） ということは、建てないということを決めて、それを公表したという経緯は、今までないわけなんですね。

それでは、課長が何度も明言されておられますとおり、新たな町営住宅の建設計画が現在のところないということであれば、そうであるにもかかわらず、平成18年12月の定例会において、議第135号、一般会計補正予算で公有財産購入費6,940万7,000円が提案されているわけですが、議事録を見ますと、このときの議員の質疑に対して、当時の建設計画課長が、大窪岡本団地の代替用地として、その購入目的を説明されていらっしゃるという記録があるわけですが、この後、変わったわけなんですね。この時点ではあったということなんですかね。それとも最初からここに建てるつもりがなかったんでしょうか。考えますと、調整池になることが、そしたら最初から分かって買っているわけですから、調整池を埋め立てて何かを建てようと思うと、私、素人ですけど、素人目に見ても3メートルやそこらは埋め立てなあかんのちゃうかと思いますし、その後も地盤改良とかもやっぱり必要になってくると思いますので、あれだけの広さがあると、更地に戻すだけで四、五千万ぐらいかかるんじゃないかというふうに、私からは見えるわけですが、公営住宅を建てるんだったら、初めから更地を買うことだってできるわけです。それを、それだけお金がかかって初めて更地になるようなところを購入されることに対して、本当にあそこに公営住宅を建てるつもりで、これ提案されたんでしょうか、お尋ねしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（高井晴一郎君） 当該地を町営住宅用地として日野町公営住宅整備基金で購入したことについてでございますが、当時の事情、先ほど議員からもありましたように、大窪団地、岡本団地の建て替え用地というような事情や、当時、町の公営住宅ストック総合計画に基づいて、当然そこへ新たに公営住宅を建てるという計画があった上で、それについては当然関係課とも協議・検討がされた上で議会に提案され、議決がされているというふうに思います。その後、今日まで整備に対す

る取組ができていないことにつきましては大いに反省するところではございますが、当時の提案が間違っていたというか、計画がなかったというようなことはなく、当時、しっかりと計画はあったというふうな認識をしております。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） もう一度お聞きしますが、本当に公営住宅を建てるつもりで町営住宅建設整備基金から拠出されたのであれば、わざわざ池の、沼と言ったら悪いですけども、埋め立てないと、地盤整備しないと更地に戻らない、そこに何千万もかかるようなところをわざわざ公営住宅建設用地として買われたと、不自然とご自分で思われませんか。公営住宅を建てるなら、何ぼでもほかに都合いいところあると思うんですけど。どうしてもその名目にしないと、この基金からお金が使えないからという本末転倒な理由じゃないんでしょうかというふうに、私はちょっと疑問に思いますけど、課長、どうですか。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（高井晴一郎君） 当時、当然調整池ということで、議員言われるように造成をして更地にせんならんということで、当時購入された金額についても、いわゆる不動産の鑑定額から造成費用を引いた額で購入されておられます。当然そのことについては、このままでは使えへんという認識はあったと思います。当然、ほかにも用地があったんちゃうかということでございますが、当時の実情等からして、ここに決定されたということは、ここが最適であるという判断をされたというふうに認識しております。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） 当時の課長がここにいらっしゃるわけじゃないので、当時、それを質疑でこれをただされた議員さんも、今この議会にはいらっしゃらない議員さんからですので、何とも言えないところですけど、ただ記録を見ればそれは分かりますけれども、公営住宅を建てるのに、わざわざ池に建てると、普通の人が聞くと、私も一般人ですので、やはりおかしい話だと思ってしまうわけですけども、もし仮に、この基金から拠出するために、公営住宅の建設計画がないのにもかかわらずあるというふうに言って、公営基金からの拠出を議会のほうに提案されていたのであればですけども、仮に、これは間違いなく虚偽提案と、さっきから虚偽、虚偽という言葉が飛び交っておりますけど、今日は、これこそ虚偽提案になるんじゃないかと私は思いますし、建設計画自体が今現在も生きているんだったら、今度、逆に建設計画はないと何度もおっしゃっていらっしゃる高井課長は虚偽答弁をされたという、失礼ですけど、ということになってしまうかと思うんですけども、この辺り、どうでしょうか。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（高井晴一郎君） 繰り返しになりますが、当時から今まで、その取組についての流れや経過等が報告なりできていないことは、当然反省せんならんことやと思います。ただ、当時は町営住宅を建設するべしで、当然計画されたものやと思いますので、当時の計画自体は条例違反でも何でもないという認識をしております。ただ、それ以降何もしてこなかったというか、何も報告もしてこなかったし、取組もしてこなかったことについては大いに反省をするべきことであるというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） 先ほどからこの基金は町営住宅の建設とか、既存の町営住宅の整備、こういったこと以外には使えない基金ですということをお話ししておりますけど、これは一般の方にも分かりやすいようにパネルを作ってきておりますので、こちら見ていただきますと、これ、日野町営住宅建設整備基金条例という条例で決まっているんです。平成6年の3月29日、条例第1号として上がっております、第1条の中に、「町営住宅または共同施設の建設、修繕または改良に要する財源に充てるため」というふうに、これを崩す場合の限定された目的が書いてあるわけです。さらに第6条には、「基金は、第1条に規定する財源に充てる場合に限り、これを処分することができる」ということで、要は逆に言うと、それ以外に使っちゃ駄目ですよということなんです。これは当然ですけども、課長は当初からご認識はしていらっしゃったんですよ。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（高井晴一郎君） そのことについては、当初から認識しております。

今、その基金については、現町営住宅の修繕に係る工事費であるとか、修繕費には執行しておりますが、これ以外には使っておりませんので、当然そのことは認識しておりました。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） いずれにせよ、そのような経緯によって苦肉の策としてというふうに私には見えるんですけど、日野町営住宅の建設整備基金を原資として用地買収が完了したわけですけども、先ほど課長答弁されましたように、課長のこれまでの一連の発言に本当に虚偽がないのであれば、新たな町営住宅の建設計画が存在をしないということになります。土地購入の当時、高井さんは課長ではございませんでしたけれども、今、建設計画課長として責任ある立場にいらっしゃるわけです。

そこで、建設計画課長に再度お尋ねしますけれども、この土地の利用が当初の目的のとおり、町営住宅建設の目的に向かって進んでいないなと判明した時点で、担当課長として内部会議で、これは基金の流用になりかねないぞという発言をされたことがあるかどうか、あるいはこれは大変なことだという認識を持たれたことはあ

りますでしょうか、お尋ねします。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（高井晴一郎君） 議員言われるように、その基金については、いわゆる公営住宅以外には使えない。これにつきましても、私が認識しているのは従来型の公営住宅にしか使用ができないというように思っています。現在の状況等を見まして、今新たに従来型の公営住宅が要るかという、正直なところ、個人的には町にはこれ以上必要ないというふうに思っています。そのこともございますので、こう言い切った限りは、それやったら今の土地に従来型の公営住宅を建てられへんやんかというふうになりますので、これについては当然正していかなあかんし、建てへんのであれば、1つは、これも個人的な意見なんですけれども、白紙に戻すというのも1つの選択肢かなというふうには考えています。現在のところ、従来型の公営住宅については必要ないと思いますので、白紙に戻すことも含めて、今後検討のほうはしていかならんなどというふうに思っています。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） 今、白紙に戻すということも含めてということですけども、白紙に戻すというのは、一旦基金にお金を戻すということというふうには受け止めてよろしいんですね。含めてということは、ほかにどんな方法があるというふうにお考えでしょうか、お尋ねします。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（高井晴一郎君） 以前も申したかもわかりませんが、この基金については、大きく取れば公営住宅建設のために使えるというように書いております。ただ、これ、かなりハードルが高いものでございますので、先ほどから申していますように、従来型の公営住宅しか今、使えません。これについては国なり県の、当然承認が要るわけなんですけれども、この公営住宅運営基金をもっと広い意味での公営住宅、例えば町独自の目的を持った町営住宅であるとか、そういうようなことに使えれば、それもありかなというふうには思っていました。ただ、今申しましたように、かなりその辺、ハードルが高いので、一旦白紙に戻してということも視野の1つに入れるべきかなというふうに思ったので、こういうふうに言わせてもらいました。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） 白紙に戻してというのはよく分かりましたし、それも私から見ても妥当な方法ではないかなというふうに思うわけですけども、それ以外の方法、今の基金をもうちょっと広い意味で捉えてということですけど、それには多分条例の改正が必要かと思えますけれども、条例を改正するという意味で今、おっしゃったんでしょうか、お尋ねします。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（高井晴一郎君） 当然、条例のほうは改定せなあかんと思いますが、その前に使えるかどうかというのの確定が先かなというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） 議会の議決が要る条例に対して、簡単に条例を改正しておっしゃることに、逆にちょっと驚きましたけれども、整理しますと、今回の一連のいせの調整池の問題について、次の5つの大きな問題が抱えられているんじゃないかなと、問題があるんじゃないかなというふうに私は思うわけですけど、まず1つ目、土地区画整理組合から、町の雨水排水計画が遅れているために、調整池を保留地扱いで町に購入してもらわないと精算ができなくなり、これは町の責任だと迫られて用地を保留地扱いで購入するに至ったわけですけども、これに際し、購入する土地は調整池であるにもかかわらず保留地であると議会に提案して、宅地の坪単価で、池の場合の何倍もの価格で土地を購入しているという、これは事実です。

もう1つは、高井建設計画課長の発言が事実で、町営住宅の建設計画が今現在ないというのであれば、でもその計画がなくなったということは議会でも報告を受けておりませんし、このお金をそのために使いますという報告というか、これは提案を受けたわけですけども、その計画がなくなったことについてはほったらかしでございまして、もしこれが知らん間に消滅していて、報告もなしに、建設計画が現在本当になくなっていましたら、この池を保留地として購入するために、現実にはない町営住宅建設計画を、計画があると見せかけて、町営住宅建設整備基金から資金を流用したというふうに疑われても仕方がないと思うんです。もしそういうことでしたら、当時の町長とか建設計画課長をはじめ、町執行部の虚偽提案に、本当になりかねない事案だというふうに私は思います。提案者自身は、前町長さんご自身ですし。

3つ目ですけど、もしも本当に町営住宅の建設計画が存在していて、今現在こちらとしてはなくなったというふうに、買ったけれども、この計画はなくしますということは言われていないわけですから、それをないと繰り返し答弁している現建設計画課長が、もしこれ、建設計画があるのでしたら、虚偽発言していらっしゃるということになってしまいますし、これも大きな問題になってしまいます。

4つ目ですけども、町営住宅建設計画があるにせよ、ないにせよ、その当時から今年の前半までは、同じ藤澤直広前町長であり、町長として議会や委員会での建設計画課長の発言を聞きながら、それに対してずっと黙認し続けていらっしゃるわけです。総合計画は、ちょっと今の時代に即しなくなったから前に進めていないんですという話もありますし、何もないわけです。先ほどの課長のお話を聞いていると、横から課長に対して何か言葉をかけられたわけでもないということで、さら

に本当に町営住宅の建設計画がないのであれば、それをあると見せかけて議会に予算計上の提案をされたご本人も、同じ藤澤直広前町長さんでございます。そこに問題がないわけがないと私は思います。昨年の12月議会での私の一般質問を傍聴された方ですとか、中継をご覧になった方からも、虚偽答弁に当たるんじゃないかという話も出ています。本当は、そのときに提案したんだから建設計画があって、それをないと高井課長が虚偽の答弁をしているんじゃないかというふうに言われた方もあります。いや実際に今、ないみたいやでということをおっしゃるけれども、辞典で「虚偽」と引きますと、「真実のように見せかけること」というふうに書いてあります。平成18年の議会への予算提案のような行為は、これは結果から見て、今の流れをずっとトータルで見ると、まさに虚偽提案以外の何物でもないというふうに私には見えます。

そして5つ目は、この一連の問題を見抜けなかった当時の議会にも大きな問題があると私は思っております。これは執行側だけじゃなくて、その当時の議員の方も今この議会に、17期の中に何名かいらっしゃいますので、これ、申し訳ないですけども、これではやっぱり議会の責務を果たしているというふうには言えないんじゃないかなと私は思いますので、何も執行側だけを責めるつもりはありません。議会も大きな責任を負っているというふうに思います。

そこで改めて建設計画課長にお尋ねしますが、昨年10月の決算委員会や12月議会一般質問での建設計画課長の答弁にて、さっきお話ししたように、令和8年度から下流の雨水排水設備整備計画が行われる、開始が早くて8年からということが明らかとなりましたけれども、整備が完了した時点で、今のところ、これ、構想だけでもいいんですけど、この調整池をさっき一旦白紙に戻しという話もありましたけど、これはお金の問題ですけど、調整池という物理的に存在する不動産自体をどのような扱いにしていこうと思っていらっしゃるか、ちょっとお聞かせ願えればと思います。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（高井晴一郎君） 調整池の整備については、雨水排水整備が完了した段階で機能を廃止することにより、当該地の活用が可能となるわけなんですけれども、町営住宅に対する社会的なニーズの変化はご承知のとおりでございまして、いわゆる公営住宅法に基づく従来型の町営住宅の需要はもう激減しておりまして、なによりに等しい状態でございますので、当該地の活用については従来型の町営住宅を建てるということはないと思います。ただ、先ほども申しましたように、白紙に戻すということは、当然何らかの形で活用していかならんということもございまして。これはあくまで私的な考え方でございまして、今、西大路の宅地整備をしている関係もございまして、宅地に区画整理をして、それを売るというのも1つかなと思

いますし、広範な範囲で公営住宅の基金が利用できるということになれば、子育て世代の応援をすることを目的としたような小規模な町営住宅、いわゆる従来型の町営住宅でない町営住宅、それを建てるというのも1つだと思います。

ただ、いずれにしましても、現在の実情や今日までの過程を検証した上で、当時の目的に限定するのではなく、真に町の将来に必要な計画を定めてしっかりと対応していくことが責務かなというふうに考えています。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） 今のご答弁の中に出てきました従来型ではない町営住宅というのは、私も5年ぐらい前かな、視察で海士町に行かせていただいたときに、海士の町営住宅を見せていただきまして、地元の木材で建てていらっしゃって、しかもウッドデッキがついたような、何かログハウスの、ログハウスではないですけど、丸太じゃないですから、に見えるような町営住宅があったりして、付加価値が非常に高いんです。そうすると、競争率何倍というふうになるというふうに伺ってまして、そういう付加価値のあるものに対しては、現代の方々は非常に求められるんじゃないかな、ニーズに合っているんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひその辺も追求していつてみていただきたいとは思っています。

さっき課長ご自身がおっしゃったように、私も一旦白紙に戻してという、これが一番いい方法じゃないかな、きれいな方法なんじゃないかなと、わだかまりも残らずにすっきりと、というふうには思います。そこまではそう思うんですけども、ただ、さっきおっしゃられた、議会の議決を伴うはずの条例を改正してと、そういうふうに軽々しく条例の改正を思われるというのは、これ、物すごい議会軽視というふうにご自分で思われませんか。議会も甘く見られたものだなと私は思ったわけですけど、課長、どうですか。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（高井晴一郎君） 条例の改定というのは、今の基金条例の改定を意味しておりまして、それが幅広く公営住宅に使えるのであれば、改定するのも1つの方法やというふうに思っていますので、その内容については、当然条例改定をしてということで、条例改定というようなことを言わせてもらいましたが、決して議会軽視しているとかそんな思いはございません。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） どういう目的で、どういう意味合いでおっしゃったのかは確かに分かりますけど、私も。ただ、まだ提案を受けていないものを、既に条例改定が簡単に行えるような感覚でいてもらったら、ちょっとこれ、課長としてどうかなというふうには私は思いますので、そのところについては、また個人的にもお話を伺いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

先ほどから、条例により用途が縛られているような基金、これ以外にもあると思いますけども、こういうふうな基金が流用されて、ほかのものに使われるというようなことはないと思うんですけれども、そう取られるような流れになっていることも否めないことではないかなというふうに思います。町営住宅建設計画が、もし今のところないのであれば、それを計画があるという土地購入予算を提案してきたというふうにとられるような、これ、流れにもなっておりますので、その当時の提案者である藤澤前町長は虚偽提案をされたということに捉えられてもおかしくないという流れだと、私は思っております。現実はどうじゃないのかもしれませんが。

また、計画が本当にあって、現在も、今課長おっしゃったように、形を変えた町営住宅であっても、現代にマッチしたようなそういう計画であっても、そういうものを造るといふ計画があるのでしたら、計画がないと繰り返し答弁されるんじゃないかと、ぜひそういう構想も視野に入れておりますということも、そこで言うだけならば私らも分かるわけですけれども、建設計画はありませんとだけ繰り返し繰り返しおっしゃられると、建設計画がないのにこの基金からお金を出したというふうにしかならないわけです。この間の執行側の最高責任者であったのは、何度も言っています、これは藤澤前町長ですので、それを横でそうやっておっしゃっていらっしゃるときに、横からアドバイスでもできたはずですが、あるいは建設計画が全くないわけやなくて、こういう形の町営住宅やったら考えたやろうというような話もできたわけですが、それも何も言わずに黙認してきておられたわけです。もし高井建設計画課長がおっしゃるように、本当に従来型の町営住宅建設計画がないのであれば、町営住宅建設整備基金からこのお金を拠出されたことに対して、意味合いがもう今、合わなくなっちゃってきていますので、できるだけ早期に白紙に戻す、あるいはこれまでの経緯を説明した上で、従来型の建設計画、本当になくなったということをしちんとした形で、議会あるいは町民に示す必要が非常にあるんじゃないかなというふうに思います。と同時に、先ほど言いましたように、これを見抜けなかった当時の議会の責任についても重いとは思っておりますので、今後しっかりと調査をしていく必要があるのではないかなというふうに思います。

以上、1問目です。

それでは、2項目めに入らせていただきたいと思います。

2項目めは、農業振興地域（農振）の扱いについてでございます。農業振興地域の農用地区域内の農地、いわゆる農振青地というやつです。ここでは、農地以外での土地利用が厳しく制限されておまして、農地転用が許可されません。また、町内には山林であるにもかかわらず、農業振興地域に指定されているところもござい

ます。これらの点について、町の見解を伺いたいと思います。

まず1つ目ですけれども、農業振興地域は農業振興地域の整備に関する法律、いわゆる農振法というやつに基づいて、市町村が策定する農業振興地域整備計画により決定されております。また、計画の策定にあたっては、向こう10年間の農地利用を考慮して計画が立案されております。計画では農用地などとして利用する土地を農用地域として設定して、農業の発展に必要な措置が集中的に行われております。

そこで、農業振興地域（農振）およびその農用地域（農振青地）ではどのような用途での利用が禁止され、どのような利用が許可されているのか、これを非常に分かりやすいように、誰でも分かるように簡潔に述べていただきますようお願いいたします。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（寺嶋孝平君） 農業振興地域制度の扱いについてのご質問をいただきました。

この制度の趣旨でございますが、優良農地の確保と農業の振興を図るものでございまして、このために開発行為が規制をされておるといふものでございます。このため、農用地域、いわゆる青地と言われる部分では、農業に関する用途以外には利用できないというようなことになってございます。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） 農振青地では結局、農業に関する用途以外には使えない、早く言えばそういうことです。それ以外の農振については、青地より若干緩いというふうにお聞きしておりますけれども、青地以外の農振地についてはどのような用途での利用なら逆に認められるのか、また農振除外という言葉もよくお聞きしますけれども、それはどのような条件を満たした場合に適用されるのか、この辺、ちょっと教えていただけますでしょうか。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（寺嶋孝平君） 青地以外の用途の区域でございますが、公共投資されている部分につきましては、主に田んぼ、畑等になってございますが、青地という部分での着色がされてございます。それ以外には農業用施設用地もございまして、あと採草放牧地、そして混木林地というようなことで用途が限定をされているというような用途の指定がございまして、そして農振除外でございまして、農業振興地域、色塗り、着色がされている部分の中で除外をするという部分につきましては、一定の条件がございまして、その条件でございまして、5つ要件がございまして、その土地でなければできないであるとか、農地の集団性とか効率的な土地利用に支障がないであるとか、ため池、水路、農道等である部分についての支障がないであるとか、農業をしていく上に支障がないということが全て条件的にクリアがなされたら除

外ができるというようなものでございます。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） 青地以外の農振地というのは、結局施設用地とか、あとは牧畜をやっている人の関係ということですね。農振除外ということになると、非常に難しい、ハードルの高い5つの条件を満たさないといけないということです。第5次地方分権一括法、正確には地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が平成27年の6月26日に公布されまして、一部を除いて平成28年の4月1日に施行されたわけです。これにより、平成28年の4月からこれまで国の機関が行ってききました許認可なんかの事務、それから権限が滋賀県に移譲されて、4ヘクタールを超える農地転用許可権限が滋賀県に与えられたということでございますけれども、許可をしようとする場合でも結局、農林水産大臣にお伺いを立てないといけないわけですが、その後これが施行されて、その後県内で農地転用の状況がどれぐらいあったのかいうのを、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（寺嶋孝平君） 県内での農地転用の状況でございます。

議員おっしゃいます平成28年4月1日以降でございますが、当町におきましては4ヘクタールを超える案件というのはございませんが、滋賀県全体では1件の該当がございまして、5.8ヘクタールの農地転用がされるというようなことを報告で聞いております。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） 日野町ではないということですね。県内では5.8平方メートルのが1例あるということです。そうすると、第5次地方分権一括法が施行されたものの、そう大きく状況が変わったというわけではないということでしょうか。これ、施行前は随分期待されたと思うんですけども、これによって土地利用が活性化したとか、あるいは土地利用者の手続や事務作業なんかが簡略したと、こういう効果もあまり認められなかったということでしょうか、お尋ねします。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（寺嶋孝平君） 本来といいますか、施行前には国のほうで対応されていた、それが滋賀県のほうに許可権限が下りてきたというようなことで、滋賀県のほうで対応をされていますが、国のほうにはいちいちお伺いを立てるといような事務は残りますが、全て国とやり取りしていた部分が、滋賀県とのやり取りをするといようなことにおいては、事務の簡素化にはなったかと思いますが、案件が1件しかないといところにつきましては、事業者さん等々の計画もあることだろうと思われまので、そのところは、なぜ件数が少ないかというのは、申し訳ないんですが把握できておりません。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） 施行前には、私ら素人からすると、今まで国だったものが県が権限移譲されたということで、より地元のこととして理解しやすくなられて、審査なんかでも、地元のそういう条件をちゃんと考えた上でできるんじゃないかというような甘い考えを持っていたんですけれども、これを見るとあんまりそうでもないみたいですね。

農振青地を農地以外の用途で利用しようと思いますと、先ほど課長答弁にもございましたけれども、まず町が農業振興地域整備計画を変更しまして、当該農地が農用地区域から除外されて、その後に農地転用許可を取得しなければならないわけですが、そういう段取りが要るわけですが、近年そのような事例が何件ぐらいあったのかというのを、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（寺嶋孝平君） 近年の事例でございます。

令和2年度におきましては2月末時点で2件、1万339平方メートルでございます。それから、令和元年度におきましては該当する案件はございませんでした。平成30年度におきましては1件、283平方メートルの事例がございました。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） 30年度が1件と言われましたか。平成30年、1件ですね。令和元年度がゼロ件、該当がなかった。令和2年度が2月末時点で2件ということですね。直近3年間で3件ということですね。この農振地や農振青地というのは、農業振興にとって非常に大きな役割を今まで担ってきていることは事実だと思いますが、特に農振青地となりますと、資材置場にすらできないんです。建てることかかないません。農振法は法律ですので、日野町のような基礎自治体だけでどうにかなるというものでは、確かにございませんけれども、これ、課長の目から見て今の農振法のありようというのは、時代に適合していると思われませんか。ちょっとその辺をお尋ねしたいと思います。これは主観で結構です。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（寺嶋孝平君） 農林課長という立場で申し上げますと、やはり優良農地を守るという部分については、農地を守るという部分では適切な確な法整備であるなというふうに思います。一個人の意見を言うていいのかわかりませんが、一般的から言うと、結構面倒くさい法律やなというふうには思いますが、農地を守るという部分での制約をかけていけばこそ、農地が守られて乱開発を防ぐというような目的を達しておりますので、それはそれで十分に役目を果たしているというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） 課長の立場からすると、それは農林課ですから、農地を守っていくというのが主眼ですので、大切な農振法でもございますし、守っていくという意味では、今の農振はしっかり機能しておりますので、大事なことだと思いますけれども、逆にこの農振法がいろんな意味で今の人口問題、人口減少問題であるとか、あるいは移住・定住政策とかに足かせになっているんじゃないかと思える部分がある、現実にあるわけです。ここの部分については、通告書では示しておりませんが、移住・定住を、主に空き家バンクを含めて所管していただいている企画振興課長、どのように思われますか。お尋ねできたらお願いします。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（正木博之君） 移住施策としましては、移住をされる方のニーズという意味では、そのようなご意向も伺っております。そこは制度を守る、農地を守るというところのバランスとのかなり難しい問題ではありますが、今後日本の国土を守るという意味で考えたときに、どちらが本当に守るものになるのかというような視点も一方では考えられるのかなというようなことも考えております。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） 今、企画課長がおっしゃっていただいたとおりでと思います。日本を守る、国土を守るという意味合いも徐々に変わってきている時代でもございますので、それに合わせてやっぱり条例、法、そして捉え方いうものも移り変わっていくべきときに来ているのかなという感じは確かにいたしますね。

農振青地とは異なりまして、山林であるにもかかわらず、山なのに農振指定を受けている場所が町内にあるというふうに、私、聞いているんですけども、そのような場所が実際町内にどれぐらいあるのか、また具体的にどのような場所が該当しているのかをちょっと農林課長、お尋ねしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（寺嶋孝平君） 山林でも農振の指定がある、そのような場所がいかほどかというようなことだったと思います。

この農業振興地域の中で、先ほど申しました農用地という部分の指定のほかには、用途のほかには、農業用施設であったり採草牧地、混木林地というものがございます。区域内で農業用倉庫に供用されている箇所が、農業用施設用地になっております。採草放牧地および混木林地という部分が多く、山林の部分というようなことに該当するのかというふうに思われますが、この場所については畜産経営をされているところによく指定をしてきているという部分がございます。一番大きな分かりやすい部分で言いますと、村井や西大路地先でございます北山地区が大きく採草放牧地、そして混木林地というような網かけをしております。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） 畜産経営の関係で村井とか、さっきもお話出ていましたけど西大路とか、いわゆる北山地区ということでございますけれども、ちょっとお尋ねしたいんですけど、大谷とか山本とか、サンライズ周辺の産地などにはこの農振地、山林なのに農振地というのはございませんか。何でこんな山林が農振にかかっているのかなというようなところ、ないでしょうか。ちょっとお尋ねします。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（寺嶋孝平君） 先ほど一番大きいところで北山地区という部分を申し上げました。そして今、議員のほうからサンライズの周辺というような部分でもご指摘をいただいたところでございますが、このサンライズ周辺の部分につきましては、県の畜産技術振興センターがございまして、そこでの牧場絡みの部分での採草放牧地の指定という部分がございまして、それと併せまして、ほかにと申し上げますと、鎌掛地先、そして南比都佐地先にも採草放牧地と混木林地の指定という部分がございまして。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） 結構調べているとあっちこちに点在しているような、広い面積じゃなくてもあるような感じなので、「ここが」と、逆に調べてびっくりしたようなことですが、例えば農振地指定を受けておまして、そういった山林に太陽光発電施設を、ソーラーを設置しようとしても、農振地であれば設置不可能です。このような事案に対する相談というのは、過去にはなかったのでしょうか。また、これでは2050年のカーボンニュートラルと、今、国が一生懸命推進しているわけですが、こういった目標達成にも大きな足かせとなるんじゃないかなと思いますけれども、この辺、課長どのように捉えていらっしゃるか、お尋ねしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（寺嶋孝平君） 太陽光発電の施設の設置に絡めてでございます。

確かに太陽光発電についての設置というようなことでの相談はございますが、日野町での太陽光発電設備設置に関する指導要綱を作成しておまして、その中では農振地域の中の用途指定区域については、設置ができないという旨の説明をしておるところでございます。農振地の指定区域の中で、なぜそこでその施設をしなければならないのか、必要性があるのかというところも踏まえます中での説明なり、理屈づけが必要になってくるというようなことも指導もさせていただいております。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） 今、農林課長から伺いましたけど、本来太陽光発電の指導要綱、これは建設計画課のほうの所管やと思いますので、近年こういった相談、多分あつ

たと思いますけれども、何件か。そういった場合にどのように説明されていて、それを聞きに来られた方はそれで納得されていらっしゃるのか、また再び建設計画課長で申し訳ないですけど、課長、お願いします。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（高井晴一郎君） 太陽光発電の設置でございますが、これについては議員申されたように、何件か相談はございます。当然うちのほうがつくっております指導要綱の第5条に、それぞれ森林法と農地法、それから農業振興地域ということで、それぞれ厳守事項という欄がございます、それぞれこれについては、水くさい話なんです、農林課のほうで確認して下さいということで、そこで設置ができない場合はできませんというような内容で、指導のほうをさせてもらっています。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） 大体そういう話は、以前から伺ってはいるんですけども、本当のことを言うと、私もそこらじゅうに太陽光の施設ができること、景観の面から見ても100パーセントいいことだと思っているかというたら、ちょっと自分の中でももやもやが残るのが本当のところなんです。ですから、さっき農林課長おっしゃったように、何でここに造らなあかんのというようなところに、やっぱり造ってほしくないなと思うのも事実なんですけれども、ただ今、使われない田んぼが、遊休地がだんだん増えてきたり、山でも全然、獣害柵なんかがあって手入れもできない、結果的に鬱蒼としてしまっ、そうすると獣害につながってきたり、あるいは山そのものが光も差し込まなくて死んでいく、こういう状況を見ると、何か方法を考えて、少なくとも死んだ場所じゃなくて利用できる場所にはすべきかなというのもやっぱり思いますので、この辺については、正直言ってなかなか自分の中でも葛藤のあるところでもございます。

例えば、町長からは国などの動向を注視しながら法律に基づき対応していきたいというような話を前に伺ったことがありますけれども、こういった問題というのはこの国全体が抱える問題でして、日野町だけの問題ではないわけですけれども、こういった問題に対してどういうふうに捉えて、日野町としてはこれからどういうアクションを起こしていこうと思っていられるかというのを、ちょっと町長にもお尋ねしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） どうもありがとうございます。今のご質問、論点2つありまして、農振地のことと、そしてそこでの太陽光をどう設置するか、2つ混ざっている部分があるかなと思います。

前者のほうにつきましては優良農地を確保していくという目的と、ただその一方で、特に地方におきましては、例えば息子の家を自分の田んぼの土地に建てたいの

に建てられへんとか、例えばお隣の竜王町であれば、町の役場の前のところに機能を集約させたいのに、そういうことができないと、縷々本当に多くの課題がまだ存在しているということも認識しておりますし、今後柔軟にそういうことが運用されるべきものであるのではないかなと、それは個人的には思うところでございます。そして、ただいまご質問いただいたような太陽光の部分につきましても、確かに国のほうでカーボンニュートラル等の動きがございまして、再生可能エネルギー、非常に重要な視点であると思います。ですが、太陽光の設置場所も含めて、それによって逆に景観を害したりとか、災害を誘発したり、そういう声も一方で聞こえてくるわけでございますので、その辺りはやはりバランスを考えてやっていくべきものではないかなと、私個人としては思うところでございます。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） 先ほど、この太陽光の話題の前に移住・定住の話をさせていただいて、企画振興課長からもご答弁いただいたところでございますけれども、この移住・定住の推進というのは日野町自身も掲げているわけですがけれども、今、田園回帰ですとか昨今のコロナ禍によりまして、都会離れといいますか、都会の喧騒を離れて、地方に行って暮らしたいという方の声をよくマスコミなんかでも紹介されています。それは皆さんもご存じやと思います。実際、テレワークなんかでどんどん一般化していきますと、何も都会にいる必要性というのを感じなくなってくるというケースが、最近たくさん増えてきているというふうに思うわけです。また、空き家バンクなんかを通して日野町に移住したいという人もよくお聞きします。かく言う私も空き家バンクを使って、今からちょうど10年ほど前に日野に移住してきたわけですがけれども、移住希望者というのは、私みたいに古民家を買って暮らしたいという人ばかりじゃないし、どっちかいうと、「日野ってどんなところ、住んでみたいわ」という人の話なんかをフェイスブックなんかでも聞いていると、建てたいという人のほうが率が多いような気が、私はするんです。建てて暮らしたい、新築して暮らしたいという人もやっぱりいらっしゃるわけですがけれども、せっかく土地がこれだけ日野町にはあって、しかも日野町に住んでいらっしゃって、その息子さん、娘さんという若い世代でも日野に家を建てて暮らしたいと、移住者ばかりじゃなくて、そういう希望があったとしても、土地があるにもかかわらず、農振地だけじゃなくて市街化調整区域と市街化区域の線引きとか、いろんな問題があって、なかなか息子のための家すら建ててやれない。私のすぐ近くでもそうですけれども、日野が好きやと言いながら、子どもさんは野洲に家を建てて、野洲に住んではるとか、あるいは愛荘町の市に家を建てて、同じクラスの規模の町ですけど、あっちは線引きはありませんので、愛荘町で暮らしていらっしゃるという方も、やっぱりあるわけなんです。

こういったところを考えますと、市街化調整区域の線引きとか農振地というのが、ある意味この時代の足かせになっている部分もやっぱり、はっきりあると思います。特に、町内各地域のうち最も空き家率が高いのが、実は町長とか私が暮らしている東桜谷なんです。周り見ますと湖南サンライズがあつたり、曙団地があつたり、椿野台や五月台、西大路定住住宅とか、そういう新興団地があるんですけど、東桜谷にはないんです、これが。市街化調整区域であっても建設が認められている資材置場なんかの建築物であっても、この農振青地では許可されないわけですけど、この農振青地も東桜谷には非常に多いところでもございます。これらの諸問題の打開ですとか緩和について、今後何らかのアクションを起こそうとか、計画を持っていらっしゃるのか、またこの計画を策定する予定をお持ちなのか、この辺は同じ東桜谷出身の町長にお尋ねしたいと思います。

議長（杉浦和人君） ここで、本日の会議時間を、議事の都合上あらかじめ延長いたします。町長。

町長（堀江和博君） ありがとうございます。最後にご質問いただきました。

市街化調整区域内で思うように住宅を建てられないことにつきましては、空き家等の利活用を図る上でも問題となっておるところでございます。このことから、日野町空家等対策計画におきまして、危険空き家を解体した更地については誰もが住宅の建築が可能となるよう積極的に働きかけをすることとしております。また、農業振興地域整備計画につきましては、令和3年、4年の2か年で計画全体の見直しを行う予定をしており、令和3年度の当初予算において債務負担行為を提案させていただいたところでございます。法令による規制もありまして、農業振興地域の変更を大幅に行うことは難しいところでございますが、新年度より農業振興地域整備計画の全体見直しに着手をしまいたい、そのように考えております。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） ぜひ計画見直しといたしますか、使える土地にカンフルを入れていただけるように祈っております。

農振法の問題も都市計画の線引きの問題も、さっきお話ししたように基礎自治体だけで何かを変えられるという問題ではございません。でも多くの自治体が抱えているという問題でもあることは事実です。近年は緩和や改正の動きも出てはきておりますけれども、まだまだ光明が見えるところまでは届いているというふうには思いません。ただ、田園回帰やコロナ禍の影響で、本当に地方で暮らすことに価値を見いだされる方が年々増えてきていることも、これまた事実なんです。人口減少問題を少しでも緩やかにしたい地方自治体と、地方暮らしを求める移住希望者、双方の求めるものが合致しているにもかかわらず、法律が障害となってそれを妨げているようでは、ある意味本末転倒であるとも言えると思います。ぜひ日野町をはじめ

めとして、地方からももっともっと声を上げていただいて、議会からも頑張っ
て力を合わせていきたいと思っておりますので、こういった壁を乗り越えていこうと思
いますので、ひとつよろしく願いいたします。

議長（杉浦和人君） 次に1番、野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） 皆さん、こんにちは。最後の質問者となりました。よろしくお
願いいたします。

それでは、事前の通告書に基づき、私のほうから一問一答方式で質問をさせてい
ただきます。大きな話題としましては、人口減少を前提とした明るい未来のつくり
方ということで、実際、人口はどんどん減っていくという中で、いろんな研修等々
を受けておられますが、人口をどのように増やしていくかというお題が少し昔の話
になりつつあって、人口が減ると、その前提でどういうふうな町をつくっていった
らいいのかというふうに切り替わってきたのかなというふうに思っております。そ
ういう中で日野町においても、困った困ったと言うよりは、それに向けてもう既に
明るい未来を想定していったほうがいいであろうということをテーマにお話をし
たいと思っております。

令和3年度は、第6次総合計画をはじめ多くの計画が更新され、新しい時代に新
しい日野町が歩み出すことを期待されています。そういった中で、総合計画は10年
ということですが、ほかの計画は5年であったり、そのようなことで出されて
おります。計画を短期・中期・長期のように分類するとしますと、長くても総合
計画が10年です。そういうふうに考えますと、どちらかという日野町で最近また
出されている計画は中期かなど。単年度が短期かなというような捉え方をしてい
ただきますと、実際にはもっと先の未来、長期的に、例えば20年後やそれ以降のこ
とを推測できるデータが、今は出ております。そういうようなものについては、実
際にはあまり具体的に話し合われることがないんじゃないかなということが1つ
テーマのきっかけでございます。

といたしますのは、今まで出していただいている計画の中のグラフにも載らないと
いうことも1つ理由にあると思っております。例えば10年後の計画、10年間の計画です
よというときに、具体的には向こう10年の推測グラフを載せることが多いです。水道
しかり、何しかり、そういったことが多いので、その先が人々には分かりにく
いということと、その先のことよりも、取りあえず10年の計画なので、10年の計画
について議論しようということも踏まえますと、そういった機会自体が非常に少な
いんじゃないかと思っております。ただ前提として、人口減少を前提としているとい
うことは、都市計画ももしかしたらそうなのかもわかりませんが、実際には歴史とし
ては人口が増えていく時代から続いているもので、そういったものが人口減少する前
提に、本当に切り替わっているのかなという、そういうことも踏まえて、ちょっと

考えていきたい。これから先は、そういう意味で言いますと、今までどおりにはいかないということがもし分かっているのであれば、今までどおりにはいかないことをとても重要な観点としていきたい。

今回は、何年後でもいいんですけども、約20年後、2040年というものを1つの区切りとして問題点を共有して、今に反映していきたいと思います。なぜ2040年かといいますと、恐らくこの動画をご覧いただいている一般の方にはもしかしたらなじみがないかもしれませんが、多分行政的には2040問題ということで、国のほうでも多く話し合われているタイミングです。そういうこともあって2040年頃の日野町というものをテーマにしています。

日野町人口ビジョンに記載されている国立社会保障・人口問題研究所のデータ、よくあるデータですが、そういったものでは日野町は毎年100人以上、100人から200人が減少していくと。私の住んでいる小字で言いますと、毎年5つぐらい消滅するみたいな、そんな感じで恐ろしい話です。大きな字でも1つずつなくなっていくと考えていきますと、すごい減少ではあるんですが、実際には広くちょっとずつ人が減っていくと思いますので、分かりにくいことにはなっていると思います。ただ、その中で1つ目の質問ですが、日野町で起こり得る大きな問題、具体的には人口が減っていくことによってどんな問題が起きるのか、特に今のままでは立ち行かないようなことが実際にあるとしたら、できるだけすぐに話し合っていきたい、そんなふうに思います。もしそのような立ち行かないようなことがあるのか、またその対策は、解決できるのかというようなことで、総務政策主監ですかね、いろいろと把握されていると思いますので、お聞きいたします。

議長（杉浦和人君） 1番、野矢貴之君の質問に対する当局の答弁を求めます。総務主監。

総務政策主監（安田尚司君） 野矢議員から質問いただきました。

おっしゃるとおり、人口減少に伴いますいろいろな部分で出てくるというのはおっしゃるとおりだと思います。そうした意味では、2040年頃の日野町の問題がどんななかという中で、一番大きなのは当然、人口減少だろうというふうに思っております。先ほどもおっしゃっていましたが、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、2040年には1万7,974人ということになっております。第6次日野町の総合計画の示す将来展望人口では、若者定住ということでU・I・Jターンとか出生率を上げるというようなことで、いろんな施策を講じていきますよということでも、1万8,319人という目標を掲げているというようなところでございまして、いずれにしましてもこの人口減少ということが否めないという事実でございます。

当然のことながら、人口が減少するということは税収も減るというふうになって

くるだろうということになれば、行政のマンパワー、さらには財政も縮小せざるを得なくなるのではないかと考えております。そういう中で、今までのこの仕組み、やり方というのが、価値観もそのままでは、持続可能な町を維持するということが困難になってくるだろうというふうに考えております。

このようなことから、大事なことは、人口は減るんだと。ただ、この総人口ばかりに目が行くのではなくて、この町に対して自信と誇りを持っている、そういう我が町、我が事として関わっていただく方をどれだけ増やしていくかという、これが一番大事ではないかというふうに考えております。そのためには、この町の住民はもちろんですが、各種団体やNPO、さらには企業等も、行政と情報や町や地域の課題を共有して、まちづくり、地域づくりに参画してもらい、そうした場や機会を積極的にこの町の住人さんとともに展開していくということが今後さらに大事になってくるだろうというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） マンパワーとおっしゃっていただきましたが、マンパワーというのは、実際には数が減るといのは、やっぱりパワーダウンする、いわゆる一人ひとりの活力がなくなるという意味じゃないですよ、数ですね。ありがとうございます。

その数ということで、実際数が減っても関わる人をどう増やしていくかとか、例えば先ほど最後に言っていただいた、みんなで何か交わる機会といいますか、それはある種の、以前からお話していますプラットフォームみたいなことかなと思うんですが、やっぱり人というところに終着駅があるというか、着地していくんだと思うんですけども、今回の1つ目の質問の意図としましては人に着地するんじゃないかと、これは人口減少するまちづくりというテーマになりますと必ずやりましょうということが、人に着地しましょうということじゃないんです。ここでの一番の問題は、人に着地してしまうので、例えば何かがあって集落に行ったり、何かいろんな話をしたときに、だからやっぱり人を増やさないととか、だからやる気のある人を増やさないととか、何かみんなで頑張っていきましょうというところにどうしても着地してしまうと。そうすると実は具体的な問題が、話し合っているようで話し合われずに終わります。なので、本当に今、立ち行かなくなるような問題というのがないのかということ、もしぱっと浮かぶようでしたらお聞きしたいなど、ほかの課にもお聞きしたいと思うんですけど、別にこれを今掘り下げたいわけじゃなくて、本当に話し合わなくてもいいのかと。

例えば、私たちの世代とかでいいますと、議論を先送りしたくない。多分、今のタイミングだと思うんですよ。なので、今しておかなければいけないことは今したい。今からスタートしたい。そういうときに、例えばですけども、この人口減少

をテーマにした中ではインフラ資産、いわゆる公共設備が更新できなくなるよという事は全国共通の話題であると。多分これを逃れられる町はほぼない。というのは、絶対に足りない。そういうときに、うちの町ですと長寿命化計画を出していただいている対応といいますか、それは理解できます。それで長いことやっていきたいと思います、できるだけコストは平準化しましょうということは理解できるんですが、それを踏まえて、でもいずれ、もしこれが更新できなくなる、例えば、もっと具体的に言いますね。公民館はこのままの数でいいのかとか、学校はこのままの数でいいのか、これは多分、子どもの人数とかである程度見える、例えば幼稚園は保育需要のほうが高くて、短時保育が需要が少なくなっていくとしたら、このままでいいのかとか。あと、自治会は、これはちょっと住民課か企画振興課か分かりませんが、自治会の人数はどこの区もどこの字も、20年後、30年後、維持できるのか。役としてあるのかという、それを考えたら今から話し合っておかないと、今から共有した問題として話し合っておかないといけないことがあるんじゃないのという、なければいいんです。ないと今、答えていただいたら、僕はポジティブな話題にだけ集中してこの任期、私の任期はそこに集中できるんですけども、もし今、いや実はありますということで、ちょっと話し合っていますとか、これから話し合わなあかんというのがあれば、教えていただきたいと思います。

議長（杉浦和人君） 総務主監。

総務政策主監（安田尚司君） 代表的なものは、この議会でも出ておりますコミュニティをどうするのか、さっきおっしゃったとおりでございます。これはもうおのずと支えてきた世代がどんどん変わっていく、変わっていかざるを得ない状態になってくると。おっしゃるとおり、それを今、話し合って、こうだよねとするのか、もしくはもう少したって危機感が出てきたときに出てくるのか。それは、いわゆるその自治会なり地域の状況によって変わるわけでございますけども、少なくともそこについては、我が事として当然降りかかってくるので、要はその自分が安心・安全に暮らすというのは、まずは自分の組、それから字、それが一番見えてきます。その中の部分で、それがどうしようと、これを維持するのはどうしようとなったときにするのか、もしくはもう見えているやないかいとするのか、そこはちょっと、それぞれによりますけども、私は今、一番大きく、ちょっとかかっているなと思うところは、その辺を今、特に考えております。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（宇田達夫君） 子ども支援課のほうでは、ご指摘のとおり就学前の施設がたくさんあるわけでございます。特に9つ施設があるわけですが、こぼと園を除く8施設は全て築30年を超えております。それと、子どもの数が減少し、その中で特に保育需要が伸びているアンバランスが起きておりますので、この点に

については早急に議論をしていくことが必要というふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） 今は、もうちょっと危機感が出るか、そういう雰囲気醸成されるかということで、恐らくそういうタイミングが来るんだろうということですよ。実際、確かにそんなことを誰かがわざわざ言いに行くものかとか、現場で、それは当然今も考えておられることだろうとか、いろんな捉え方はあるとは思いますが、すけども、ただ、人ごとではない場所もあると思いますので、順番があるにしても人ごとではない、例えば自治会にしては人ごとじゃない場所があるので、それはノウハウとしても考え方としても、問題点は共有していけるものかなと、町の中で。

あと、学校のほうもそうですし、自治会のほうもそうですし、何となく統廃合みたいなことがもし必要なだとすると、新しく造るとか、例えば学校の問題で、教室をもう1つどこかにしようというのは、物すごく不満を言う方はおられないかもわかりませんが、統廃合問題はすごい合意形成に時間がかかると思うんです。その後、1つにしたものをどこにするのか、もしくは1つじゃなくてとか。ここで出てくるのが総論賛成、各論反対という、それは人口減るんだから、こんなに要らないでしょうと。人口減るんだから、これを維持する必要がない。維持するのにお金かかるというのも全部理解できると。じゃあ、おたくのところどうします、いや、それはあかんわという、これはどこでもそうだと。それを踏まえたと、やっぱりみんなが我が事で捉えていただくためには、そのきっかけを気づいているところから早くスタートしていくべきじゃないかなと。その上でどのぐらい煮詰めていくのかというのは、その地区ですとか今後の持っていき方か、進める方向かなと思うんですけど、そのように思います。とにかく問題点に着手していないとすれば、それが一番怖いんです。

次の世代、未来を考えたときに、じゃあ誰がするんですかと。タイミングを待っていたら来るんですかと。来ればいいんですけども、来ないかもしれない。来ないとき、どうなるのということが非常に恐ろしいなというところで、今日はそのきっかけにしたかっただけで、この話を掘り下げるつもりはありません。とにかくツケが回らないように、私は大人を信用していますので、ぜひ一緒にきっかけをつくるのか、きっかけをつくっていただくのか、その辺りをよく話し合っていきたいなと思います。

そういうところで、次、2番目なんですけど、担い手不足というものがあるのか、ないのかというお話なんですけども、これ、総合計画にも書かれておまして、実際に担い手は不足しつつありますという文言が、第1の政策の柱のところには確かございます。ここで、実際いろんな町の活性化というものがあると思うんですけど、担い手不足となっているとしたら、そういった原因というのはどういうところにあ

ると思いますか、教えて下さい。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（正木博之君） いろんな地域であったり、いろんな団体であったりの中で、担い手不足という言葉といますか、その活動を継続していくという意味では、次のネクストの世代がなかなか関与してもらえへんのやという意味で、担い手不足という言葉がよく使われると思うんですけども、その原因ということです。

地域の活性化の鍵を握るのはやっぱり人材、人であるというふうに思います。その人の多様な人材が、全国のどこでも活躍できる環境の整備と柔軟な仕組み、人が活躍できるのと、柔軟に組織に入れるというか、仕組みというのは大切だと思います。その上で、この地域におきましても、これまでの仕組みとか価値観の枠組みにとられることなく、柔軟な担い手の受入れが必要だと思います。そういうようなことが議員のおっしゃる原因となるのかなというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） 活性化の鍵、担い手は人ですよ、やっぱり。人というか、人口減少を考えましても、地域の、僕は地域経営みたいな、ちょっと偉そうなことは言えませんが、人、物、金が資本だと考えたときに、物や金というのは、金はどんどん減っていくと思うんです。実際のところ、この人口問題はただの人口じゃなくて、少子と高齢化も同じ問題、別の問題かもわかりませんが、同時発生している問題だとすると、お金は非常にないでしょうし、ただ、ここで人という資本、先ほど一番はじめの質問で主監は、マンパワーは減っていく、それは数ですかということを確認したんですけども、数は減っていく、これは人口問題を当然前提にしているので、数は減っていくんですけど、人という資本で考えたときに、ちょっと経営的にです、投資して、その投資効果を得て、またそれを回収して再投資する、これが何となく経営的な感覚のサイクルだとしますと、人というものは投資対象として、これは僕、去年の6月かな、このお話したんですけど、人というものは投資対象になって、その資本というものは人材として拡大できるんじゃないかというふうに思うんですが、それについてはどのように思われますか。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（正木博之君） 人に対する投資が、そこが効果を得て再投資できるという意味ですよ。一番最たるは教育ですよ。これ、今の日野町で言うならば、次代を担う子どもたちにどう投資をして、そこで人を育てて、その効果を得て、さらにネクストの世代たちがこの地域をどうつくるか。でも今、野矢議員のお話を聞いて一番思ったのは、家庭もそうやなと思ったんです。自分の家庭で子どもを育てるということは、子どもにすごく投資をして、それで自分の家族というコミュニティ、一番小規模単位のコミュニティに再投資をするために、まずは投資していると。

結局人というのは、次の世代をつくるためにきちっと投資をするということはすごく大事なことやなというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） 投資、また拡大して再投資という概念がちょっと共有できて、非常にうれしく思います。

ここで、役場の中での生き字引だと思っております安田主監に、ちょっと過去のこともお聞きしたいんですけど、といいますのは、今担い手が不足し始めているという表現です。恐らく未来は、これから先へ行きますけど、不足しますよね。過去は充足していたんですか。

議長（杉浦和人君） 総務主監。

総務政策主監（安田尚司君） 充足していたというよりは、切磋琢磨して育てられたという経過があるんだろうと。昔は、わざわざ社会教育やとか云々とか言わなくても、いわゆる仲間を、余暇の問題も若干あったかわかりませんが、仲間をつくる、仲間と行動する、昔でいう青年団というものがあったり、そういう、共に何かをつくるということをずっと経験してやってきた人間が、はっきり言いまして、今支えてきたんだというふうに思っています。そこからすると、そういうものが今、なくなりつつある中でどうするんだというのが、実を言うと危機感があるんだと、私はそのように考えております。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） 私の想像の答え、いただきました。といいますのは、次の質問にも移るんですけど、今、担い手が少なくなりつつあるというのは、私自身は過去担ってくれていた方がまだ活躍されていて、過去の定義によりますけども、これは私も、立候補するときも、最近もそうだったんですけど、うまく世代交代が、まだ済んでいない町だと思っているんです。つまり、先輩方のバトンがうまく次の世代に行き渡っていない、いろんな理由があるんです。先輩方が元気過ぎてバトンを渡すのを忘れているとか、それを見てバトンを取りに行くことすら浮かんでもいないとか、いろんなことがあると思うんですけども、世代交代がまだ済んでいないんじゃないかという認識は同じでしょうか。

議長（杉浦和人君） 総務主監。

総務政策主監（安田尚司君） 全てではないです。一部、当然ありますが、やはりはっきり言いまして、団塊の世代等の皆さんに頼ってきて、ずっと上がってきたのは、これは事実だろうというふうに思っています。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） 以前というか、多分、流れとして地域の中でいろんなことを学ぶ機会があって、団塊の世代が数が多くて、争いか分かりませんが、食う食われ

るみたいなの、取らな誰かに食べられちゃうみたいなのところもあって必然的に育て上げられてきたとしますと、例えば子ども会があって、地蔵盆とかで地域の祭り、日野祭とかいろんな、ほかの地区の祭りもあると思うんですけど、多分当時青年団の加入率が相当高かったですとか、公民館、実行委員、自警団、消防団、地域の役、ちょっとゆとりの出た定年後ぐらいに町のことに貢献しようかと、こんな流れかなと思うんですけど。

私、以前は地域の担い手というのは、ある種の年代になると、ちょっと表現が合っているか分からない、ところてんのように地域の担い手がぷるんぷるんと出てくるんだと思っていました。ここに材料があって。でも、今の感覚で言うと、ある世代がだつと、ちょっと前からやってくれてはって、実は次の担い手はそうそう、そういう感覚では、ところてんのように出てきていない、そういう認識です。

議長（杉浦和人君） 総務主監。

総務政策主監（安田尚司君） そうです。そうですし、実際の数が違いますので、はっきり言いまして。もう1つは、はっきり言いまして、時代の流れと社会の変化によりまして、家庭での子どもというか、育て方といいますか、接し方といいますか、その辺も変わってきたのもあって、やはりこれは必然的に社会の流れの中でなってきたものであって、この世代が悪いんだ、これが悪いんだという話ではなくて、じゃあこれからどうするんだというのが今、問われているところなんだろうなというふうに考えています。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） 実際、家族という最低単位のコミュニティみたいなものが核家族になって、3世代でもないことで、またそこで学びが1つ減ったりですとか、あと、時代で言うと、とてもとても町に自分から何か捧げていく余裕がないような時代かなと。理由を挙げるといっぱいあるんですけど、核家族になったり、地域コミュニティ自体も結びつきがちょっと薄くなりつつあるですとか。あと、私たちには実感があるんですけど、長年働いても所得が増えない、定年後も年金がどうか分からないので、もう既に多分あることだと思うんですけど、70歳まで働くようになったと。当時は60でとか、もしくは早い方はもうちょっと前からゆとりが出てきたものが、それは金銭的にも時間的にも、両方ゆとりがないというふうになってきたときに、私たちがその頃にといい、ただ年代、年だけのことを考えますと、もっとゆとりがないのかなとか思いますと、町の中に入っていくタイミングがない。機会がない、タイミングがない。なので、そういう意味で言いますと、世代としてバトンが渡っていくというのは、もしかしたら幻想なのかなと、今後は。なので、私たちの世代に主監の世代から、さらにその先輩から主監で、私の世代の間にまだ世代ありますかね、にバトンが渡ってくるイメージというのは、何となくできますでしょ

うか。

議長（杉浦和人君） 総務主監。

総務政策主監（安田尚司君） 実を言うと、人自体が変わってきている。違う意味、8掛けと言いますね。年齢が昔に比べれば8掛けぐらい若くなっているんだと、こういうふうに使われます。ということは、昔は70、75、もうじいちゃんやな、もうそこそこ、もう結構ですわと、こういう時代があったわけですが、今、70、75の人にそういう感じという人は非常に少なくなってきたということからすれば、活躍されるのであれば活躍されたいいいじゃないかと、そういうことなんです。だから、下から出てきいひんやないけど、別にそんなにやいやい言わんでも、いやはらへんなったら出てきますがなと、こういう話もあるので。ただ、さっきありましたように人材の中で言えば、小さい頃からいかにこの地域のこととか、そういうことをしっかりと身につけるかということは、すごく大事です。それは大事です。だから、それが基にあって、次の世代が、あかんねやったらしようがないな、私らがじゃあ、行きましようかというようになってくるんだと。だから、わしらもこんなに元気やけど、おまえらもうちょっと来いやというのはなかなか難しいような気がします。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） 元気な諸先輩方のところにしゃしゃり出ていくのは非常に難しいです、実際。確かにそういうことで、世代でバトンが渡っていくという、そんな感覚はもう要らないのかなという意味で言いますと、担い手を探す、担い手をつくるという表現自体も、もしかしたらちょっとそぐわないのかなと思うところもあります。ただ、担い手という言葉がそぐうところもありますよ。ありますけど、何となく今言っているテーマで言いますと、担い手ということではないのかなと思いつつながら、じゃあどういふ人が、担っちゃうと次担う人も探さなあかんので、担っちゃいたくもないし、担っちゃわせたくもないという。

なので、そういう意味では暮らしや文化というものは、どっちかという担うものではなくて楽しむものかなというふうな考えますと、みんなが伝統行事とか文化、集落のことも、できれば農業的なこととか商業的なこととかもみんなが楽しんで、いろんな世代がやっていくのがいいんじゃないのかなと思うと、育成という意味で言いますと、担い手を育成するというところではなくて、人材を育成すると、人材は育成すべきやと僕は思っているんです。なので、特定の担い手を育成するんじゃないで、人材が町中にたくさんいれば、どこか足りないところに担い手は出てくるだろうと。そこで担い手が出てこないとすれば、それは何かその制度か仕組みに問題があるかもしれない。そんなふうな考えていきますと、町中にいろんな人材がたくさんあふれて活躍するということが理想なんじゃないのかなというふうなと

ところで、3番目の質問をしたいと思うんですが、この町で人材育成の仕組みというものは確立できているのかなというところを、ちょっとお聞きします。生涯学習課にお願いいたします。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（吉澤増穂君） ただいま人材育成という部分で、生涯学習課のご指名をいただきました。次の世代を育成していくという部分での、地域での人材育成という意味で質問いただいたというふうな理解をした中で、現時点でそのことができている部分について、幾つかの例をお示しさせていただきたいなというふうに思います。

地域の中では、公民館をはじめとして各種の委員というものを、地区公民館単位などで多いんですけれども、そういった中で様々な組織ができておまして、この委員がそれぞれ地域の中から選出されてきたという歴史がございます。その中で、その委員の皆さんはそれぞれの組織の中で、前の世代の方からいろいろな知識を頂くなど、その組織に精通するようになってきた中で、やがて地域のリーダーとして活躍していただいているのではないかとこのように考えております。

また、子どもたちを育てていく中では、地区公民館活動の中で、運動会に中高生のボランティアを募集して、子どもを含んだ全世代対象の公民館事業を、そのほか実施することなどで、子どもの頃から公民館に慣れ親しみ、地域で頑張る大人の姿を見ることで、大きくなったら公民館や地域で社会貢献をしていきたいと思えるような活動ができてきたのではないかなというふうに考えております。また、これは子ども会の活動などでも、その子どもが、自分たちが体験させてもらったことを次にボランティアとしてやっていくことも、いろんな形で地域のリーダーとして成長してきたものであるかなというふうに考えております。

そのほかで、最近の活動の中では従来型の、今申し上げた地区推薦の委員というものではなくて、自発的に活動したいという方々が地域の中で集まって、課題解決に向けた取組を進めていただいているといった事象もございますので、こういったことも新しい仕組みではないかというふうに感じております。また、日野駅のなないろというところでは、日野高校生がカフェを経営する活動や、日替わり店主が地域に入って声を聞いて、人をつなげる活動がされてきておまして、これも地域の中の人材育成につながっている新しい仕組みではないかというふうに感じております。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） 地域の中で、やはりもまれていくとといいますか、人を見て、背中を見て影響を受けていく、これが一番強いのかなと思うんですが、ただちょっと、大分期待した仕組みになっちゃうかなという気もしているんです。といいますのは、

以前からその形だったと思うんですよ、昔から。この形が急に最近始まったわけでもないし、ずっと続いているよいところだと思うんですけど、でも未来的に人材にちょっと不安があると考えますと、やっぱりそれは十分ではない。僕自身が町の、小さい頃してもらったものを見て、あんなふうになりたいと思って覚えていたかという、あんまり覚えていないんです、実際のところ。感謝していますけど。今から思うとすごいなと、これはすごいなと思うんですけども、覚えていません。なので、そういう意味で、音楽の町日野ということで、以前ここで、議会に成人の方に来ていただいて、音楽でお世話になったので、自分が恩返ししたいと聞いて、びっくりしたんですよ。そういうこともあるんやなと思って。なので、そういうこともあるでしょうし、そこに完全に期待できる仕組みとも言い切れないんじゃないかなということもあって、ただ、確かに駅のなないろですとか、そういう機会がたくさんあるということはとてもすてきなことだと思っているんです。ただ、やはり仕組みというものをつくるということで言いますと、僕、かなり必然性を狙った仕組みを町の中につくってほしいなというふうに思っているんです。

これは去年の6月も、ちょっと仕組みとして、マネジメントする側として偶発的なものに期待するというのは仕組みとは呼べないんじゃないのという話を多分させていただいたと思うんですけども、例えば子どもに本を読んでほしいなというときに、子どもが本を借りたいというときに図書館に連れていくようにしていますというのは、1つの子どもに本を借りてもらうきっかけではあるんですけど、子どもが本読みたいと言わなかったら図書館へ行かない。でも、毎週図書館に子どもと行くようにしていますということであれば、子どもに借りる機会を常につくっているというような、こっちのほうが多分仕組みかなというふうに思っています、そういうような、例えばスタッフとか職員の方、もしくは何か町の方が、やりたいと言ってきたらいつでも応援しますよ。だから、やりたいと言ってくるのを待っていますというのも1つの応援の方法なんですけど、やりたいとか聞くまでもなく、やりたい人ができる準備をしておくという、それが、なないろとかもそうなんですけども、ああいう場所があることでそういうことが行われると、そういうような仕組みというのは、誰にでもできるプロセスをつくっておくことによって、再現性であったり持続性がある。そういうようなものを町の担う、私たちはつくっておきたいなということをすごく思っています。

そういう意味で、例えば防災士の講座があると思うんですけど、防災士の講座には補助金が確か出ると思うんですけど、これはなぜ補助金の要件があるのかというのを、ちょっと一度教えていただいてもいいですか。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（藤澤 隆君） 防災士の資格を取得するための補助金ということで、ご質

間やと思います。

町で一定の防災士さんを確保する中で、町とともに、補助金を出させていただいて防災士さんになっていただいた方と一緒に日野町の防災力を、地域の防災力を引き上げていこうという、そういった考えで、その防災士さんにそういった役割を担っていただくという意味で、補助金を支給させていただいているというものでございます。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） 防災士は、消防の話も先日谷議員のほうから出ましたけども、町にはそういった担い手がたくさんいるほうがいいんじゃないかなと、そういう趣旨もあってだと思えます。町全体で防災士は何人、常にいるほうがいいなという連絡会があって、各地域でもそれぞれ防災士さんがいるといいんじゃないかと言えば、そっちにも補助金が対象になっていますよね。

そのときに、例えば防災士を1つの学びと地域貢献の仕組みだとしてちょっと例に挙げますけども、そのときに、もちろん費用がかかるんですが、その補助金要件が、町の中で防災の計画を立てて、地区で計画を立てたものを持ってきて防災士に申し込むということが確か補助金要件だったと思うんですけど、実際には、例えば防災のことを町で考えたい、小さな地区で考えたいので、防災のことを学んでから計画を立てると思えます。今町に、私の住んでいる字に計画がないとして。だから、こういうようなところが1つの学びの仕組みのステップとして何かすっきりしないというか、そこで本当にこれを、防災士さんが各地区にいるほうがいいということであれば、防災士の試験を受けてから、もしくは講座を受けてから防災の計画を立てて提出するという流れだと、結構学びのステップがスムーズですとか、そういうようなことを考えていきますと、学びというものの仕組みというものが何かしつかり、あちこちにカリキュラムがあるとは言えないのかなと思っているんです。

例えば、私、地区の役に立ちたいですという人が現れたとします。役場に出て、もしくは私が、何か地区の役に立ちたいと、今何ができるか分からへんけどと言ったときに、どういうふうに、じゃあこうして下さいというのは何かありますでしょうか。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（正木博之君） ありがとうございます。仕組みがあるかということ、具体的なそのメニューがあるわけではございません。ただ、多分企画振興課に、もしそういうご相談があったときには、じゃあ役に立ちたいの中で、例えばテーマをお聞きするとか、だから障がい福祉のボランティアをしたいと言わはったときやったら、例えば障がい児学童のボランティアにつなげるとか、何か地域のこと全体で、何か若者と一緒をしたいねんというねやったら、今、青年団は大分弱体化していま

すが、その青年団の中で一緒にイベントをやったらどうですかとか、いろんな、そういう今ある資源の中の取組の中のところとおつなぎすることは、町としてはできるかなと思います。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） 既存のところをコーディネートしていただくということで、そういう意味での支援というのは私、この日野町役場の皆さんはとても親身に、寄り添いというやつですね。お答えをいただいたり、ご対応いただけると思っているんですけども、人材への投資というもので考えますと、蓄積だと思っているんです。蓄積というのは、何かぼんと1個やったからと、どかんと何か生まれるわけではなくて、ちょっとずつちょっとずつ蓄積されていく、その蓄積というのを2つのジャンルに分けるとすると、1つは学習の機会だと思っています。もう1つは、経験の機会だと思っています。これが繰り返し多くの人に与えられている状態が、素晴らしい状態なんじゃないかなと。誰かが、すごい人がいることが素晴らしいとか、すごい商品があるとか、すごい特産品があるということもそれはそれですばらしいんですが、ではなくて、もっと内面的な強さというか、人材というもので考えていくと、学習の機会と経験の機会。

例えばある青年がしまして、私にこう言ったんです。「大学を卒業するときに島根県に行くんだ」と、ご存じの方おられると思うんですけど、雲南市に行くと。何しに行くのということで、「まちづくりしに行くんですよ」みたいな。その子が言うには、雲南市にまちづくりに行くと、補助金をもらいながら、雲南市の課題をどうすればいいかという、学びと実践する機会が与えられているんだよと。日野町でやるんじゃないんや。そういう環境があったら、それはそっち行くかなという、これを行っているところがやっぱりあるんです。

そういうようなことで言いますと、そこは、ただそこだけで言いますと、チャレンジ推進条例という条例もつくって、子どもチャレンジ、若者チャレンジ、大人チャレンジ、企業チャレンジ、企業さんを巻き込んで、当然役場の中でもチャレンジが行われてやっていると。以前お話しさせていただいた、宮崎のこゆ財団も似たようなことをしているわけなんですけど、こういうようなある種の仕組み、これは完全に仕組みです。私がとても行きたいなと思うところの仕組みというのは、本当に「何とか塾」があるんですよ。人材育成塾みたいなものが。そこまで必要なのかという、この町の育成の仕組みを今お聞きした段階では、そんなことは必要じゃなく、町でもまれて今までやってきたんだよという事実はあるんですけども、本当に一部のジャンルの担い手ではなくて、広く、さらに蓄積という意味でやっていくときに、そういったカリキュラムのある学び、そして、企業も巻き込んだ実践の場というものが、非常に生きてくるんじゃないかな。それがよそからも来たいという人が来ると

いう、たまたま活躍する人がいたらいいなというところでは、よそから来る理由がないんです。この町の課題を解決しに来る理由がない。きっかけがない。それを知ることもない。なので、こういうようなことが1つ行われてもいいのかなど。そこには地方創生交付金、ふるさと納税を財源としたことが多いです。こういうようなカリキュラム的なことについて、ちょっと検討の余地があるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょう。

議長（杉浦和人君） 総務主監。

総務政策主監（安田尚司君） 非常にユニークな仕組みでありますし、大いに参考にして考えていくべきかなというふうに思います。ただ、それも当然両輪の中の1つとして、もう1つの両輪のほうは、従来からある公民館というのがございます。そこは、今言いましたように、学んで実践するための場所なんです。ですから、駆け込み寺みたいに行っていただいていた方がいいんです。こんなのと、あれどうなったのよ、これどうなったの。そこで、こんなこと、同じことを考えた人は、いはりますよと。じゃあ、一遍あの人と相談したらどうですかと。2人、3人寄れば、それで十分に公民館使っていただいて、その課題をどうしようかと。じゃあ、一遍あの先生呼ぼうかと、一遍呼んであげようかと。そういうようなところから、しっかりと人材が、私はそれができてきたら、そして実践して、失敗しても、これは大きな人材として育てていくんだと、そのように思っていますので、先ほどおっしゃったのと両輪で、そういう形もできればいいなというふうに聞いておりました。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） 公民館です。非常に公民館は、以前から公民館で何でもやってくれたらええんやというお話も伺っていますので、こういうふうに生かされたらいいなと思うところなんですけど、公民館でこんなことがあったら、こっちとこっちが結びつくよみたいなことをできるためには、そういったコーディネーターの、これも多分育成だと思えますよ。今、そのポジションを、今いる方に、とにかく数ということではというだけではすごく、多分成立するかどうかというところで、やっぱりそのためにも20人ぐらいはそういうものについて精通して行って、配備されるか、もしくは町の中で連携していくみたいな、そういうことも考えますと、そこに特化してもいいんですけど、コーディネーションするとか、そういうようなことをしてもいいと思いました。

あと、公民館でいいますと、何かちょっとゲーム的な感覚なんですけども、経験値を積むには何かの依頼があつて、それを達成すると報酬があるみたいな、ゲームの中ではこういうことがあつて、経験値を積んでいくという、すごくたくさんあるんですけども、そういうような感じで、例えばシルバー人材センターのように仕事があつて、報酬があると。これがどんなものか分かりませんが、公民館にも各いろ

んな方からの依頼と報酬みたいな、そういうような仕組み、ギルドみたいな仕組みがあっても、経験の場として面白いのかなと。そういうような経験を積んだ方が、また新たな違うステージに行くとか、そういうようなこともコーディネーターというようなところがあればできるのかなと思うんですけど、こういうことは、もう1つ提案型協働事業が、これも以前からちょっとお話ししてはいたけども、これを成り立たせる、成立させる1つの政策かなと思っているんです。なので、どんどん経験の機会をつくるために、町の課題を主体的に解決する団体組織、個人を募集しますというような提案をこなしていただきたいなという希望を持っています。

そんな感じで新たなチャレンジを、先ほど総務政策主監のお返事はかなり前向きな、両輪でというようなお答えもいただきましたので、わくわくして期待しているところです。例えばこういうようなスクールのことは、滋賀県下でもレイカディアスクールですとか、例えばですけど、そういうようなところはとても素晴らしい取組で、地域に貢献する方を対象にボランティアをするスクール、ちょっと年齢があるんですかね、というふうに伺っております。こういうことが、年齢関係なく町の中にも取り入れて行われるといいなと思うところなんです。そういうふうに、担い手というジャンルを区切ったものではなくて、できるだけ多くの方、子どもでもいいと思うんです。子どもが町のことに課題解決する、夏休みに子どもと一緒に町の課題1個解決するために何かやってみる、これは機会の問題だと思うんです。宿題のリストであれば、何かできる。それが、休みの日にバイクをいじる代わりに、町の課題を解決するようになるのかも分かりませんし、ママ友が集まって何かするのも分かりません。そこは分かりませんが、とにかくそういう機会を、それってこういうふうに携わっていいんだという機会を、とにかく山盛りつくっていただくと、また経験を積めるのかなと思うところです。

そう考えますと、できるだけみんなで作ったりみんなで参画するというのを、当たり前のこと、つまり担い手というのは特別で、あんた、これを担いなと言われてたらめっちゃめっちゃ特別だし、荷が重いんですけど、ほんなら休みの日にこれやったらいいやん、僕はこれやってるで、あんた何かこれやったらみたいなことが当たり前になる。家族でこの間こんなことしてきたわみたいな、家族で古民家のベンガラ塗るのを手伝ってきたわみたいな、子どもが絵の具みたいで喜んでたわみたいなことが、町のあちこちで起きるようなことが理想なんじゃないかなと思いますと、全世代を巻き込んだ政策が必要だと思います。

そのこの1つに、総合計画にも書かれていますし、来年度予算でも、新年度予算でもあると思うんですが、若者会議です。町長が以前からおっしゃってまして、私もとても期待しているものでありますが、そういうものが、この若者会議もそれに

当たるのかなと思うところですが、いかがでしょうか。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） ご質問いただきましてありがとうございます。若者会議についてもご質問いただきました。

持続可能な町をつくっていくためには、今回提案をさせていただいております総合計画の将来像にもありますとおり、あらゆる世代や性別、立場の皆さんのご意見が反映されて、誰もが輝いていただいて、共につくっていく町というのが、本当にそのように進めないといけないという思いでございます。

ただいま新年度の若者会議、仮称でございますけれども、こちらにつきましては、10年先、20年先の日野町で暮らし、この町をつくる世代の皆さんに、日野町での働きやすさ、暮らしやすさ、子育てしやすさ、夢と希望のあるまちづくりなどについて意見を出し合い、みんなで作る、参画する未来へのまちづくりの種まきとなる取組にしたいと考えております。その中身につきましては幾つか詰めて、さらに発展をさせていく必要があると思っております。純粋に、今まで若者だけに聞くという機会もなかったのかなと、そういう、お聞かせいただきたいというところと、ただ、先ほど来お話いただいたとおり、その世代がやはり主体的にまちづくりに、もちろん今関わってくださっている方、たくさんおられますけれども、やっぱり大きく関わっていくというその主体性をいかにつくっていくかが非常に大事だと思っておりますので、その辺りも非常にテーマになってくるかなと、そのような考えでございます。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） とにかく、今までなかった取組ですし、今までなかった取組はどんどん行っていただきたいと心の底から思っています。今まで関わりがほとんどなかったようなターゲットに絞った、こういった若者ですとか、そういう意味では女性だけ集まってもらってもいいのかもしれないし、そこはいろいろな形が取れると思うんです。そういった取組は本当に行っていて、若者会議には私も入っていますかね、年齢的に。入っていますね。ありがとうございます。ちょっとこの中でも言いますと、この中で言っても、例えばこの若者会議というものが非常に面白い取組なんですけど、マイノリティになると思うんですよね。なので、まちづくりの現場、マイノリティというのは少数ということなんですけど、いわゆるまちづくりの現場みたいなことでいうと、1つ心配しているのは、ターゲットを絞ったときにそこが少数意見になってしまうのが1つ、心配というか、多分考えていったほうがいだろうなというところなんです。そうしますと、若者がやっていることやろうとなってしまう。何々がやっているところやろうと、人ごとのゾーンが増えてしまうというのが1つ、心配しているところなんです。ただ、それはそれで、ぜひ

行ってほしいんです。

そういう中で1つ、全住民を対象にしたものを1つ添付資料で見たいんですが、仮の名前ですが、仮想未来会議というふうに、仮で名前をつけています。仮想というのは仮面をつけるという意味じゃなくて、未来を想定するという意味です。仮想未来会議というのは、例えばさっき言った2040年を決めるとすれば、参加していただいた方が全員2040年に生きているんですよという前提で物事を考えて下さい。といいますのは、今、町の中でいろんな懇話会も、この若者会議も女性の会議も、いろんな会議があるとして、基本的には今の自分の立場で参加すると思うんです。なので、今の自分の利害関係や、今の自分ならこういう意見だなということ意見を出すことがほとんどの会議だと思うんですけども、それだと総論賛成、各論反対にもなりやすい。客観的に見づらいということもあって、この仮想未来会議、例えば2040年設定で、みんなでくじを引いて、あなたは2040年の、主監は20代ですよみたいな。2040年の20代かということ想定しながら会議に臨む。ほかにも、私は70代か、ちょっと経験しないことを想像するのは難しいこともあるんですが、それは自分以外の立場に立って、物事を客観的に見て会議をする。そういうくせと、あとそれによってみんなが自分ごとになって、かつ対象を全年齢、全属性を対象に呼び込めるということが1つ、メリットにあるかなと思うんです。

こういうようなことから、未来がどんな町になっていてということをお願い話し合っ、その中でそれぞれが問題点を出し合うと。そうしますと、自分にメリットのある問題点を出すのではなくて、その立場から問題点を、自分の口から発することによって、若者のことも自分ごとになる人が出てくるかもしれない。年配のことを自分ごとになる若者が出てくるかもしれない。そういうようなこともありまして、こういうような仮想未来会議というジャンルがあってもいいのかなと思っています。そこからまた実践の機会ということで、ワークショップ形式で、じゃあその課題をどうやったら今、解決できるのかな、今、これをどうやったら防げるのかなということも、興味のある方で実践していく。これを繰り返していくみたいな、こういうようなことも1つ、ターゲットを絞った会議だけじゃなくて、全対象にした会議というのもできるんじゃないのかなと思っていますが、いかがでしょうか。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（正木博之君） ありがとうございます。実際に自分が20年後、どのようなステージでどういう生活をしているか、どういう暮らしをしているか、また周りがどうなっているかというイメージをしながら参画して、会議に参加するという、大変よいことかなと思います。

次の若者会議に、このようなことも取り入れさせていただけるのかも含め

て、また検討させていただきたいと思います。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） 今日未来を考えて、人口減少を前提にした質問をさせていただきました。実際に人口減少をしていくということは、ややもすれば暗い話になりがちですし、どこに行ってもちょっとどうにもならへんような話ばかりで、頑張っていきましょうで終わっちゃうみたいなことは、やっぱり面白くないですし、建設的じゃないと思うんです。なので、自ら建設的な話題をどんどんどんどん投げていって、建設的な機会をつくっていきながら、今捉えておられる問題を吸い上げて、解決していくと。できればそこにできるだけ多くの方が関わっていく、そんなようなことが行えるといいなと思っています。

私自身、付け加えておきますと、人口が減少することは必ずしも悲しいことではないし、高齢社会もめでたいことだし、みんなが幸せに暮らすことができると思っています。なので、できるだけ明るく豊かになることを具体的に進めていくということで、この総合計画、来年度の予算も含めて、どんどん新しい取組が行われることを期待いたしまして、私の質問を終わりにいたします。

議長（杉浦和人君） 以上で通告を受けました一般質問は全て終了いたしました。

以上をもって本日の日程は終わります。

委員会審査および調査につきましては、16日午前9時から総合計画特別委員会を、総合計画特別委員会終了後および17日の午後2時から予算特別委員会を、18日午前9時から総務常任委員会を、午後2時から産業建設常任委員会を、19日午後2時から厚生常任委員会を、22日午前9時から地方創生特別委員会を、午後2時から議会改革特別委員会をそれぞれ開き、委員会の審査および調査をお願いいたします。各委員会の招集につきましては、委員長の通知を省略いたしますので、あらかじめご了承ください。

3月26日には本会議を開き、委員長報告を求めますので、定刻ご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

一同起立、礼。

— 起 立 ・ 礼 —

議長（杉浦和人君） ご苦労さまでございました。

— 散会 17時58分 —